

環境研究総合推進費  
令和7年度制度評価報告書

令和8年3月

環境研究企画委員会



# 目 次

第1章 制度評価の実施	1
1. 評価制度の目的	1
2. 評価者	1
3. 評価対象	1
4. 評価手順	1
5. 評価の内容	1
第2章 環境研究総合推進費の概要	3
1. 研究制度の目的等	3
2. 研究制度の概要	3
3. 行政要請研究テーマ	6
4. 行政推薦	9
5. 戦略的研究開発	11
6. 環境問題対応型研究	16
7. 革新型研究開発（若手枠）	20
8. 運営体制	24
9. 環境研究総合推進費の活用状況と成果	34
10. 主要研究成果	40
第3章 評価結果	45
1. 行政要請研究テーマ	45
2. 審査・評価	47
3. 若手支援の在り方	52
4. 小規模枠	53
5. 戦略的研究開発	54
6. 環境研究総合推進費のプロモーション	55
7. 研究終了後の社会実装	56
8. その他	57
9. まとめ	59
参考資料1：環境研究総合推進費の主な成果	60
参考資料2：競争的資金の事例	70

## 第1章 制度評価の実施

本制度評価は、環境研究総合推進費調査研究及び技術開発評価実施細則（平成29年改正、以下「実施細則」という。）に従い、以下のとおり実施された。

### 1. 評価制度の目的

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）が研究制度として環境政策上妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか又はその見込みがあるか等の観点に留意して、制度評価を実施する。評価結果は、推進費の見直し、より良い施策の形成等、制度の継続的な改善のために活用する。

### 2. 評価者

環境省が設置する環境研究企画委員会（以下「企画委員会」という。）

### 3. 評価対象

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの推進費制度の運用に係る事項

### 4. 評価手順

- 令和7年5月2日 第1回制度評価専門部会
  - ・推進費の制度と実施概要の確認
  - ・令和2年度制度評価報告書提言事項に対する対応状況
  - ・制度評価の実施方針（進め方）及び評価項目の討議
  - ・書面調査を含む評価方法の検討
  
- 令和7年5～6月頃 書面調査（対象：環境研究推進委員会研究部会委員（以下「推進委員会部会委員」という。）、書面評価専門部会委員（以下「書面評価委員」という。）、環境省関係課室、（独）環境再生保全機構（以下「機構」という。）の実施
  
- 令和7年7月31日 第2回制度評価専門部会
  - ・書面調査結果（概要）の確認
  - ・論点整理、意見出し
  - ・論点討議（行政要請研究テーマ）
  
- 令和7年8月 書面調査（対象：形成プロセス変更後開始の戦略的研究開発 S-22、S-23、S-24、SII-12）の実施
  
- 令和7年10月24日 第3回制度評価専門部会
  - ・論点の現状整理と改善の方向性について
  
- 令和8年2月13日 第4回制度評価専門部会
  - ・制度評価報告書（案）

### 5. 評価の内容

推進委員会部会委員・書面評価委員、環境省推進費関係課室及び機構に対し、推進費の政策目的、行政要請研究テーマ、採択審査方法、中間・事後評価方法、若手研究者の支援強化等について意見を求め、その回答を踏まえて、令和7年度制度評価の主要論点を下記のとおり整理し検討を行った。

評価に当たっては、令和2～6年度の追跡評価結果等も活用しつつ、環境省や機構など推進費を運用する側、研究者など推進費を利用する側の双方の視点に留意した。

#### 令和7年度制度評価の主要論点

##### 1. 行政要請研究テーマ

- (1) 重点課題と行政要請研究テーマの位置付けと関係
- (2) 行政要請研究テーマの粒度及び領域間のばらつき

##### 2. 審査・評価

- (1) ヒアリング審査・評価方法変更(対面→ウェブ)
- (2) 中間評価・事後評価方法変更(ヒアリング→書面)
- (3) 審査・評価委員の構成
- (4) 行政推薦の在り方
- (5) 基礎、応用、実用研究の各段階に応じた評価基準
- (6) 環境行政上の意義の評価

##### 3. 若手支援の在り方

##### 4. 小規模枠

##### 5. 戦略的研究開発

##### 6. 環境研究総合推進費のプロモーション

##### 7. 研究終了後の社会実装

##### 8. その他

- (1) 表彰制度新設
- (2) 国際共同研究の在り方

## 第2章 環境研究総合推進費の概要

### 1. 研究制度の目的等

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策への貢献・反映を図る（「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月23日環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）より）ことを目的とした、環境政策貢献型の競争的研究費である。

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、「推進費においては、当該推進戦略において設定する、環境分野において今後5年程度の間で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題（重点課題）の解決に資する環境行政のニーズを提示することを通じて、環境研究・技術開発を着実に実施するとともに、機構による配分・重点化を通じて環境政策への貢献・反映をし、社会課題の解決につなげる。」としている。

### 2. 研究制度の概要

#### （1）予算額

推進費の予算額は、前回の制度評価を実施した令和2年度以降、50億円前後で推移している。

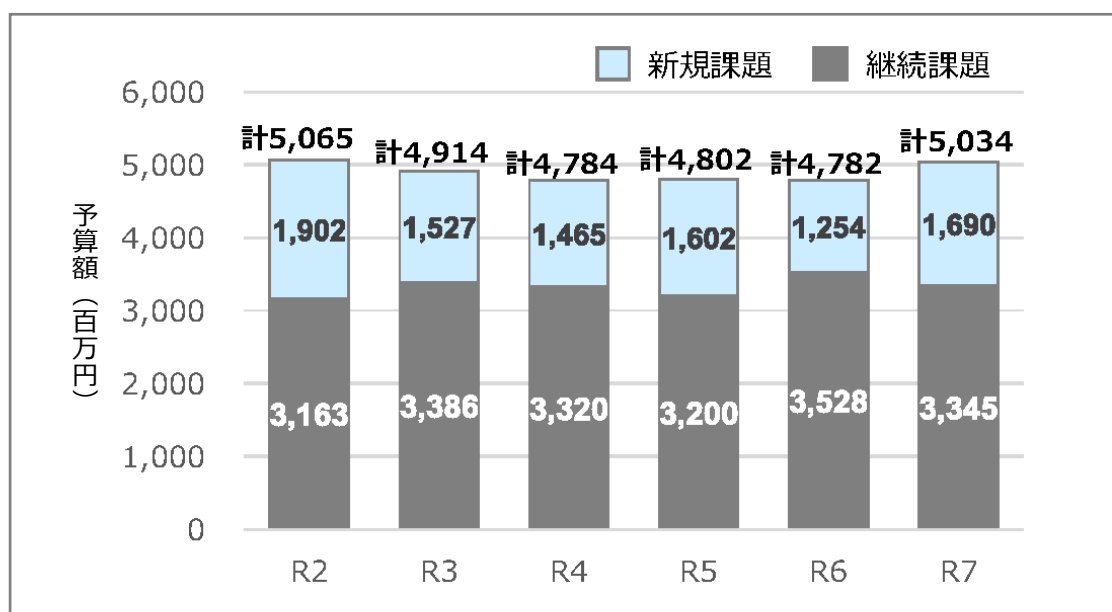


図1：令和2年度以降の予算配分額状況

#### （2）対象領域

研究対象領域は、推進戦略に示された、①統合領域、②気候変動領域、③資源循環領域、④自然共生領域、⑤安全確保領域の5領域である。

(3) 公募区分

公募区分	研究開発費の支援規模 (※1)	研究期間 (※2)	委託費・補助金
環境問題対応型研究 (一般課題)	4,000 万円以内/年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究 (技術実証型)	4,000 万円以内/年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)	2,000 万円以内/年	3年以内	委託費
次世代事業 (補助率1/2) ア. 「技術開発実証・実用化事業」 イ. 「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」	ア. 1億円以内/年 イ. 2億円以内/年	3年以内	補助金
革新型研究開発 (若手枠A)	600万円以内/年	3年以内	委託費
革新型研究開発 (若手枠B)	300万円以内/年	3年以内	委託費
戦略的研究開発 (※3)			
戦略的研究開発 (I)	3億円以内/年	5年以内	委託費
戦略的研究開発 (II)	1億円以内/年	3年以内	

※1 間接経費 (30%)、消費税を含む1年間の上限額。

※2 研究期間は1年単位で申請が可能です (但し、戦略的研究開発を除く)。

※3 あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題 (サブテーマ) を公募します。

図2: 環境研究総合推進費の公募区分

(4) 研究実施の流れ

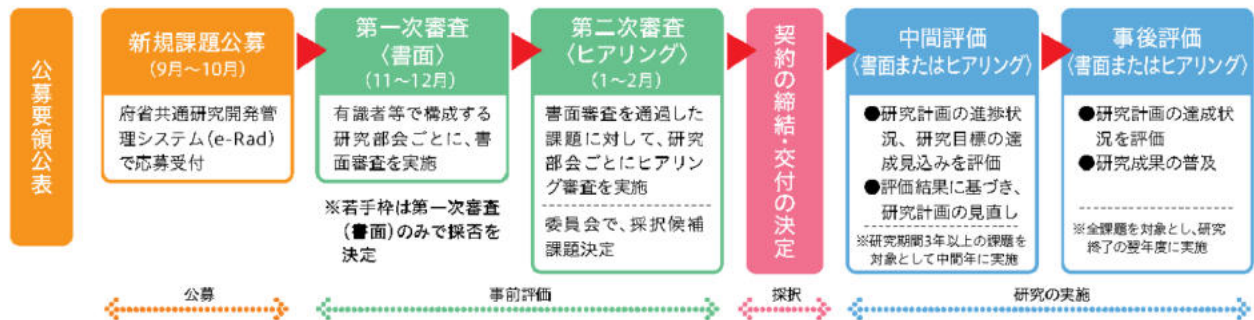


図3: 公募・研究実施スケジュール(2025 年度推進費パンフレットより)

(参考) 推進費の実施体制・運営体制

令和7年度(2025年度)時点における推進費の実施体制、運営体制の概要は、次のとおりである。機構では、研究経歴のある専任のプログラムオフィサー(PO)をそれぞれの研究課題に対して配置し、研究管理の観点から、研究の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等を行って、必要に応じ研究計画や成果報告書に対して指導、助言を行っている。



図4: 環境研究総合推進費の実施体制

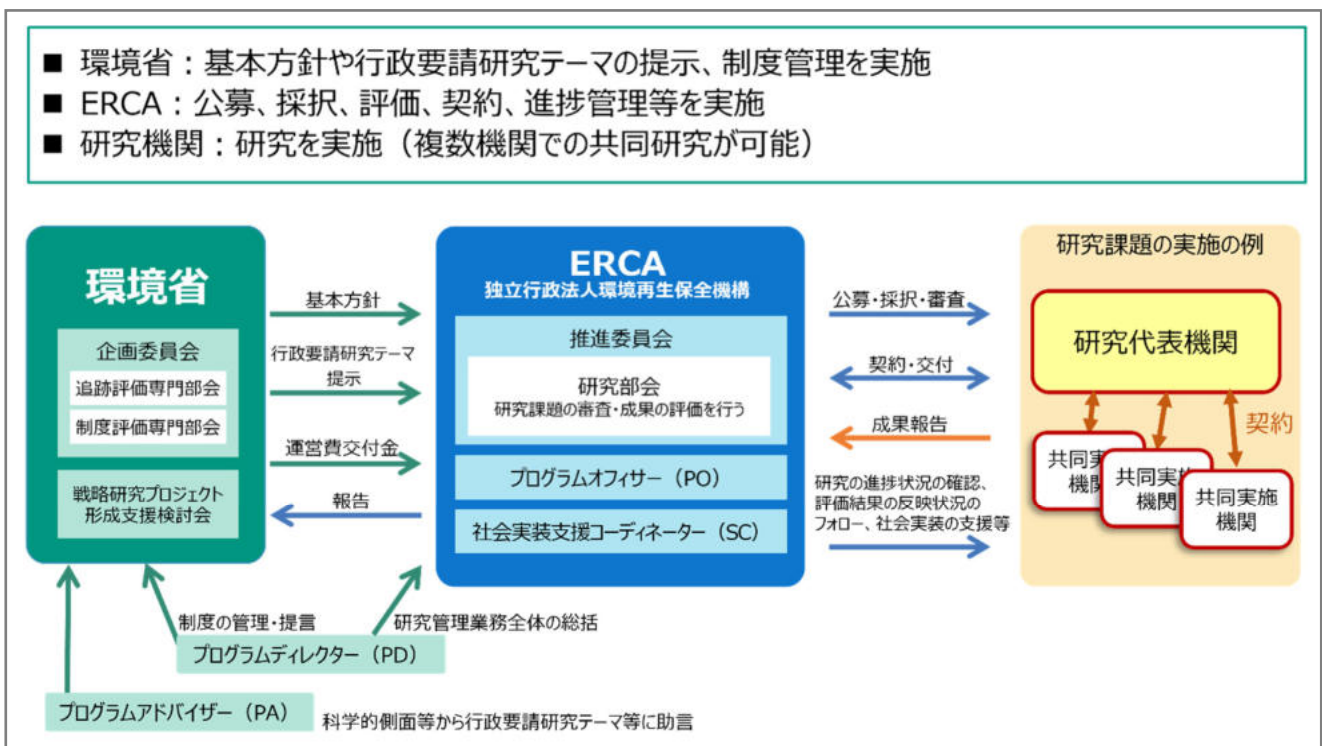


図5: 環境研究総合推進費の運営体制

### 3. 行政要請研究テーマ

#### (1) 行政要請研究テーマの定義等

推進戦略では、中長期的に（～2050年頃）目指すべき社会像を設定した上で、環境分野において今後5年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題として、16の重点課題が示されている。

環境省は、速やかに研究成果を環境政策に反映するための環境研究・技術開発のテーマとして、この16の重点課題ごとに、毎年度の公募時に、「行政要請研究テーマ」を提示する。

行政要請研究テーマは、環境省の提案課室がプログラムディレクター（PD）及びプログラムアドバイザー（PA）と意見交換を行い、企画委員会での検討を経た上で形成される。

公募区分のうち、環境問題対応型研究、次世代事業及び革新型研究開発（若手枠）において、申請の際に自身の研究提案に適合する行政要請研究テーマを選択する（該当は任意）。なお、新規採択審査にあたっては、行政要請研究テーマに適合する提案が重視されるが、適合は申請にあたっての必須条件ではない。

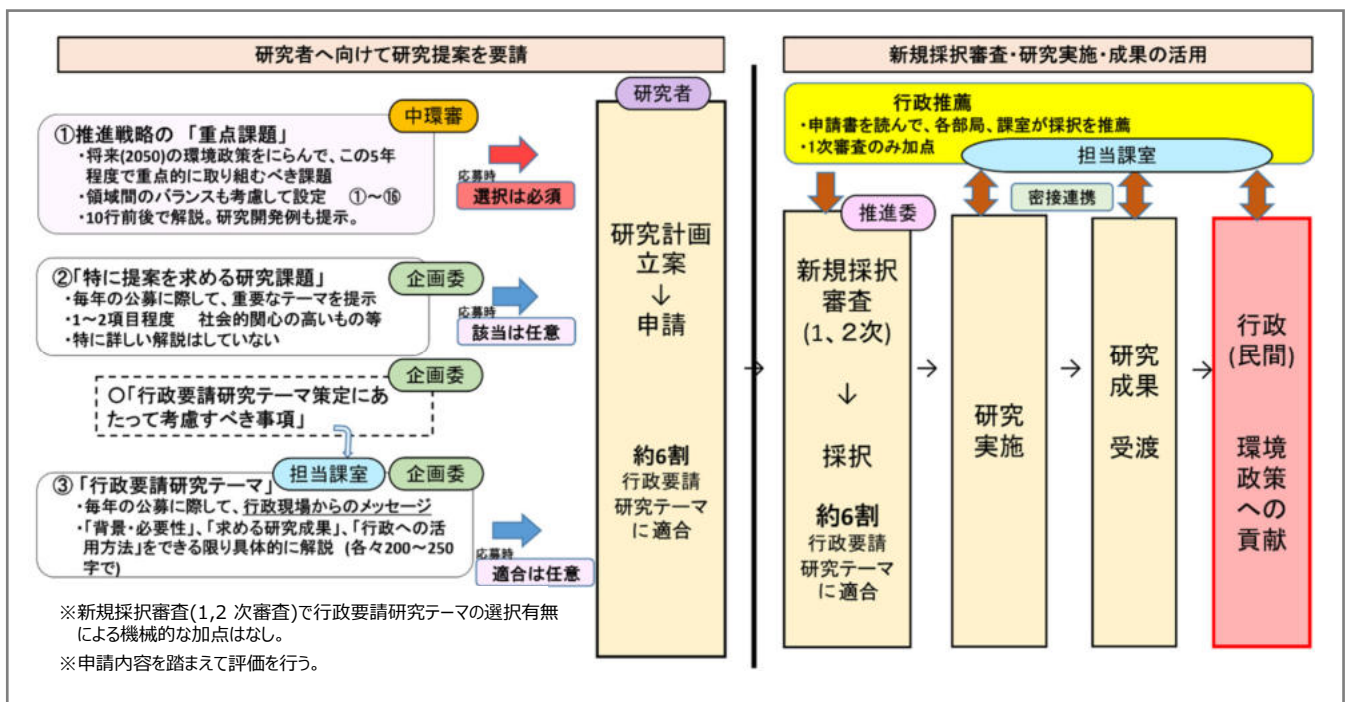


図6: 推進費の公募研究テーマと採択後の流れ

#### (2) 行政要請研究テーマの件数等

図7は、研究領域別に行政要請研究テーマ数の推移を示したものである。全体として、行政要請研究テーマ数は増加傾向にあるが、年度による件数の増減も大きい。また、安全確保領域及び自然共生領域で件数が多いなど、領域間のばらつきが見られる。

これらの背景として、推進戦略の16の重点課題は競争的研究資金である推進費のみで取り組まれているのではなく、各課室の施策推進のための調査研究費、温暖化防止対策技術開発に活用されるエネルギー対策特別会計、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム等の他の予算も活用して進められていることがある。また、行政要請研究テーマは、具体的なものから、多くの具体的テーマを包含し得る幅広いテーマまでさまざまであることも挙げることができる。

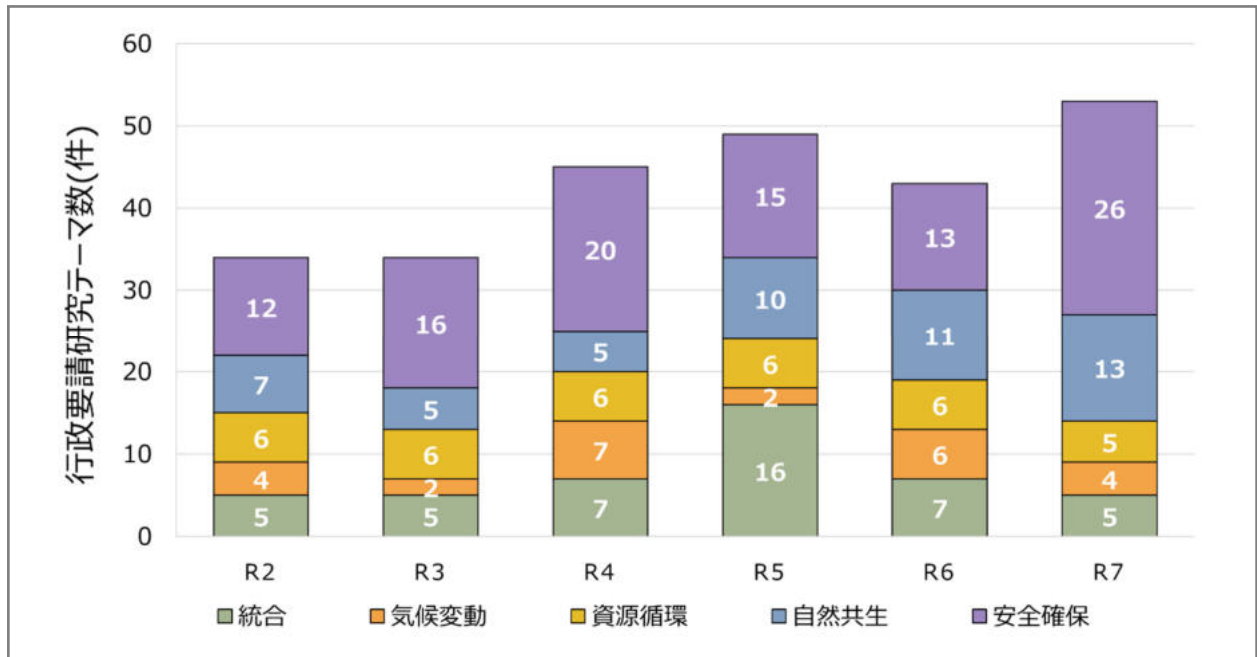


図7: 領域別行政要請研究テーマ数の推移

(3) 申請課題の行政要請研究テーマへの適合状況

申請課題における行政要請研究テーマへの適合率は、図8に示すように申請課題全体の概ね5～7割程度となっている。

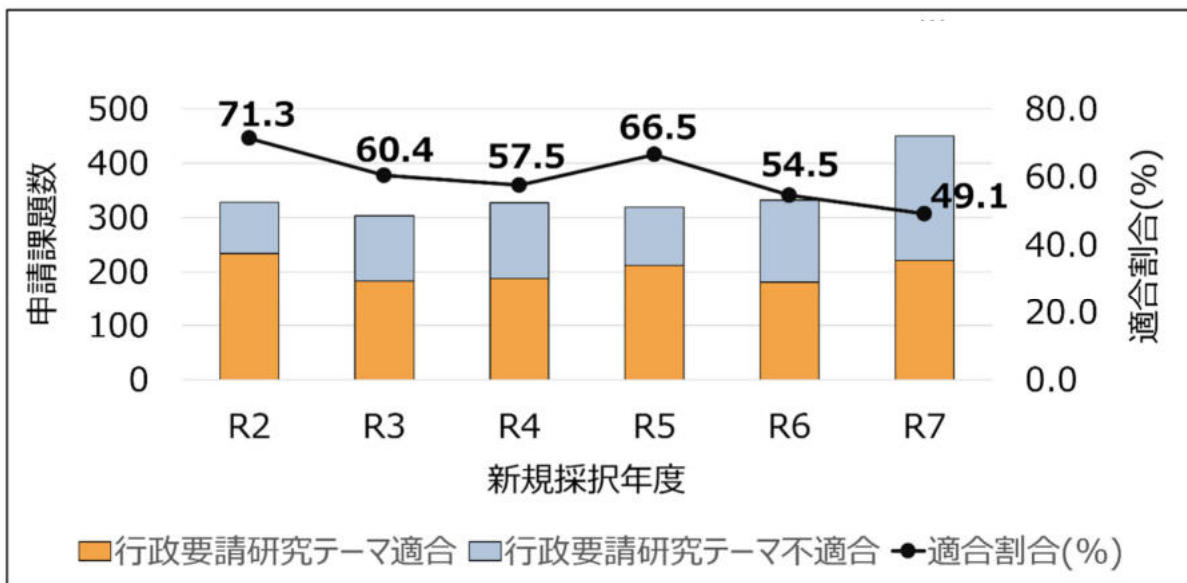


図8: 申請課題の行政要請研究テーマへの適合状況\*

※ 申請者が、自身の研究提案がいずれかの行政要請研究テーマに適合するとして応募した件数をカウント

(4) 採択課題の行政要請研究テーマへの適合状況

採択課題について見ると、図9に示すように、半数以上が行政要請研究テーマに適合するとして申請されたものとなっている。

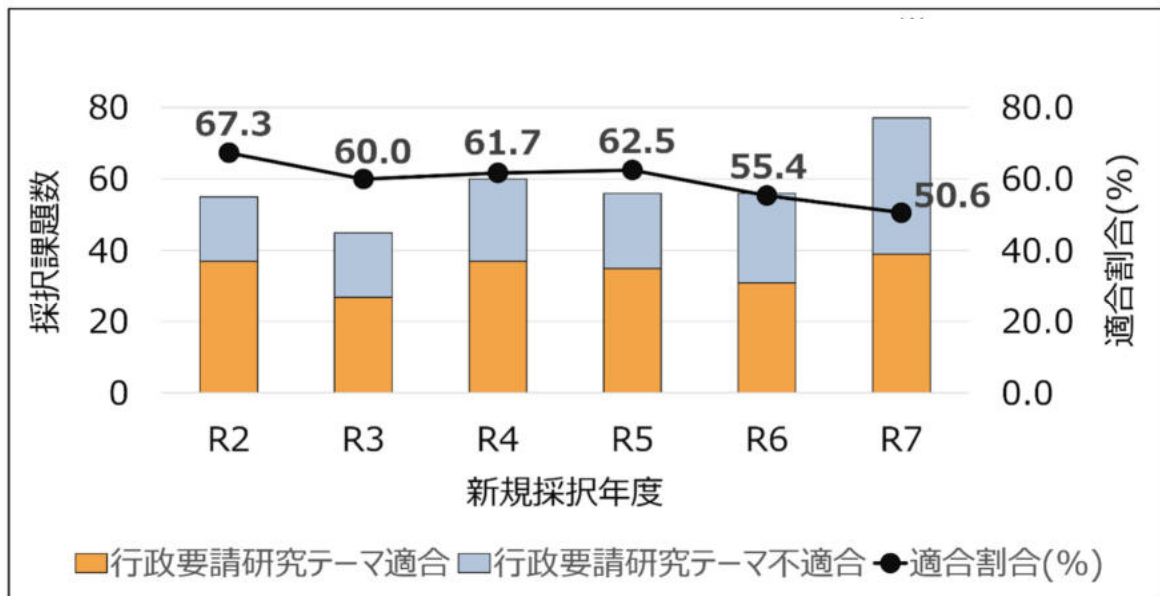


図9：採択課題の行政要請研究テーマへ適合状況\*

\* 申請者が、自身の研究提案がいずれかの行政要請研究テーマに適合するとして応募した件数をカウント

#### (5) 行政要請研究テーマの作成プロセス等

行政要請研究テーマの作成プロセスを図10に示す。まず12月に環境研究技術室がPAとともに省内課室に対して行政要請研究テーマ形成についての説明会を開催する。各課室は翌年3月までに、「研究開発の背景・必要性」、「求める研究開発の成果」、「研究開発成果の活用方法」を明示した行政要請研究テーマ提案書を環境研究技術室に提出する。その後、5～7月頃にかけてPD及びPAと意見交換を行いながら内容が精査され、研究に値するテーマとして整えられる。企画委員会での審議を経て8月末にテーマが決定され、9月の公募時に公募要領と併せて公開されている。

令和2年度に実施された制度評価で、行政要請研究テーマ作成プロセスにおいてPD及びPAの助言機能を一層有効に発揮すべきと指摘されたことを踏まえ、PAと課室担当者の意見交換は1件当たりおよそ30分をかけて対面で実施され、PAは改善ポイントを整理して文書で提示するほか、課室担当者からの随時の相談にも応じるなど、助言機能が強化されている。

注) R8年度研究開始の公募日程の場合

N-2年度		N-1年度					N年度
12月	1～3月	5～7月	8月末	9月～10月	11月～2月	3月	4月
『行政要請研究テーマ』形成			公開・公募		審査		研究
技術室&PAによる省内課室への公募説明会『行政要請研究テーマ』形成説明会	省内課室による『行政要請研究テーマ』提案書作成・提出	省内提案課室とPA・PDとの意見交換・修正行政要請研究テーマのブラッシュアップ	企画委員会『行政要請研究テーマ』決定	要領公開・公募『行政要請研究テーマ』提示 ↓ 研究者応募	推進委員会 事前評価(採択審査)	採択決定 ↓ 通知	研究開始

図10：行政要請研究テーマの形成・提示と公募プロセス

## 4. 行政推薦

### (1) 行政推薦の目的

推進費では、研究成果の環境政策への貢献の実効性を高めるため、申請課題の中で環境政策への貢献が期待できると評価した提案課題に対し、環境省の関係部局・課室が行政推薦を付与している。

行政推薦課題は第一次審査(書面評価)において加点対象となる。行政推薦課題が採択された場合、環境省担当者は研究進捗状況の把握、キックオフ会合及びアドバイザリーボード会合への参加、中間・事後評価への出席、政策決定者向けサマリーの作成協力などを行い、研究者との積極的な情報交換及び意見交換を通じて、研究内容と関連行政施策の連携の確保に配慮し、研究成果を有効に活用することとしている。

また、採択審査時以外の研究実施期間中に行政推薦が追加付与される場合もある。この場合、審査には影響がないが、採択審査時の行政推薦の付与と同様に研究者と環境省の関係部局・課室との連携が強化される仕組みとなっている。

### (2) 行政推薦課題数

行政推薦課題のうち、課室レベルの推薦には件数の上限がないが、部局レベルの推薦は各部局3件を上限としている。

図11を見ると、申請課題全体に占める行政推薦課題の割合は、およそ2割前後で推移している。一方で、図12に示す採択課題に占める行政推薦課題の割合は5割前後となっている。

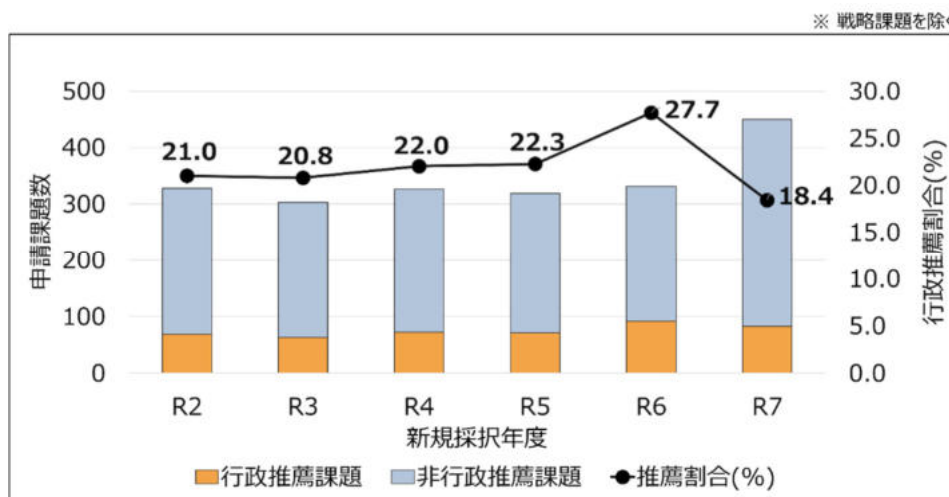


図 11: 申請課題の行政推薦の状況

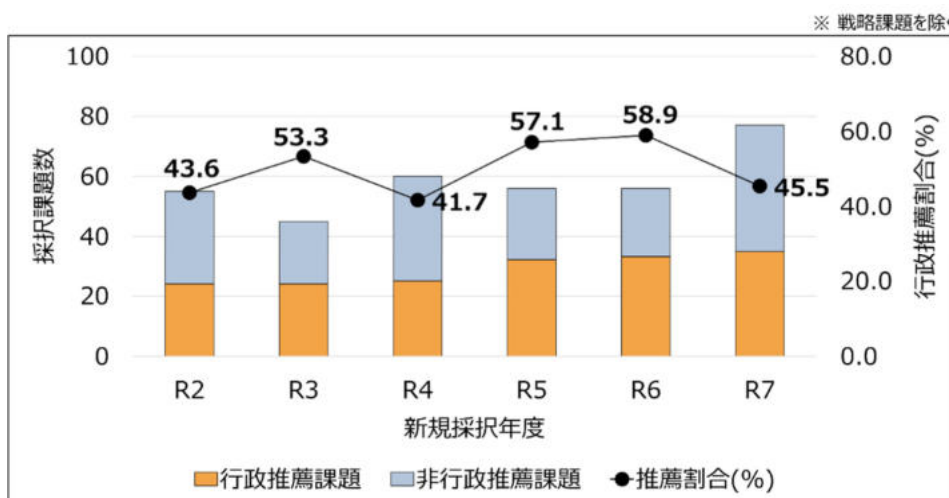


図 12: 採択課題の行政推薦の状況

図 13 は、研究領域別に申請数に占める行政推薦課題数の推移を示したものである。安全確保領域及び自然共生領域において、行政推薦件数及び全体に占める割合が比較的高くなっている。

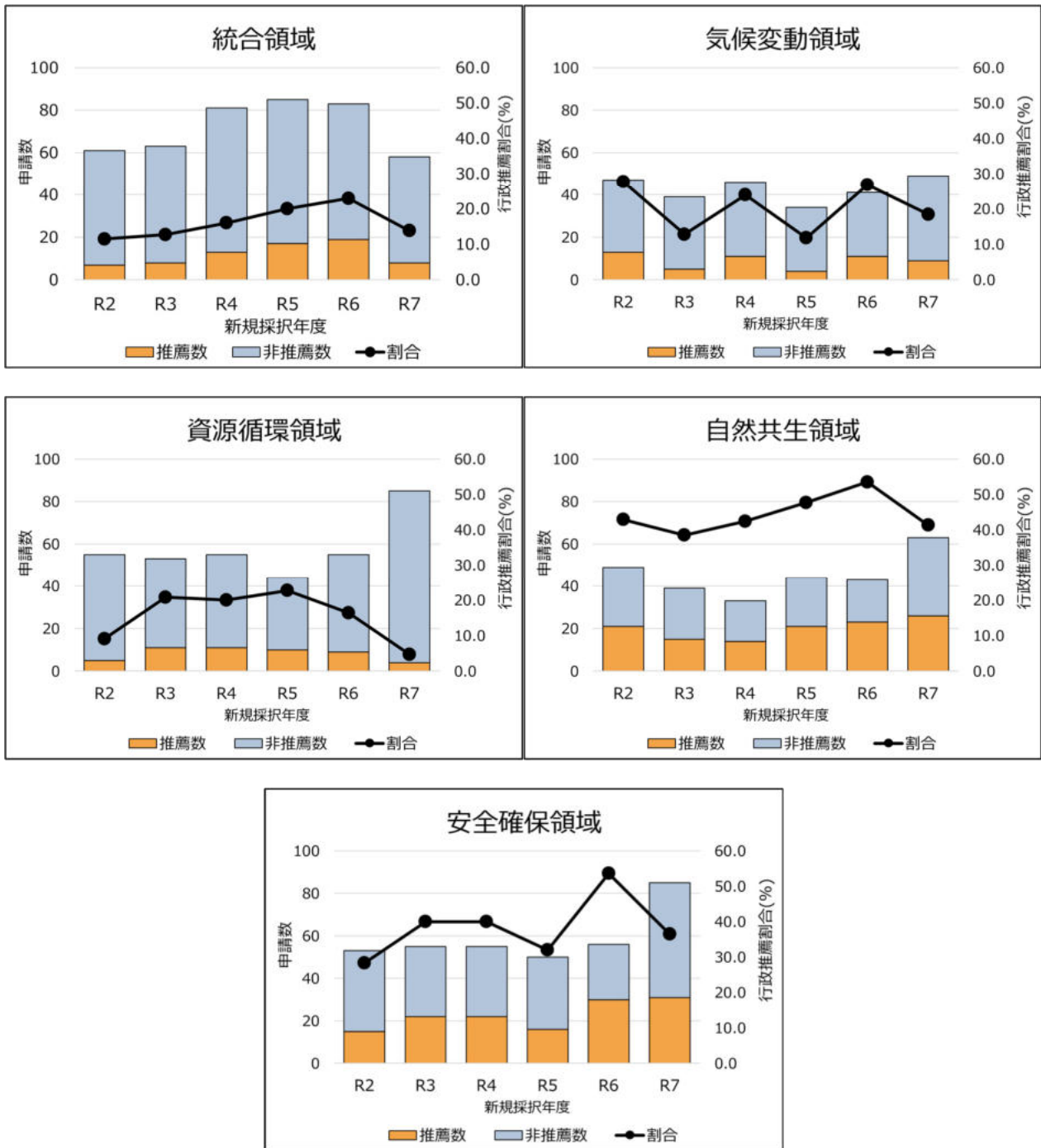


図 13: 【領域別】申請課題の行政推薦課題件数の年次推移

## 5. 戦略的研究開発

### (1) 現在の仕組み

推進費の中で、戦略的研究開発は、「我が国が国際的に先駆けて、若しくは国際的な情勢を踏まえて、特に先導的・重点的に進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって、我が国が先導的な成果を上げることが期待される大規模な研究プロジェクト」とされている。(環境研究総合推進費実施要領 平成28年10月1日 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ決定、令和6年9月12日改正)

環境省がトップダウンで、研究テーマを設定し、プロジェクトリーダー (PL) 及びプロジェクトを構成するテーマを率いるテーマリーダー (TL) を指名するなど大枠を決めたうえで、各テーマを構成する研究課題 (サブテーマ) を競争的に公募している。プロジェクトの形成に当たっては、環境省に設置されたプロジェクト形成支援検討会が PL によるプロジェクトの形成を支援し、企画委員会が形成されたプロジェクト案を審査するという仕組みになっている。

### 1) 戦略的研究開発 (I)

戦略的研究開発 (I) は、我が国が国際的に先駆けて、若しくは国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される総合的で大規模なプロジェクトである。予算規模は、プロジェクト全体の年間総額が3億円以内 (間接経費、消費税を含む) で、研究期間は5年以内である。

### 2) 戦略的研究開発 (II)

戦略的研究開発 (II) は、我が国が国際的に先駆けて、若しくは国内外の情勢を踏まえて、特に短期間 (3年以内) で重点的に進めるべき中規模の研究プロジェクトである。予算規模は、プロジェクト全体の年間総額が1億円以内 (間接経費、消費税を含む) で、研究期間は3年以内である。

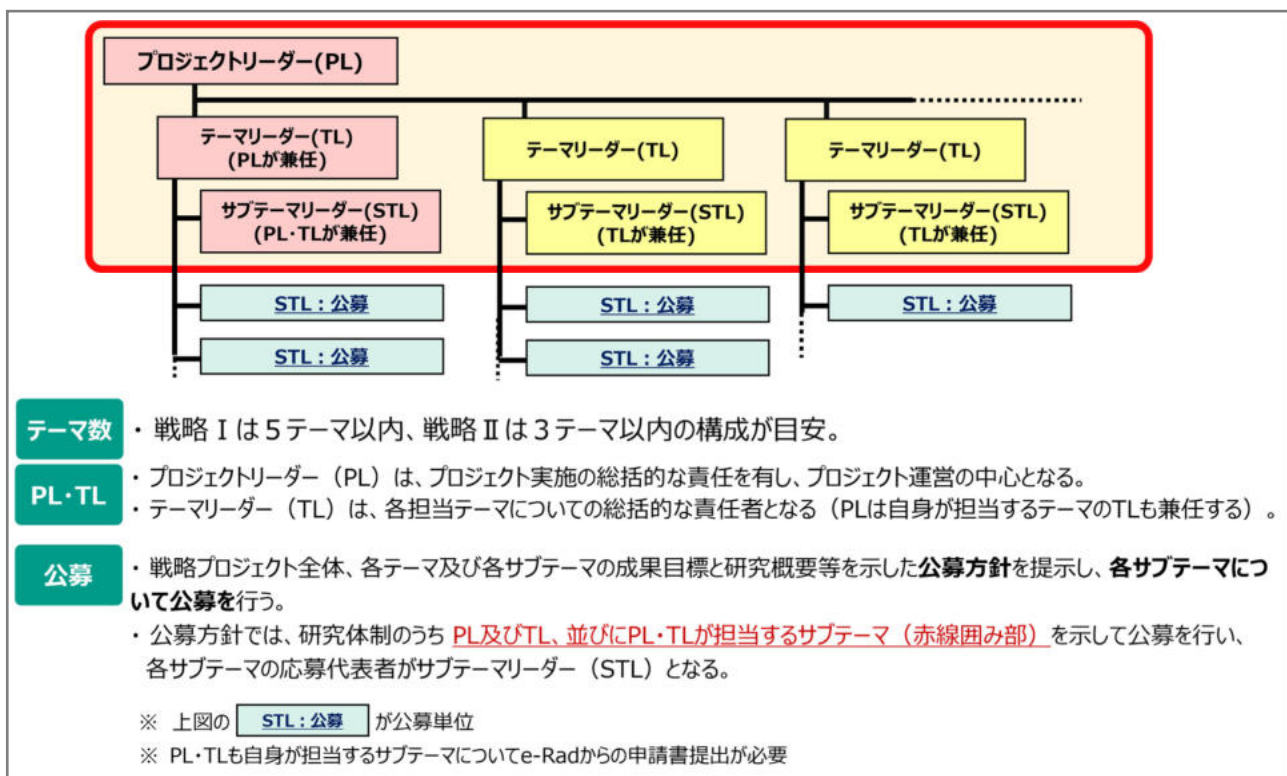


図 14: 戦略的研究開発プロジェクトの体制図

## (2) 予算額の推移

戦略的研究開発の予算割合については、全体の予算額、戦略的研究開発及び環境問題対応型研究の成果、戦略的研究開発の予算割合の変動が環境問題対応型研究の実施可能件数に大きな影響を与えること等が考慮され、3割程度の予算配分で推移している。

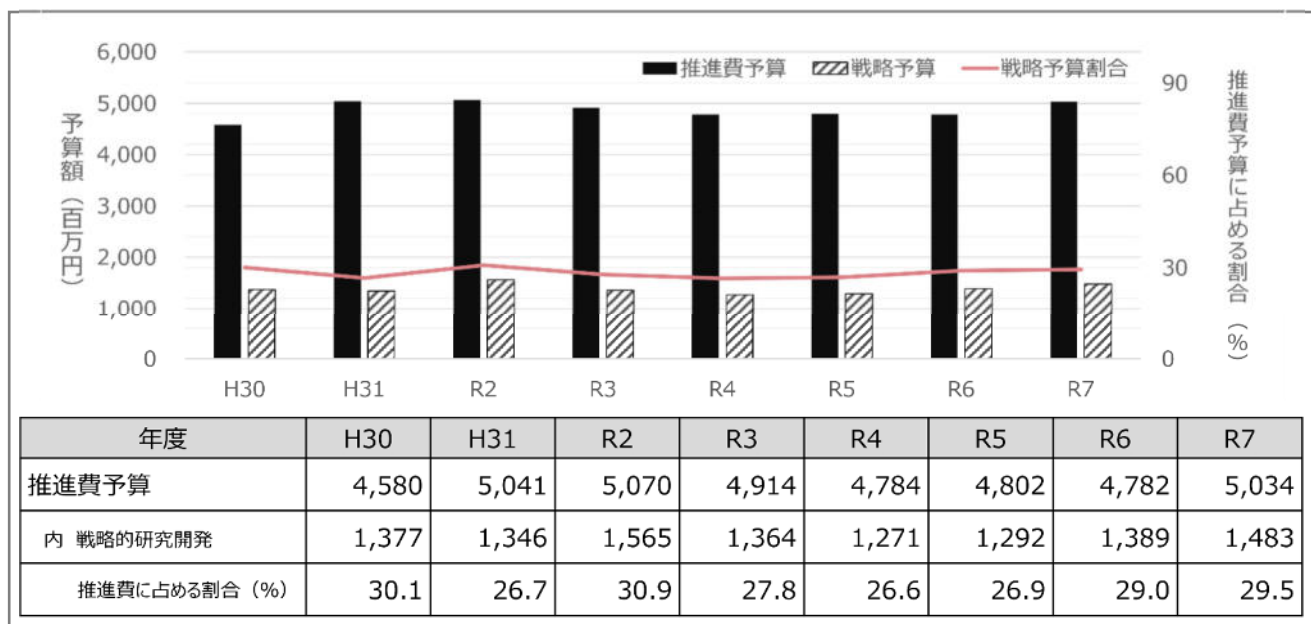


図 15: 推進費予算に占める戦略的研究開発の予算額の推移

## (3) 令和2年度制度評価結果を踏まえた形成プロセスの見直し

令和2年度制度評価及び令和3年度制度評価フォローアップにおいて示された、戦略的研究開発の形成プロセスに関する見直しの方向性については、以下の対応を実施した。

まず、形成プロセスの明確化を図るため、企画委員会において、課題形成支援の対象となる戦略研究行政要請研究テーマの審査・選定を行うこととした。さらに、戦略研究課題の的確な形成を支援するため、戦略研究行政要請研究テーマごとに課題形成支援検討会を設置し、プロジェクトリーダー(PL)による課題形成および公募方針(案)の作成を支援する体制を整備した。これにより、審査機能は企画委員会が担い、助言機能は別途設置された検討会が担うという、機能分担の明確化が図られた(図19参照)。

新たな戦略研究課題の形成プロセスを令和6年4月研究開始の戦略的研究開発(I)より適用し、これまで2年3か月程度を要していた形成期間を、1年3か月程度に短縮した。また、戦略的研究開発(II)についても、戦略的研究開発(I)と同様の形成プロセスを適用し、令和7年4月研究開始のプロジェクトより、新たなプロセスに基づき課題形成を実施している。

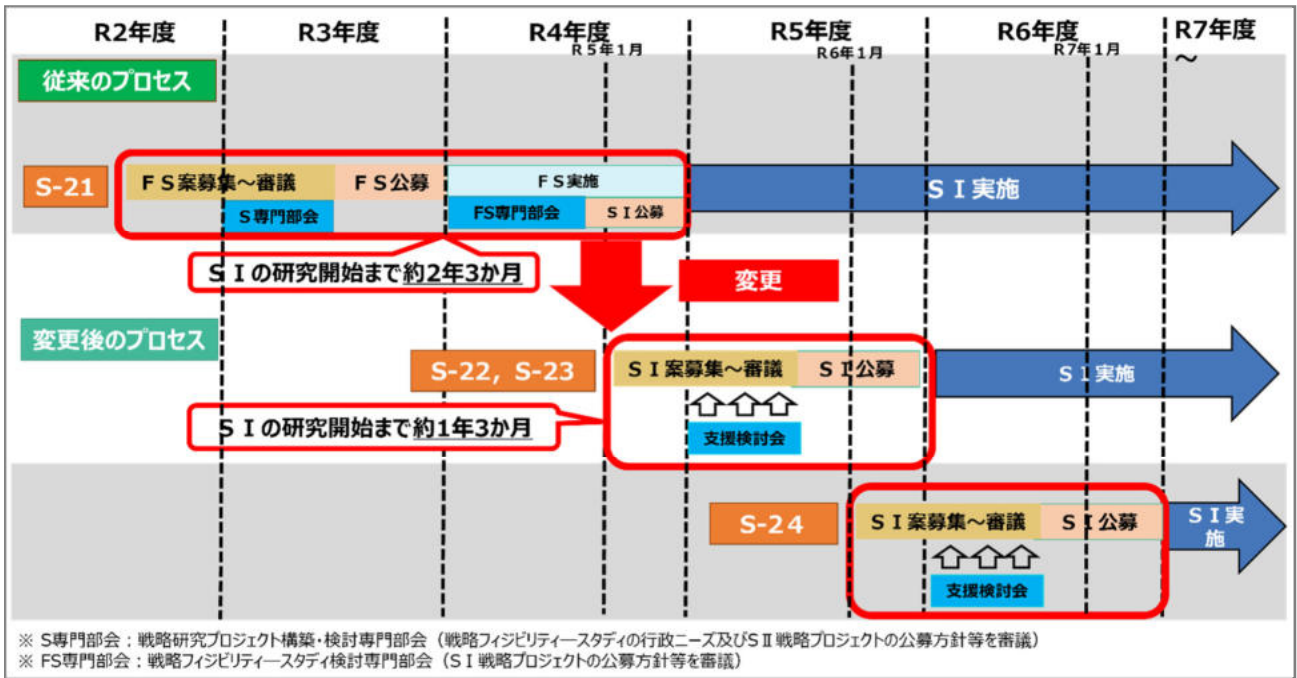


図 16: 戦略的研究開発 (I) の形成プロセスの変更について

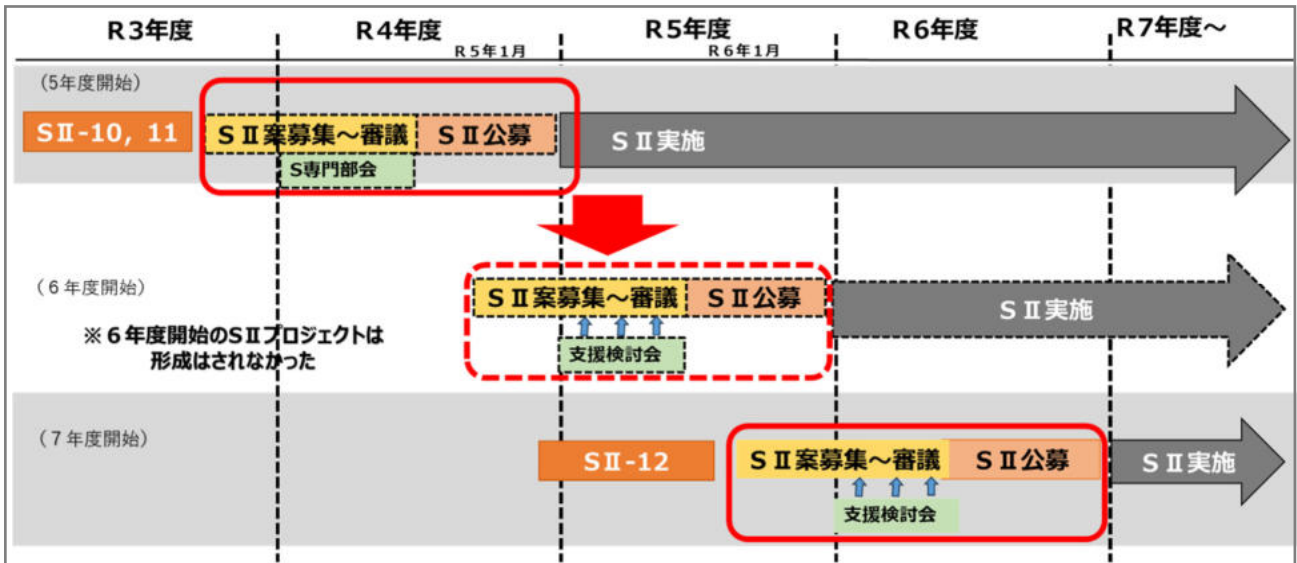


図 17: 戦略的研究開発 (II) の形成プロセスの変更について



(4) 戦略的研究開発 (I、II) のプロジェクト名及び実施状況

令和7年度末までに戦略的研究開発 (I) は 24 課題、戦略的研究開発 (II) は 12 課題が採択されている。現在の形成プロセスで進行している課題は、戦略的研究開発 (I) において 3 課題、戦略的研究開発 (II) において 1 課題である。

年度	以前の形成プロセスによる課題				現在の形成プロセスによる課題			
	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
戦略的研究開発 (I)	[S-12]			[S-19]				
	[S-13]			[S-20]				
	[S-14]				[S-21]			
	[S-15]						[S-22]	
	[S-16]						[S-23]	
	[S-17]							[S-24]
				[S-18]				
戦略的研究開発 (II)	[S II -1]			[S II -8]				
	[S II -2]				[S II -9]			
	[S II -3]					[S II -10]		
		[S II -4]				[S II -11]		
		[S II -5]						[S II -12]
			[S II -6]					
			[S II -7]					

S-12	SLCPの環境影響評価と削減パスの探索による気候変動対策の推進
S-13	持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発
S-14	気候変動の緩和策と適応策の統合的戦略研究
S-15	社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価
S-16	アジア地域における持続可能な消費・生産パターン定着のための政策デザインと評価
S-17	災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法の体系的構築に関する研究
S-18	気候変動影響予測・適応評価の総合的研究
S-19	プラスチックの持続可能な資源循環と海洋流出制御に向けたシステム構築に関する総合的研究
S-20	短寿命気候強制因子による気候変動・環境影響に対応する緩和策推進のための研究
S-21	生物多様性と社会経済的要因の統合評価モデルの構築と社会適用に関する研究
S-22	気候変動緩和に向けた温室効果ガスおよび大気質関連物質の監視に関する総合的研究
S-23	沿岸環境・生態系の統合的管理のためのデジタルツインプラットフォームの構築
S-24	気候変動適応の社会実装に向けた総合的研究
S II -1	希少鳥類保全のためのサーベイランスシステムの開発及び鳥インフルエンザ等による希少鳥類の減少リスクの評価並びにその対策に関する研究
S II -2	海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究
S II -3	PCBを含む残留性有機汚染物質 (POPs) の循環・廃棄過程の管理方策に関する統合的研究
S II -4	ライフサイクル全体での化学物質管理に資するPRTRデータの活用方策に関する研究
S II -5	阿蘇をモデル地域とした地域循環共生圏の構築と創造的復興に関する研究
S II -6	水俣条約の有効性評価に資するグローバル水銀挙動のモデル化及び介入シナリオ策定
S II -7	新たな海洋保護区 (沖合海底自然環境保全地域) 管理のための深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発
S II -8	温室効果ガス収支のマルチスケール監視とモデル高度化に関する統合的研究
S II -9	中間貯蔵施設周辺復興地域の統合的な環境再生・環境創生に向けた研究
S II -10	海底プラスチックごみの実態把握及び回収支援に向けた手法・技術の開発
S II -11	世界の主要都市に関する気候安全保障リスクの評価
S II -12	環境中における薬剤耐性と抗微生物剤の監視の枠組構築に向けた研究

図 20: 戦略的研究開発 (I、II) のプロジェクト名及び実施状況

## 6. 環境問題対応型研究

推進費には、委託費と補助金という大きく二通りの研究実施形態がある（公募区分表は図2参照）。委託費は、「戦略的研究開発」「環境問題対応型研究」「革新型研究開発」の3つの公募区分が該当する。一方、補助金は「次世代事業」において配分される。

このうち「環境問題対応型研究」は、個別又は複数の環境問題の解決に資する研究を実施し、その研究成果によって環境政策に貢献することを目的とした公募区分である。推進費予算に占める配分割合や実施課題数等から、推進費における主要な公募区分と言える。

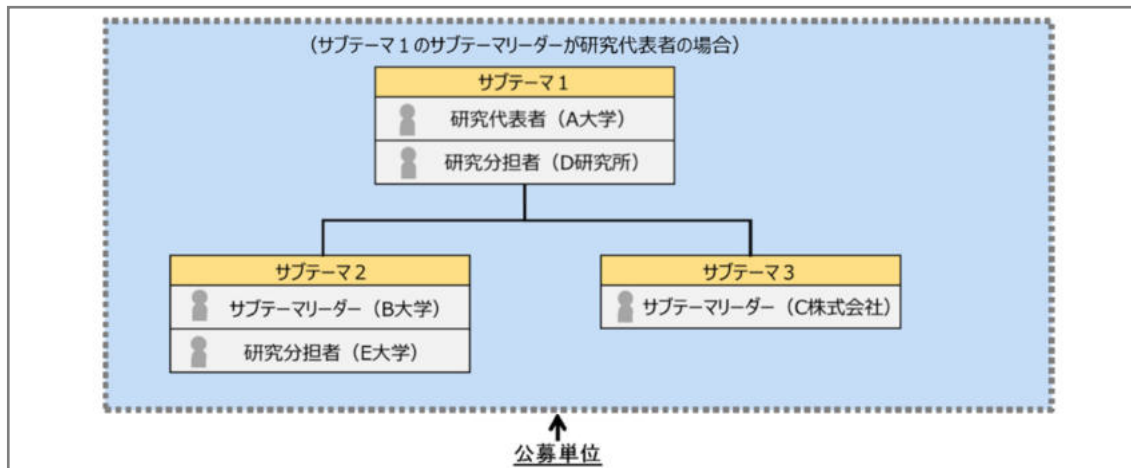


図 21: 環境問題対応型研究及び革新型研究開発(若手枠)の研究体制例(令和8年度公募要領より)

### (1) 一般課題・技術実証型

環境問題対応型研究は、一般課題、技術実証型及びミディアムファンディング枠（以下「MF 枠」という。）の3区分で構成されている。

一般課題及び技術実証型の予算規模は、年間 4,000 万円以内（間接経費、消費税を含む）であり、研究期間は3年を基本としつつ、1～3年の範囲で設定可能である。なお、より多くの研究開発提案に実施の機会を提供したいという観点から、期待する研究開発費の予算規模が設定されており、年間 3,500 万円以下（最終年度 3,400 万円以下）とされている。一般課題では、個別又は複数の環境問題の解決に資する研究プロジェクトを対象とし、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できる研究課題を広く公募している。技術実証型では、技術開発を目的とする課題に対し、基礎、応用研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指し、当該技術の実用可能性の検証等を行う課題を公募している。なお、過去に採択された環境問題対応型研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指して、再度、技術実証型に応募することも可能である。

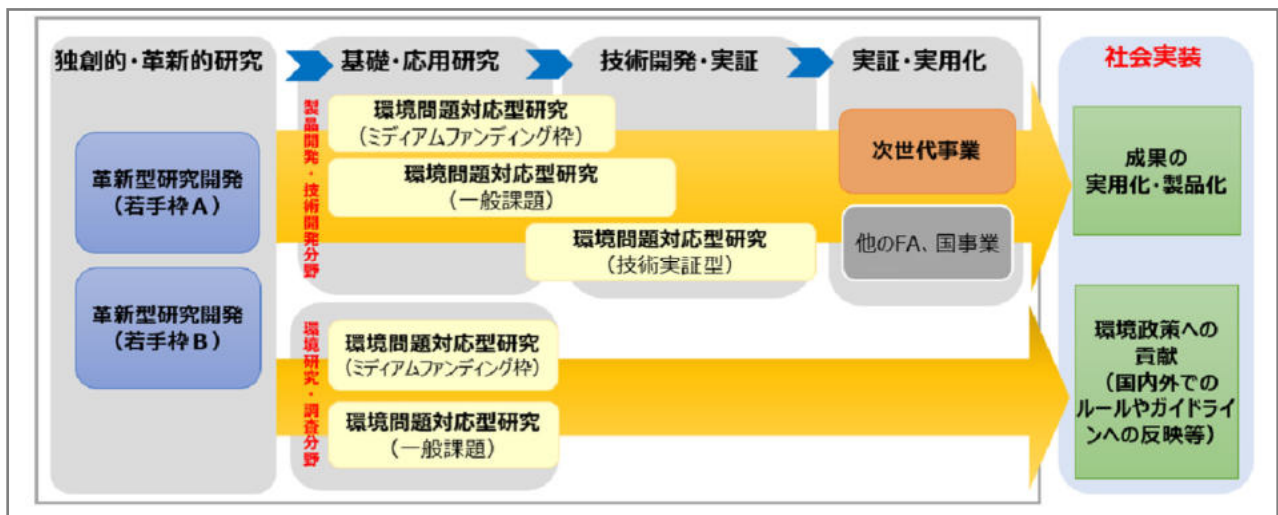


図 22: 技術開発課題の社会実装推進のイメージ(令和8年度公募要領より)

## (2) 令和2年度制度評価結果を踏まえた MF 枠の創設

令和2年度制度評価において、「採択率の低下による研究者からの信頼喪失、研究者枯渇への警鐘が指摘されているが、環境政策貢献を目的とした制度であることを踏まえつつ、より小規模な研究も含め、多様な研究規模の課題を検討していくことが望ましい」とされた。この指摘を踏まえ、令和4年度新規課題公募より MF 枠が導入された。

予算規模は年間 2,000 万円以内（間接経費、消費税を含む）で、研究期間は3年を基本としつつ、1～3年の範囲で設定可能である。

## (3) 公募区分別の研究費上限額

推進費は、委託費及び補助金（補助率 1/2）の2つに区分される。委託費には「戦略的研究開発」、「環境問題対応型研究」及び「革新型研究開発」の3つの公募区分が設けられている。一方、補助金の公募区分は「次世代事業」である。表1に示すとおり、各公募区分における1年あたりの研究費上限額は令和2年度以降変更されていない。ただし、令和4年度新規課題公募から「環境問題対応型研究」に MF 枠が創設され、さらに令和5年度新規課題公募から「革新型研究開発」に若手枠 B が創設されている。

表1：公募区分別の研究費の年間支援上限額（間接経費・消費税を含む）

公募区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
環境問題対応型研究 （一般課題・技術実証型）	4,000 万円以内	4,000 万円以内	4,000 万円以内	4,000 万円以内	4,000 万円以内	4,000 万円以内
環境問題対応型研究 （MF 枠）			2,000 万円以内	2,000 万円以内	2,000 万円以内	2,000 万円以内
次世代事業 「技術実証型・実用化事業」	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内
次世代事業 「次世代循環型社会形成 推進技術基盤整備事業」	2 億円以内	2 億円以内	2 億円以内	2 億円以内	2 億円以内	2 億円以内
革新型研究開発 （若手枠 A）	600 万円以内	600 万円以内	600 万円以内	600 万円以内	600 万円以内	600 万円以内
革新型研究開発 （若手枠 B）				300 万円以内	300 万円以内	300 万円以内
戦略的研究開発（I）	3 億円以内		3 億円以内	3 億円以内	3 億円以内	3 億円以内
戦略的研究開発（II）	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内	1 億円以内
戦略的研究開発（FS）		1,300 万円以内				

※戦略的研究開発（FS）は令和4年度以降、公募していない

(4) 推進費と科研費の研究種目／公募区分と研究費配分額

図 23 は、推進費の研究費額を科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の同様の研究費と照らし合わせて示したものである。平均配分額を見ると、若手枠 A が科研費の基盤研究（B）に、MF 枠が科研費の基盤研究（A）に相当している。

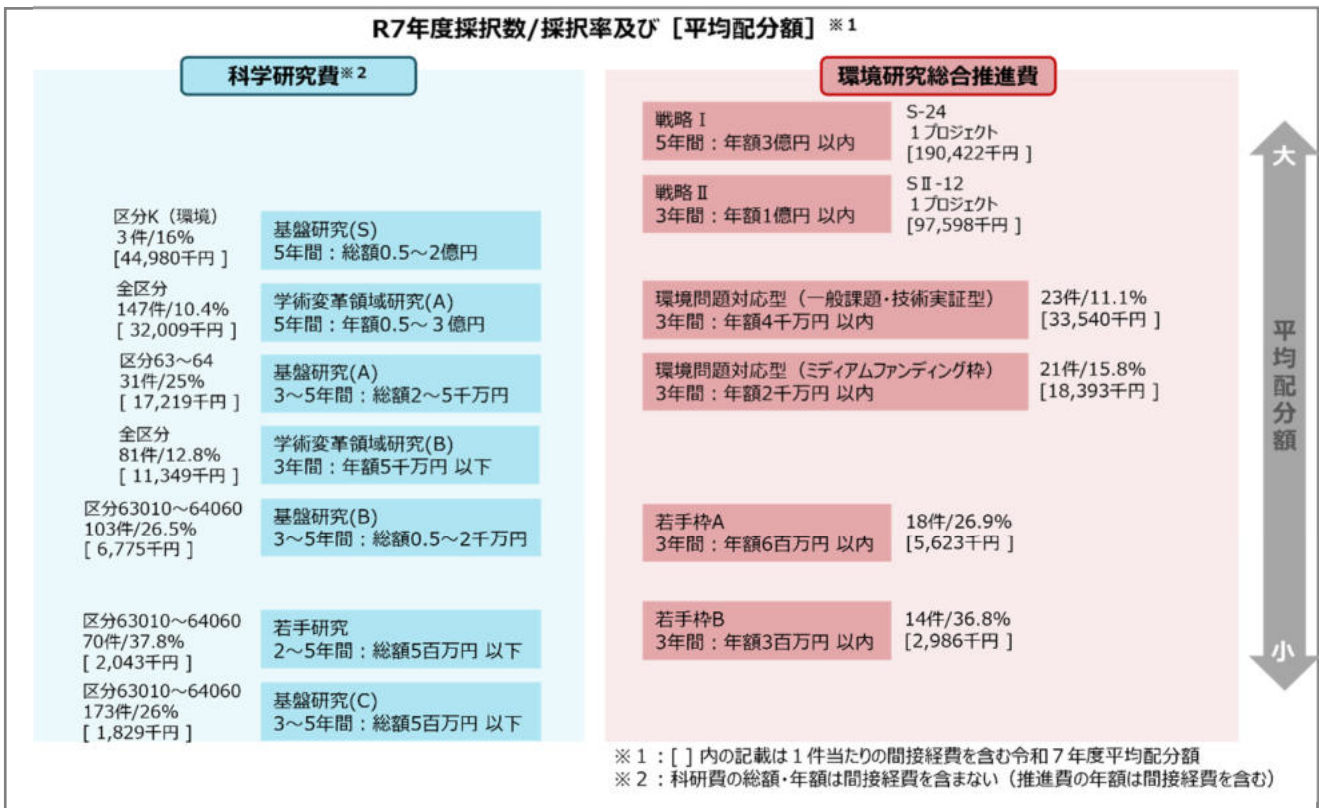


図 23： 推進費と科研費の研究種目／公募区分と研究費配分額の比較

(5) 申請課題の要望額分布

図 24 は、環境問題対応型の申請課題の要望額分布（令和7年度新規課題公募）を示している。一般課題・技術実証型は上限が4,000万円であるが、当該公募区分に期待する予算規模が年間3,500万円以下とされていることから、3,000万円超～3,500万円が最も多くなっている。また、MF枠（上限2,000万円/年）は1,500万円超～2,000万円に応募が集中している。

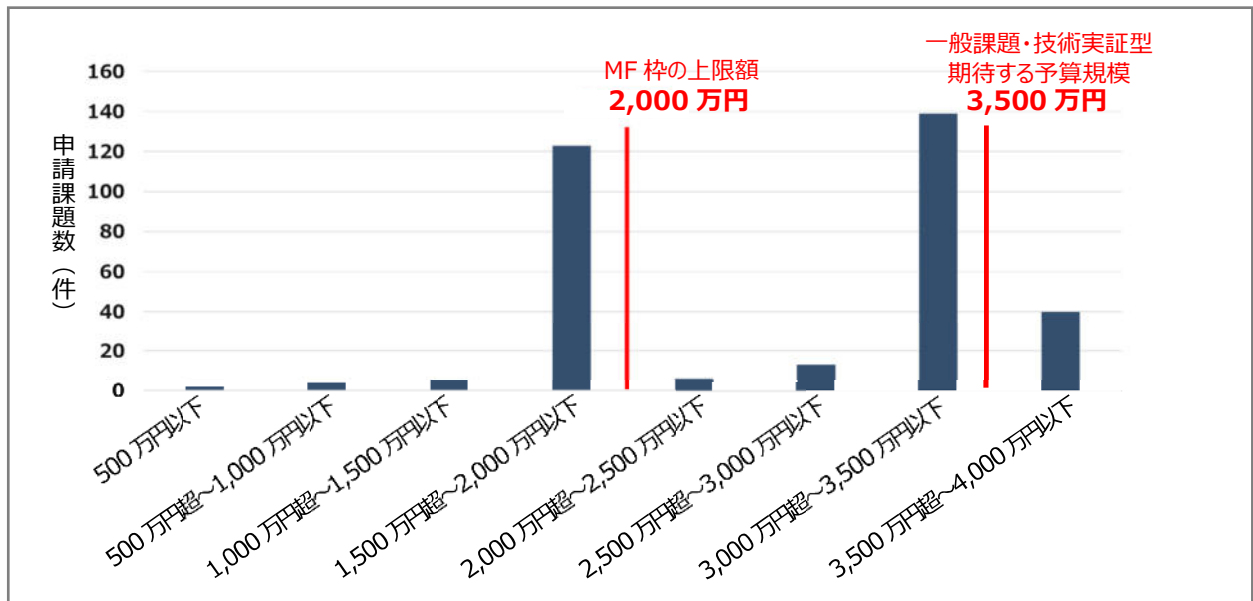


図 24： 環境問題対応型(MF枠含む)申請課題の要望額分布(令和7年度新規課題公募)

(6) 環境問題対応型の申請・採択状況

図 25 は、環境問題対応型における一般課題・技術実証型の申請・採択状況を示している。申請課題数は年々増加傾向にあり、採択率は十数パーセント程度で推移している。

図 26 は、MF 枠の申請・採択状況を示している。令和 4 年度の導入初年度は採択率が高くなっているが、令和 5 年度以降は、MF 枠の採択率が一般課題・技術実証型の採択率を下回らないように設定されてきている。

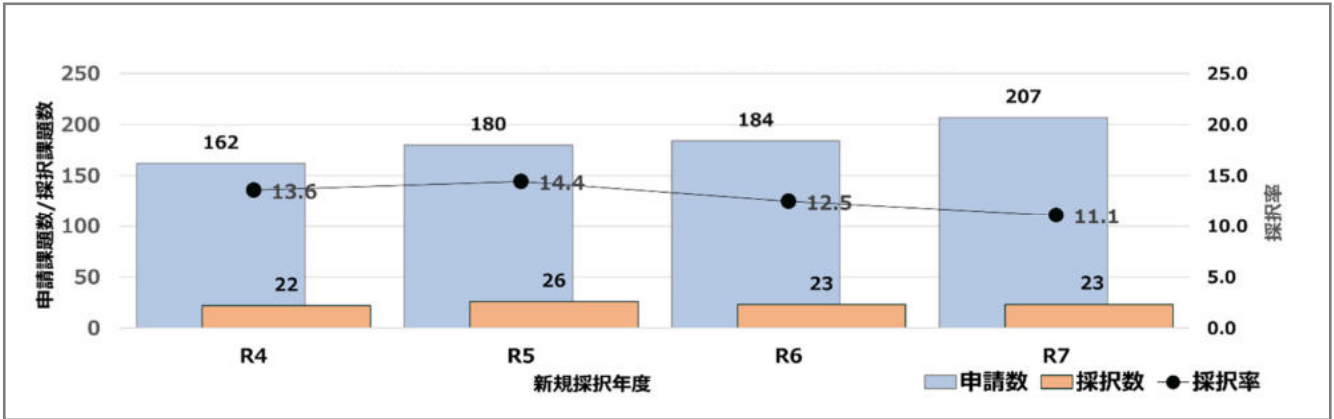


図 25: 環境問題対応型(一般課題・技術実証枠)の申請・採択状況

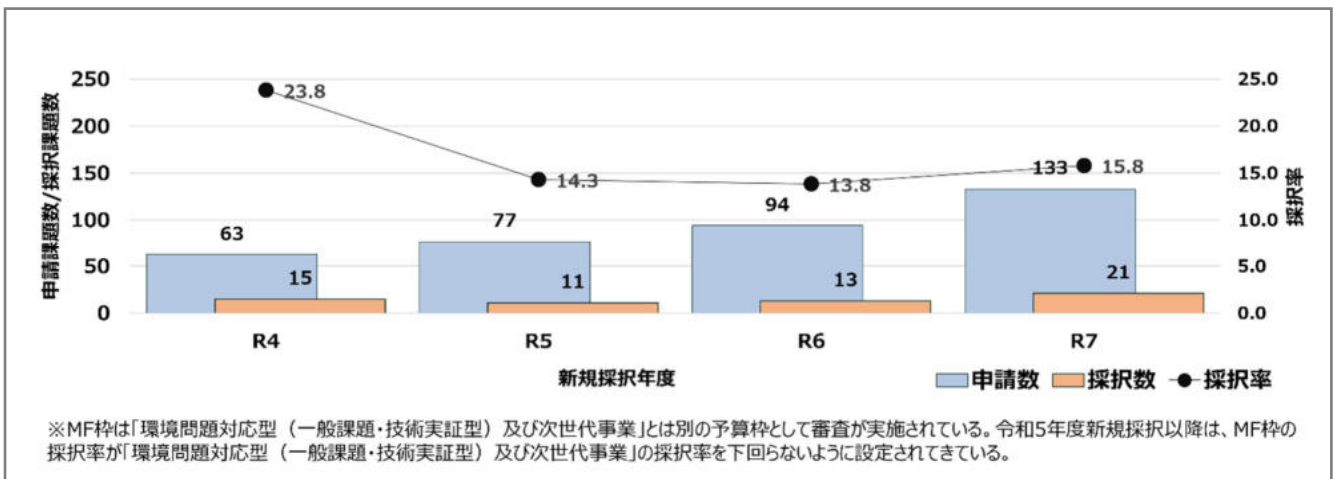


図 26: 環境問題対応型(MF 枠)の申請・採択状況

## 7. 革新型研究開発（若手枠）

革新型研究開発（若手枠）は、新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの申請枠であり、40歳未満又は博士の学位取得後8年未満の研究者を対象としている。若手枠においては、P0の適切な研究管理・支援を通じて、若手研究者の育成を図る取組が進められている。

### （1）若手枠 A

若手枠 A の予算規模は、年間 600 万円以内（間接経費、消費税を含む）であり、研究期間は 3 年を基本としつつ、1～3年の範囲で設定可能である。なお、若手枠の予算枠を設けた上での審査・採択が行われるようになったのは、平成 30 年度以降である。

### （2）令和 2 年度制度評価結果を踏まえた若手枠 B の創設

令和 2 年度制度評価結果を踏まえ、令和 3 年度企画委員会において、「環境研究の次世代を担う若手研究者の育成を継続しつつ、少額であっても革新的、萌芽的な環境研究を行うことのできる若手研究者への支援を強化するため、現行の若手枠を継続しつつ、公募要領上の記載や事前評価基準等を工夫することで、比較的小規模な課題を一定数採択する仕組みを設ける」とされた。

これを受け、令和 5 年度新規課題より、従来の年間 600 万円以内の若手枠に加え、年間 300 万円以内（間接経費・消費税を含む）の若手枠 B を新たに設定し、一定数を採択する仕組みが導入された。

### （3）若手枠の申請・採択状況

図 27 は、若手枠の申請件数及び採択率の推移を示している。若手枠の申請件数は、若手枠 B を新設した令和 5 年度の 60 件から、令和 7 年度には 105 件へと増加しており、約 2 倍の伸びを示している。採択率については、30%前後を維持している。

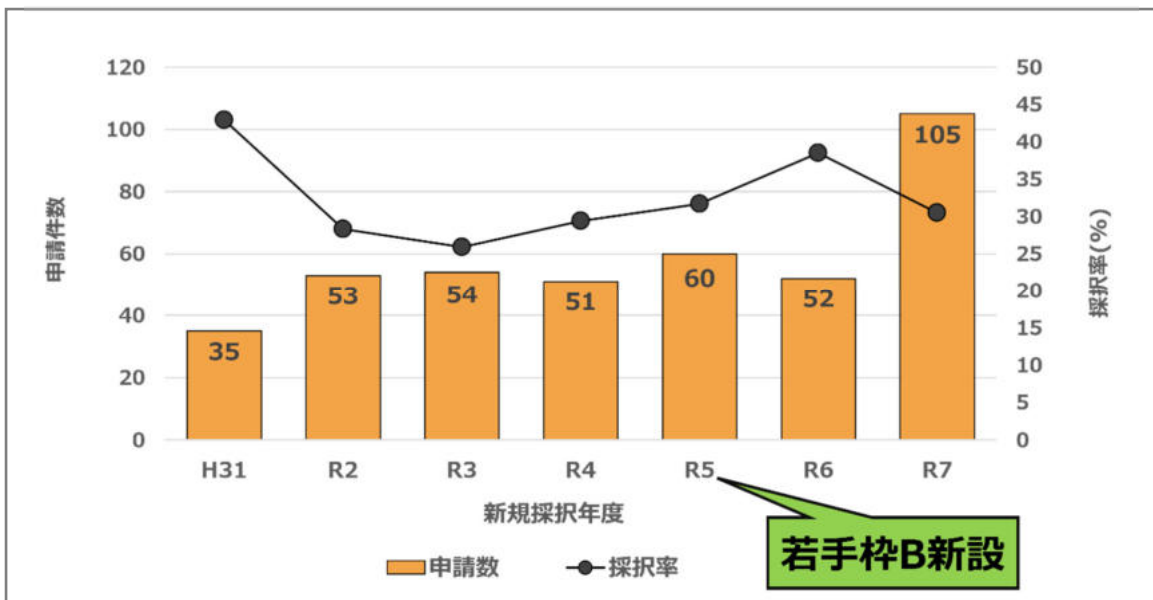


図 27: 若手枠の申請件数と採択率

図 28 は、若手枠 A、B における申請及び採択状況を示している。参考として、右側の矢印には科研費の基盤研究 B、C 及び若手研究の採択率を併記している。令和 7 年度における若手枠 A の採択率は約 27% であり、若手枠 B は約 37% と、比較的高い採択率となっている。

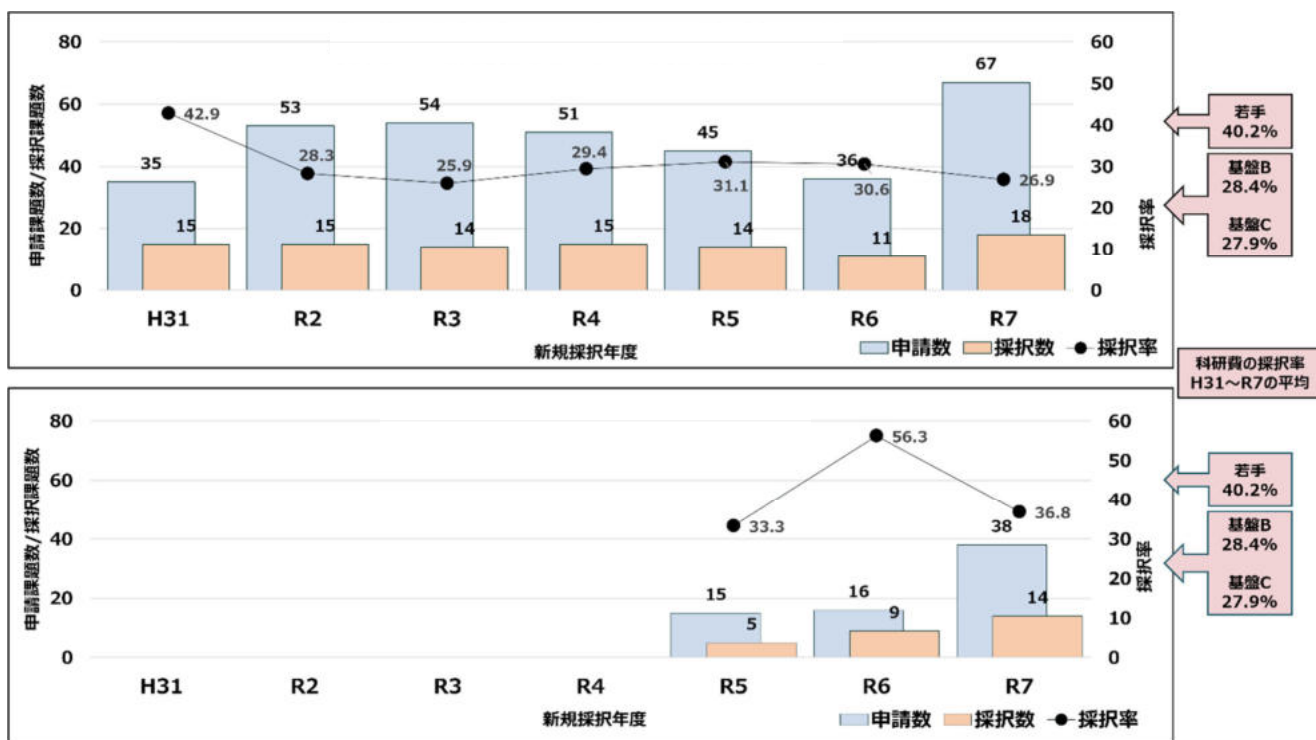


図 28: 若手枠 A・B の申請・採択状況

採択審査に当たっては、表 2 の点数を目安として、0～10 点で採点され、6 点を採択の最低水準としている。図 29 に示した申請課題の第一次審査の評価点数の平均値を見ると、6 点を上回っており、多くの申請課題が採択水準を満たしていることがわかる。

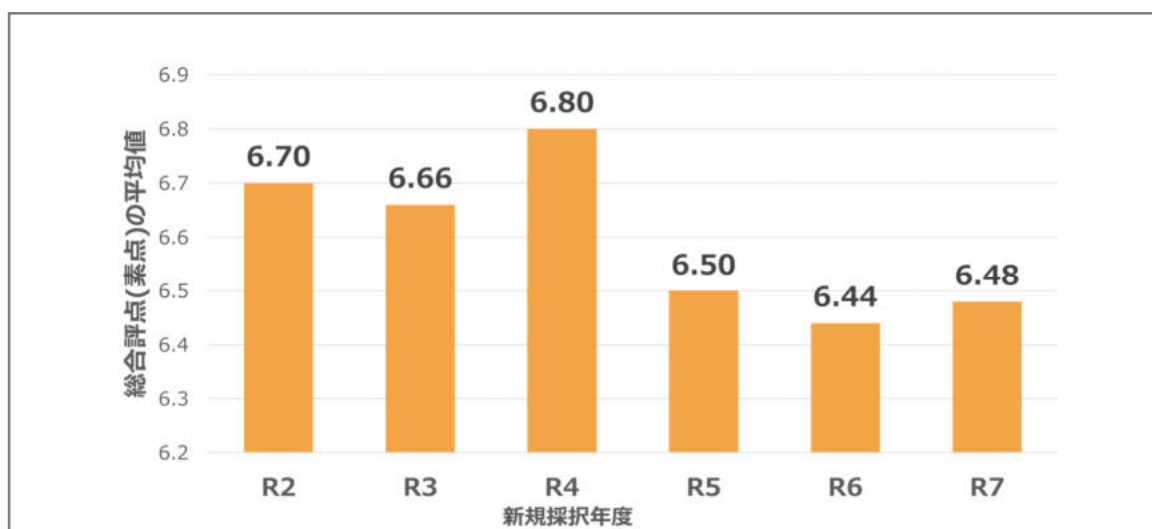


図 29: 若手枠における申請課題の第一次審査の評価点数の平均値

図 30 は、若手枠新規採択課題の第一次審査における評価点数の分布を示している。令和 5 年度新規採択課題公募から導入された若手枠 B は、令和 6 年度新規採択課題公募まで若手枠 A よりも平均値が低かったが、令和 7 年度新規採択課題公募では若手枠 A の平均値を上回っている。

図 31 は、若手枠における採択率の推移を示している。若手枠 A は、採択率 30%前後を安定的に維持している。若手枠 B については、令和 7 年度新規採択課題公募以降は、若手枠 A を上回る採択率とすることが見込まれている。

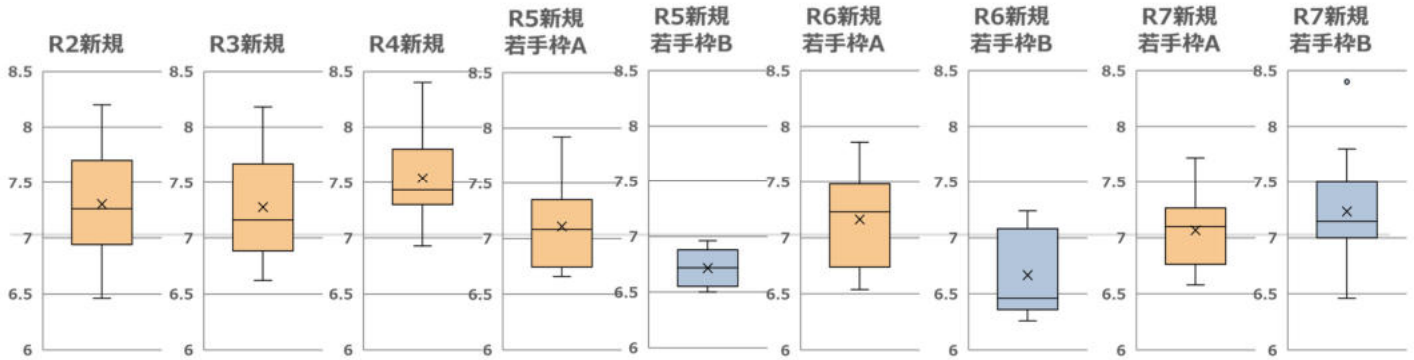


図 30: 若手枠における採択課題の第一次審査の評価点数

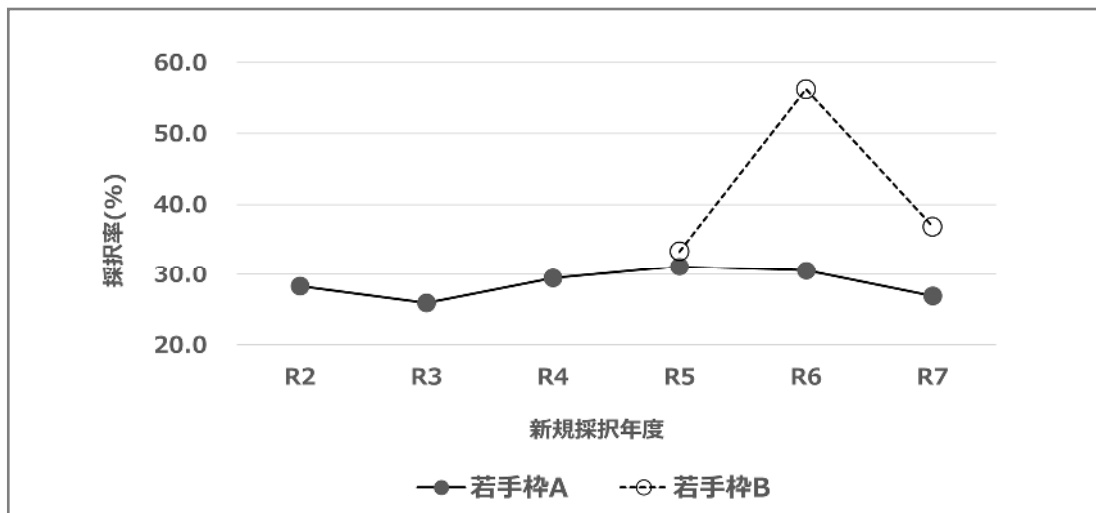


図 31: 若手枠の採択率の動向

#### (4) 若手枠の環境政策への貢献

若手枠は新規性・独創性・革新性に重点が置かれているが、推進費である以上、環境政策への貢献も求められる。図 32 は、若手による研究提案の個々の評価結果の「行政上の意義」と「科学的意義」の評価項目の点数分布を示している。採択課題はいずれも、「行政上の意義」と「科学的意義」の評価点数が高いといえる。また、採択課題のみならず大半の申請課題が、バランスが取れたものとなっている。

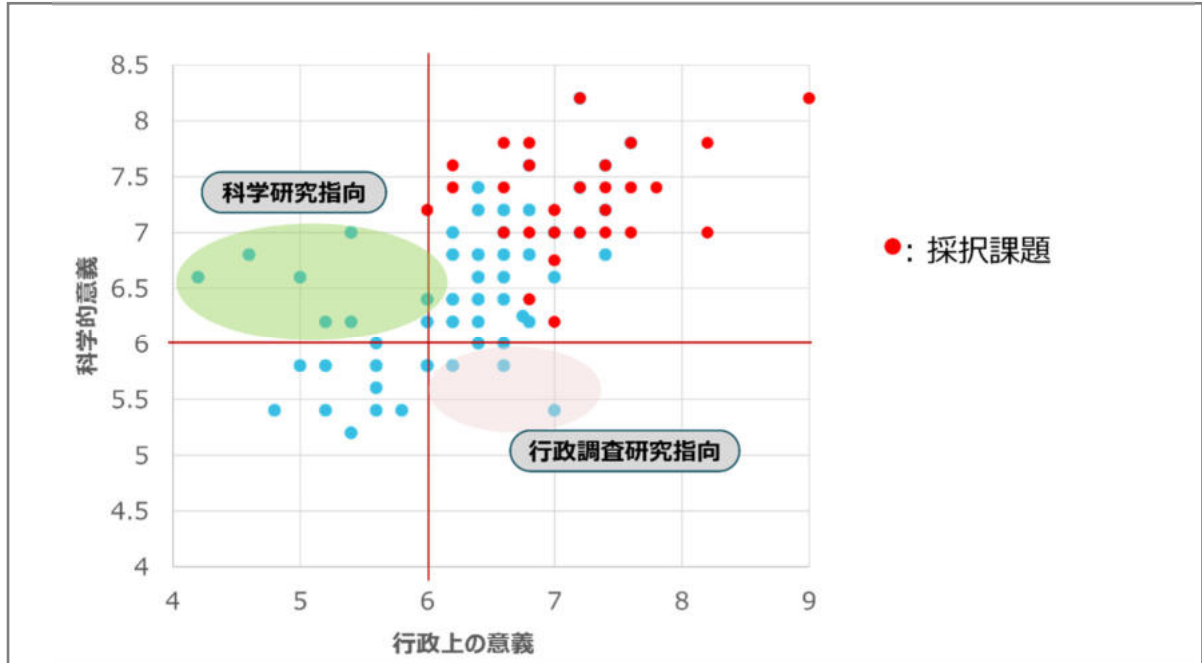


図 32: 第一次審査書面結果の「政策上の意義」と「科学的意義」の評価結果の分布(令和7年度新規採択課題)

#### (5) 申請課題の要望額分布

図 33 は若手枠 A (上限 600 万円/年) 及び若手枠 B (上限 300 万円/年) の申請課題の要望額分布である。それぞれの上限額付近に応募が集中している。

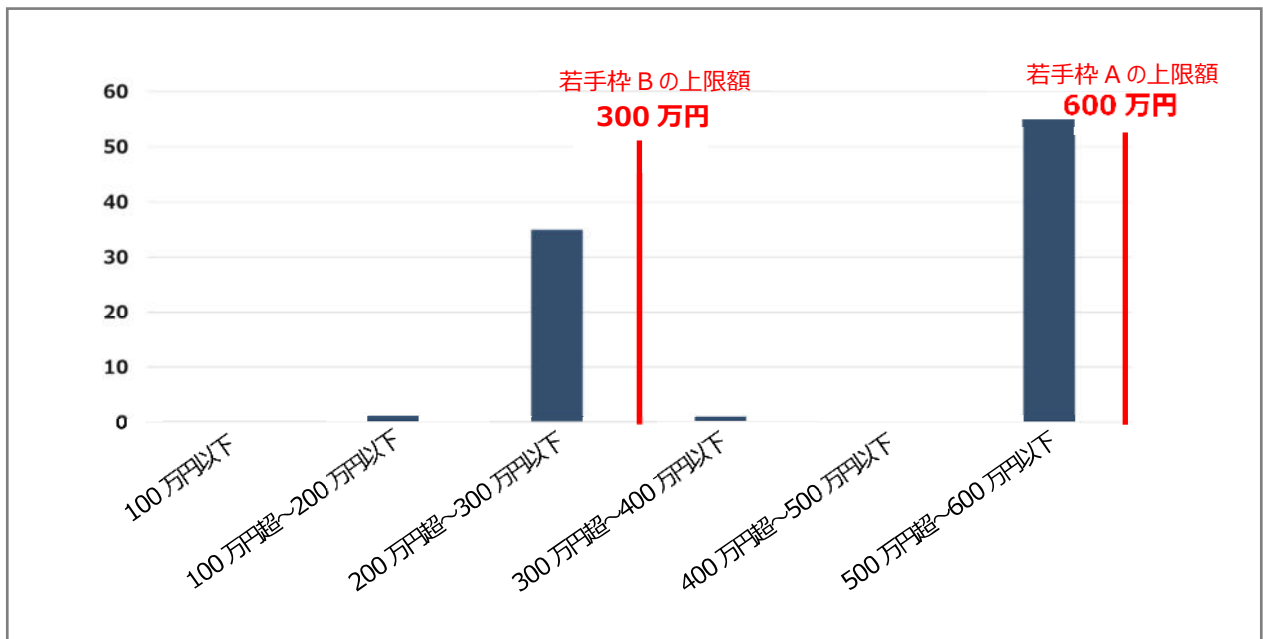


図 33: 若手枠 A・B 申請課題の要望額分布(令和7年度新規課題公募)

## 8. 運営体制

### (1) 新規課題の募集及び審査

#### 1) 新規課題の募集の状況

新規課題の募集に当たって、環境省内では、各課室向けに環境研究技術室及び PA による行政要請研究テーマ等に関する説明会を開催し、推進費の活用促進を図っている。

また、機構では、推進費の目的や特徴を広く認知してもらうため、以下の広報活動を実施している。

まず、ホームページにおいては、推進費の概要、公募情報、契約情報、研究概要・成果（研究課題データベース）、イベント情報、プレスリリース等を掲載している。また、公募要領には、推進費が環境政策に貢献することを目的とした競争的資金である旨を明記し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）の重点課題に該当することが申請の必須条件である旨を記載している。さらに、環境省が毎年度示す行政要請研究テーマへの適合を重視するが、申請にあたっての必須条件ではない旨も明記している。加えて、パンフレットの作成、推進費メールマガジンの配信、X（旧 Twitter）を活用した広報にも取り組んでいる。このほか、公募説明会、PO によるオンライン個別相談会、URA 等を対象としたオンライン説明会を実施している。

応募書類の受付期間は、例年、概ね9月中旬から35日間程度を確保しており、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」）を通じて応募を受け付けている。審査は非公開で実施され、原則として5つの研究領域ごとに設置された研究部会（統合部会、気候変動部会、資源循環部会、自然共生部会、安全確保部会）において行われる。図34には、令和8年度公募要領に掲載された審査の主なスケジュールを示している。

1) 対象公募区分：環境問題対応型研究・次世代事業・戦略的研究開発	
審査工程	日程
公募期間	9月8日（月）～10月10日（金）
プレ審査の実施	10月中旬～11月上旬
第一次審査（書面評価）の実施	11月中旬～12月上旬
第一次審査結果通知	12月下旬以降順次
第二次審査（ヒアリング評価）の実施	令和8年1月下旬～2月中旬
第二次審査結果通知（採択・内定）	3月中旬

2) 対象公募区分：革新型研究開発（若手枠）	
審査工程	日程
公募期間	9月8日（月）～10月10日（金）
プレ審査の実施	10月中旬～11月上旬
第一次審査（書面評価）の実施	11月中旬～12月上旬
第一次審査結果通知（採択・内定）	令和8年3月中旬

※ 革新型研究開発（若手枠）は第二次審査（ヒアリング評価）は実施しません。

図 34： 審査の主なスケジュール(令和8年度公募要領より)

#### 2) 新規採択審査における審査の観点

応募課題の審査は、以下の3つの観点から総合的に実施している。

##### ① 必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）

環境省の政策課題等を踏まえ、研究の環境行政上の意義等が適切に記載されているか、ま

た、どうして今必要な研究なのかをバックキャストで記載できているか確認する。加えて、先行研究や類似研究のResearchができていないか、提案内容に新規性・独創性があるかも審査の対象とする。

② 有効性（研究目標の達成可能性、環境政策への貢献度、成果の波及効果）

研究目標の設定が適切であり、達成可能性が高いかを確認する。また、研究成果が今後の環境政策にどのように貢献できるか、さらに技術実証型研究においては、社会実装後に社会的・経済的な効果をもたらす可能性が適切に記載されているかを審査する。

③ 効率性（研究体制・研究計画・研究経費の妥当性）

研究体制が効率的かつ効果的に研究を遂行する上で適切であるか、研究者の実績や適性が十分か、エフォート（研究への専従率）が妥当であるかを確認する。また、位置付けが不明確なサブテーマが含まれていないか、研究計画に対して過剰な経費が計上されていないかも審査の対象とする。

なお、環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業は先導性・実用性・普及性に重点を置いて評価している。一方、革新型研究開発（若手枠）は新規性・独創性・革新性に重点を置いて評価している。また、「研究目標」については、内外の研究・技術開発動向を踏まえ、意欲的かつ具体的に明確な設定がなされているかといった観点からも審査を行っている。

さらに、第一次審査では、事前に環境省の部局／課室に対し行政推薦課題の照会を行う。「行政推薦」がなされた課題は、審査にあたって加点要素となる（「革新型研究開発（若手枠 A・B）」を除く）。第二次審査では、環境省はヒアリングに評価者として参加している。

以上の審査観点に基づき、下表を点数の目安として採点を行う。最低点を 0 点、最高点を 10 点とし、1 点刻みで評価する。なお、評価者ごとの総合評点（素点）の平均が 6 点未満の場合は、原則として不通過とする。

表2： 評点の基準

評価	点数の目安
非常に優れている	9～10 点
優れている	7～8 点
可	6 点
やや劣っている	4～5 点
劣っている	0～3 点

令和 8 年度新規課題公募より、環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業については、社会実装ロードマップを導入する。

社会実装ロードマップには研究・開発段階から実証・普及までの道筋を示し、関係者が共通の目標を持って連携するための指針として活用する。また、TRL (Technology Readiness Level) の指標を導入し、ロードマップにTRLを組み込むことで、技術の開発・実証・普及の各フェーズにおいて、必要な資源、克服すべき課題等を明確にする。

表3：環境研究総合推進費におけるTRLの定義

TRL	フェーズ	定義
1	基礎研究	要素技術の基本的な特性に関する学術研究およびそれに基づく論文公表やレポート等が十分行われており、基礎研究の積み重ねが進んでいる。応用研究への展開に関する課題整理が行われている。
2	応用研究	将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術適用とそのため開発に向けた情報収集や分析に基づく課題抽出が行われている。
3		主要構成要素の性能に関する基礎的研究・実験が実施されており、コスト等を含めた実用上の課題抽出が行われている。
4	実用研究	主要な構成要素が限定的なプロトタイプ/限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化/水平展開に向け必要となる基礎情報、とくに量産化/水平展開に関するコスト等の分析が明確になっている。
5	模擬実証	機器・システムの実用型プロトタイプ/実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化/水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。
6	フィールド実証	機器・システムの実用型プロトタイプ/実用型地域モデルが、実際の導入環境で実証されており、量産化/水平展開に向けたスケジュール等が確定している。
7		機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。
8	量産化/水平展開	製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。

### 3) ウェブ会議システムを活用したヒアリング審査・評価の実施

令和元年度までは、採択審査及び中間・事後評価に係るヒアリングを対面で実施していたが、コロナ禍を契機として、令和2年度以降はウェブ会議システムを活用した方式へと変更された。図35に、採択審査における審査の流れを示している。

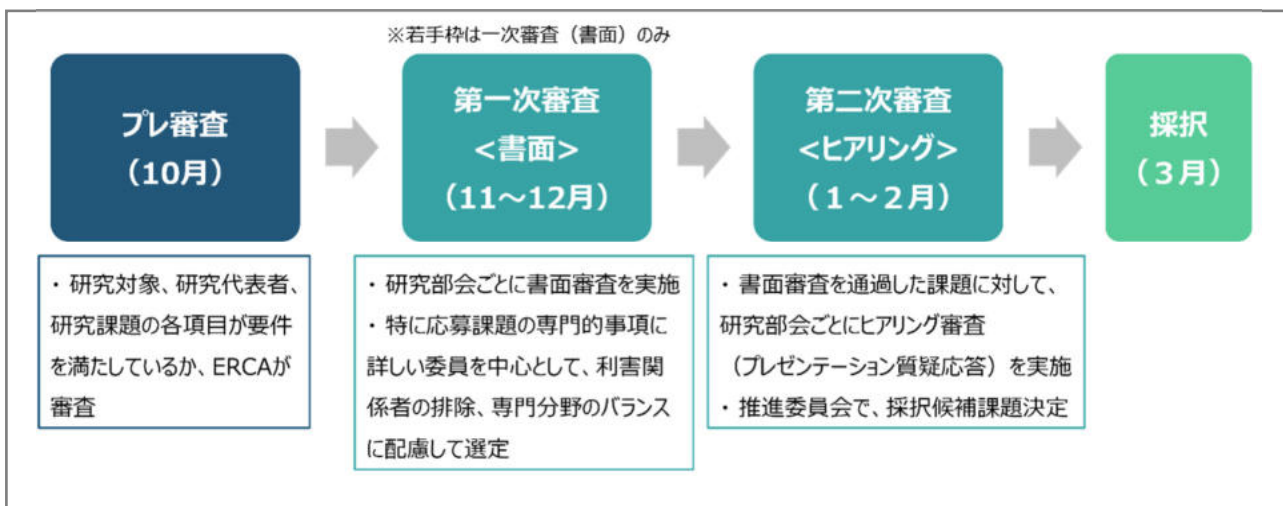


図 35：採択審査における審査の流れ

図36及び37は、ヒアリング審査・評価における対面形式とウェブ形式の出席率を比較したものである。5つの部会におけるヒアリング審査・評価では、対面形式に比べてウェブ形式の方が高い出席率になる傾向が見られた。この要因としては、対面形式では時間が固定されるのに対し、ウェブ形式では柔軟に対応できるためと考えられる。

ブ形式では柔軟なスケジュール調整が可能であり、移動時間の節約などによって時間的な自由度が高まることが挙げられる。

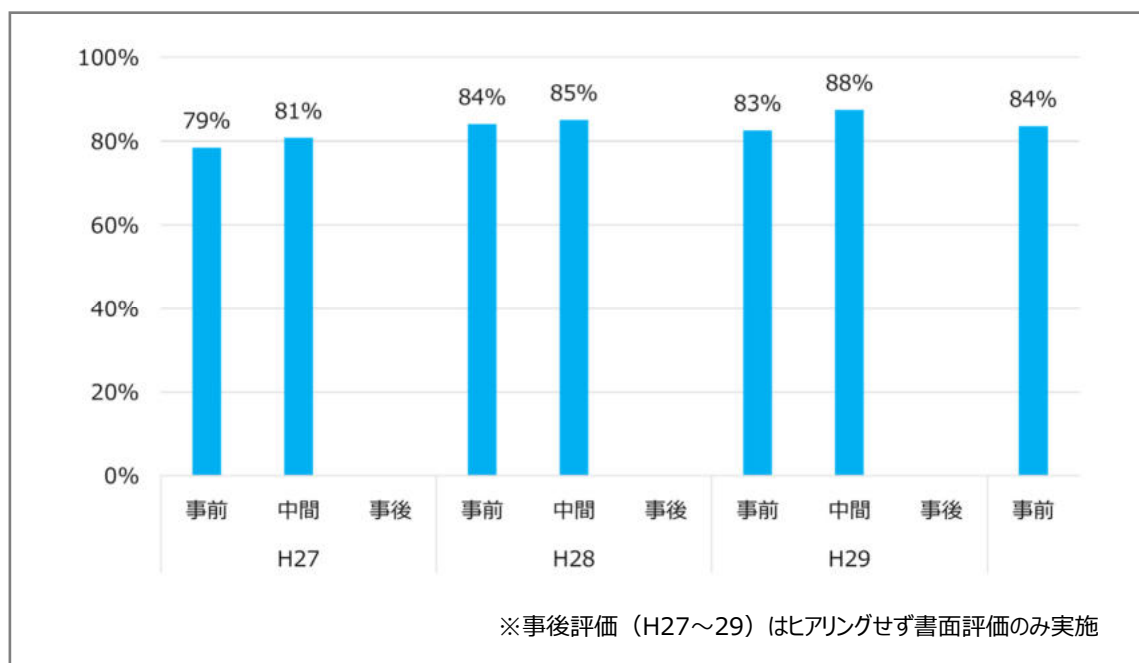


図 36: ヒアリング審査・評価の対面による出席率

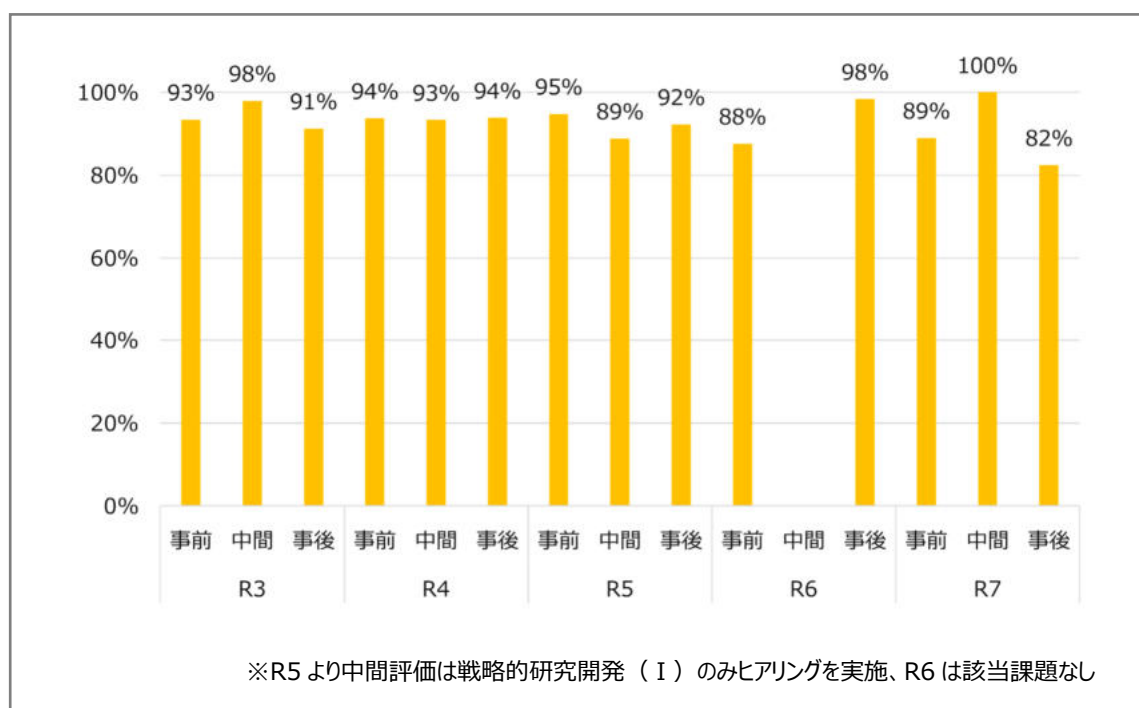


図 37: ヒアリング審査・評価のウェブによる出席率

#### 4) 若手枠における書面審査による採択課題の決定

令和7年度新規課題公募より、応募者及び評価者の負担軽減の観点も踏まえ、若手枠の審査形式については、ヒアリング審査を廃止し、書面審査のみで採択課題を決定する運用へと変更された。この変更にあたって、令和6年度新規課題公募における若手枠の第一次審査及び第二次審査の結果が、ほとんどの課題において一致することが確認された。

図 38 に、研究区分別の新規採択審査の審査形式を示す。

○ 新規採択審査 上段：一次審査、下段：二次審査 (変更は黄色ハイライト箇所のみ)

評価実施年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評価対象課題	R2新規	R3新規	R4新規	R5新規	R6新規	R7新規	R8新規
戦略的研究開発(Ⅰ)	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング
戦略的研究開発(Ⅱ)	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング
環境問題対応型研究	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)			書面 (ヒアリング) <sup>※1</sup>	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング
次世代事業	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング
革新型研究開発(若手枠)	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 (ヒアリング) <sup>※1</sup>	書面 ヒアリング	書面 ヒアリング	書面 <sup>※2</sup>	書面 <sup>※2</sup>

※1：試行的に実施（MF枠及び若手枠は、一次審査（書面）上位課題は二次審査で合議。それ以外の一次審査通過課題は二次審査でヒアリング）

※2：若手枠は、各研究部会において一次審査結果に基づき順位を審議

図 38： 研究区分別の新規採択審査の審査形式

(2) 中間・事後評価

1) 中間・事後評価の状況

本評価は、研究課題の進捗状況や成果を把握し、研究の加速、中断又は中止を含めた計画変更の要否の確認、ならびに今後の研究発展への活用に資することを目的としている。

中間評価の対象は、研究期間が3年以上で、評価実施年度が研究の中間年にあたる研究課題である。評価資料としては、中間研究成果報告書等を用いる。研究区分別の評価方式は、以下の表4のとおりである。

表4： 研究区分別の中間評価方式

研究区分	中間評価方式
戦略的研究開発(Ⅰ)	ヒアリング評価
戦略的研究開発(Ⅱ)	書面評価
環境問題対応型研究(技術実証型含む)	
次世代事業	
革新型研究開発(若手枠)	

一方、事後評価の対象は、前年度に研究期間が終了した研究課題である。評価資料としては、終了研究成果報告書等を用いる。研究区分別の評価方式は、以下の表5のとおりである。

表5： 研究区分別の事後評価方式

研究区分	中間評価方式
戦略的研究開発(Ⅰ)	ヒアリング評価
戦略的研究開発(Ⅱ)	
環境問題対応型研究(技術実証型含む)	
次世代事業	
革新型研究開発(若手枠)	書面評価

## 2) 中間・事後評価における審査の観点

中間・事後評価は、以下の3つの観点から総合的に実施している。

- ① 必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）
- ② 有効性（環境問題の解明・解決、環境政策・施策の企画立案・実施等に対する効果等）
- ③ 効率性（計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等）

本評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）」及び「環境省研究開発評価指針（平成29年7月14日総合環境政策統括官決定）」に基づいて実施する。

評価にあたっては、あらかじめ研究開発分野ごとの特性に応じて、具体的かつ明確で判定しやすい研究目標（できる限り数値化）を設定し、これを評価の基礎とする。

研究目標及び研究計画に照らした進捗状況・達成状況については、研究実施者による自己点検結果等も活用し、総合的な評価を行う。

なお、中間評価においては、研究経費の妥当性に関する評価結果を次年度以降の研究費に反映する。また、評価結果に基づき、研究計画の妥当性を確認し、必要に応じて研究計画の変更、経費の増減額、研究開発の中止等の措置を講じる。

図39は、令和7年度中間・事後評価要領に基づき、採点方法を整理したものである。

<b>1. 評価項目と採点方法</b>
(1) 研究目標の達成状況
【①目標達成度】 研究計画で設定した研究目標に対する達成状況を、研究の進捗・達成状況によって、100点を評価の基準として0点～120点の範囲で評価
【②目標困難度】 研究目標の設定レベルを、挑戦的・意欲的で達成困難なものであるかの状況によって、10点を評価の基準として0点～20点の範囲で評価
(2) 研究成果（環境政策等への貢献・一般社会に対する社会的・経済的効果）のアウトカム
【③研究成果のアウトカム】 研究計画で設定した研究目標に対する達成状況を、研究の進捗・達成状況によって、100点を評価の基準として0点～120点の範囲で評価
(3) 研究の効率性
【④研究の効率性（令和4年度以前の開始課題）】 テーマ・サブテーマの分担状況や連携等の研究体制、課題の進行管理、予算執行等についての水準、研究資金の運用について、費用対効果の状況によって、10点を評価の基準として、特筆すべきものがある場合は0点～20点の範囲で評価
【④研究の効率性（令和5年度以前の開始課題）】 テーマ・サブテーマの分担状況や連携等の研究体制、課題の進行管理、データマネジメントプランに基づく研究データ管理、予算執行等についての水準、研究資金の運用について、費用対効果の状況によって、10点を評価の基準として、特筆すべきものがある場合は0点～20点の範囲で評価
<b>2. 総合評価</b>
○各評価者の評価項目ごとの採点結果を加算し、総合評価点（素点）とする。 ①達成度 + ②困難度 + ③アウトカム + ④効率性 = 総合評価点（素点）
○評価ランクへの換算 評価ランク（総合評価点）：S（140～200）、A（120～139）、B（100～119）、C（80～99）、D（0～79）
<b>3. 研究経費の妥当性（中間評価のみ）</b>
中間評価時点までの研究経費の実績及び今後の研究計画と執行計画、研究目標の達成見通し等を踏まえ、今後の研究経費の計画が適正であるかについて、妥当性の評価を行う。減額又は増額の評価が半数を超えた場合は、研究部会において研究経費の増減の可否及び増減率を決定する。
評価ランクがB以下の課題又は「目標達成度」が80点以下の課題については、総合評価確定後に研究部会において研究計画と経費の確認を改めて行い、次年度以降の研究経費の取扱いとその理由について判定する。
研究経費の妥当性 評価1（増額すべき）、評価2（経費は妥当である）、評価3（減額すべき（95%程度））、評価4（大幅削減すべき（90%以下））

図 39： 中間・事後評価の採点方法

### 3) 書面審査による中間・事後評価の実施

中間・事後評価の実施方法に関し、令和4年度環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、「今後、採択件数の増加が見込まれることから、評価委員や事務局の負担を考慮の上、評価の質を担保しつつ、より効率的な中間・事後評価の実施方法に見直すこととする」との方針が示され、中間・事後評価に書面審査を導入することとなった。

図 40 に、令和5年度以降の評価方式の変更箇所を示している。中間評価については、令和5年度より、戦略的研究開発（Ⅰ）を除くすべての研究区分において書面審査により実施している。事後評価については、令和6年度より若手枠において書面審査が導入された。

なお、戦略的研究開発（Ⅱ）、環境問題対応型研究、次世代事業においては、中間評価は書面審査で実施しているが、事後評価はヒアリング審査により実施している。

○中間評価

(黄色ハイライト: R5以降の変更箇所)

評価実施年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
戦略的研究開発(Ⅰ)	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング
戦略的研究開発(Ⅱ)	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	書面	書面	書面
環境問題対応型研究	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	書面	書面	書面
次世代事業	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	書面	書面	書面
革新型研究開発(若手枠)	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	書面	書面	書面

○事後評価

評価実施年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評価対象課題	R1終了	R2終了	R3終了	R4終了	R5終了	R6終了
戦略的研究開発(Ⅰ)	書面	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング
戦略的研究開発(Ⅱ)	書面	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング
環境問題対応型研究	書面	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング
次世代事業	書面	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング
革新型研究開発(若手枠)	書面	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	書面	書面

図 40: 中間・事後評価の方式変更箇所

中間・事後評価の書面評価においては、新規採択審査とは異なり、委員と研究者間で文書による質疑応答が行われる。委員からの質問は文書で提出され、これに対して研究者も文書で回答する形式でやり取りが実施される。これらのやり取りは電子媒体のみで実施され、評価委員は指定された期間内に、質問・回答票を専用 URL へアップロードするか、電子メールに添付して提出する。評価シートについても同様に、専用 URL へのアップロード又は電子メールによる添付提出が必要である。

書面評価の結果は、採点を集計したうえで、担当の研究部会にて審議され、最終的に決定される。なお、審議方法は研究部会主査との協議により、電子メールによる書面審議、もしくはオンラインによる参集審議（1時間程度）のいずれかで決定される。

図 41 には、令和7年度中間・事後評価における研究者への質問・回答票および評価シートの提出スケジュールを示している。



図 41: 研究者への質問・回答票及び評価シートの提出スケジュール(令和7年度中間・事後評価)

### (3) 追跡評価

#### 1) 概要

追跡評価は、研究終了後の一定期間を経過した段階において、研究成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、その検証結果を次の研究課題の検討、関連する研究施策等の見直し、評価方法の改善に反映することを目的として実施する。

追跡評価の構成は、表6に示すとおり、「追跡調査」と「制度調査」の2種類から成る。追跡調査は、成果の活用・波及状況や、成果の環境政策への反映状況の把握を目的としている。一方、制度調査では、推進費制度に対する意見や、評価の実施方法に関する意見を収集する。

科研費との差別化の観点を踏まえ、環境政策への貢献に重点を置いた調査を実施しており、令和7年度の追跡評価では、令和4年度新規課題公募において設定されたMF枠や、令和5年度新規課題公募から導入された若手枠Bについても調査対象とした。

表6： 令和7年度追跡評価の構成

	追跡調査	制度調査
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果の活用・波及状況</li> <li>・ 成果の環境政策への反映状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進費制度への意見</li> <li>・ 評価の実施方法に対する意見</li> </ul>
対象課題	・ 令和4年度終了課題 (62 課題)	・ 令和6年度終了課題 (52 課題)

表7に、令和7年度追跡評価における書面調査及び個別調査（ヒアリング）の具体的な内容を示す。書面調査の実施にあたっては、回答する研究者に過度な負担をかけることのないよう、調査の目的に照らして必要な項目に絞り込んでいる。

表7： 令和7年度追跡評価の書面調査及び個別調査（ヒアリング）の内容

	追跡調査	制度調査
書面調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究代表者<sup>※1</sup>に書面調査</li> <li>・ 成果の活用状況、環境政策への反映状況、研究終了後の展開状況等について自己点検の形で調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究代表者に<sup>※1</sup>書面調査</li> <li>・ 推進費制度に関して、公募、課題研究、評価、今後の意向、その他の意見等について調査</li> </ul>
個別調査 (ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面調査対象課題の中から 10 課題を選定して実施</li> <li>・ 研究代表者<sup>※1</sup>に対してインタビュー形式で実施</li> <li>・ 研究実施前から現在までの研究の流れ、得られた研究成果・成果の活用状況、書面調査の深堀、研究者側から見た改善ポイント等について、調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面調査対象課題の中から 10 課題を選定して実施</li> <li>・ 研究代表者<sup>※1</sup>に対してインタビュー形式で実施</li> <li>・ 書面調査の深堀、研究者側から見た改善ポイント等について、調査を実施</li> </ul>

※1： 戦略的研究開発プロジェクトではPL

令和2年度から令和6年度にかけての追跡評価では、毎年度100課題程度の研究代表者を対象に書面調査が実施され、そのうち20課題程度についてはヒアリング調査も行われた。これらの調査結果は、毎年度の追跡評価専門部会にて検討されており、推進費は全体として概ね順調に機能していると評価されている。表8に具体的な評価への対応を示す。

表8: これまでの追跡評価概要と対応

検討項目	対応内容
環境政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の政策貢献に向けた方策の検討</li> <li>・行政要請研究テーマ説明様式の改善</li> <li>・行政推薦課題への担当課室の対応の充実</li> <li>・ホームページの充実</li> </ul>
研究課題の実施及び研究管理・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POの役割理解が不十分な場合もあり、関係者間での役割共有</li> <li>・POの知識・経験を整理し、研究管理に活用</li> </ul>
中間・事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で意見の押し付けや的確性への疑問あり</li> <li>・オンラインでの意見交換の課題を踏まえ、今後の改善を検討</li> </ul>
研究者と行政担当者のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見・情報交換の充実を求める意見に対応し、公募説明会やワークショップを開催</li> <li>・環境政策に関する情報などの発信強化</li> </ul>
公募枠の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MF枠、若手枠Bの創設</li> <li>・若手研究者・評価委員の負担軽減のため、ヒアリング審査を段階的に廃止</li> <li>・研究期間の柔軟化や少額枠の設定など、多様な研究規模への対応を検討</li> </ul>
若手支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手研究者へのサポート・助言を求める意見に対応し、POが研究管理にとどまらず指導等も行う仕組みを導入</li> <li>・若手枠Bの導入とその効果の追跡調査</li> <li>・斬新な発想を活かす仕組みの継続的な検討</li> </ul>
ライフイベントへの配慮（女性研究者の参画等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児・介護等による休業に対し、上限1年の研究期間延長が可能</li> <li>・審査での不利益排除に配慮</li> <li>・他制度の動向も注視しつつ対応</li> </ul>
事務処理負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国費の経費処理上、不可欠な書類が多い中でも、さらなる負担軽減を継続的に検討</li> </ul>
推進費のプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平な競争的研究資金であり、環境政策に貢献できるという制度の特徴を大学・研究機関に周知</li> </ul>

## 9. 環境研究総合推進費の活用状況と成果

### (1) 環境政策への反映状況及び実用化状況

推進費における研究終了後の社会実装の状況について、追跡評価における追跡書面調査結果より以下に示す。図中の年度は調査を実施した年度を示している。なお、各調査年度における対象研究課題の終了年度は、令和7年度調査が令和4年度終了課題、令和6年度調査が令和3年度終了課題、令和5年度調査が令和2年度終了課題、令和4年度調査が平成31年度終了課題、令和3年度調査が平成30年度終了課題、令和2年度調査が平成29年度終了課題である。

#### 1) 研究成果の国や地方自治体等の環境政策への反映状況

研究課題分野が「環境研究・調査分野（人文・社会科学分野を含む）」及び「環境研究・調査分野（人文・社会科学分野を含む）」、「製品開発・技術開発分野（技術実証を含む）」の「どちらにも当てはまる」と回答した課題について、環境政策への反映状況を調査した。図42に示すとおり、「反映されている」又は「反映される見込みである」と回答している課題は、5割～7割程度で推移している。

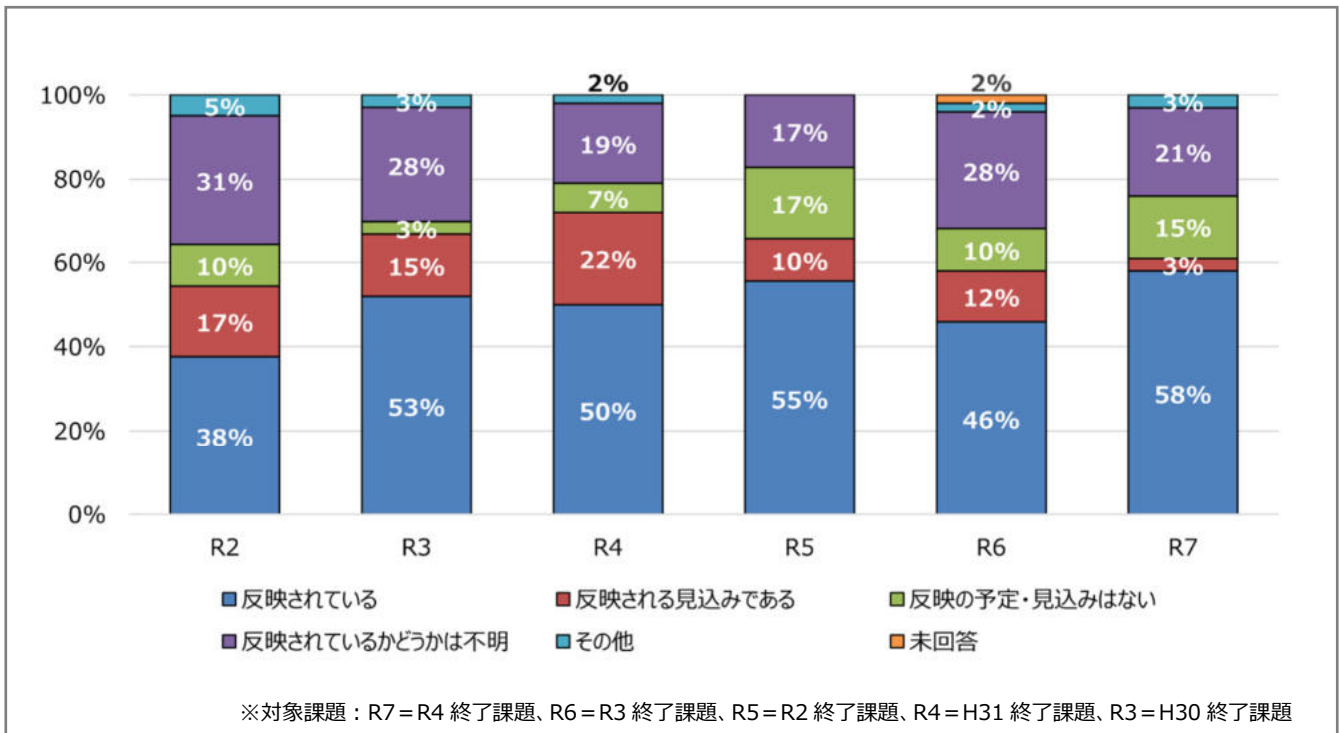


図 42： 研究成果の国や地方自治体等の環境政策への反映状況

## 2) 研究成果が環境政策に反映される内容

1) で「反映されている」又は「反映される見込みである」と回答した課題を対象に、環境政策に反映される内容として、以下の6点への該当の有無を調査した(複数回答)。図43に示すとおり、「行政が直接行う事業」で反映されたとの回答が多く見られる。

<環境政策への反映の例>

- ① 法令・条例等に反映されること
- ② 行政計画・ガイドライン等に反映されること
- ③ 審議会・国際的な会議等の審議資料や報告書等に反映(論文等による IPCC 等へのインプットを含む)されること
- ④ 上記のほか、政策の立案・形成に(政策への賛否の社会的議論等も含めて)、科学的判断根拠として活用されること
- ⑤ 環境省や地方自治体が直接行う事業(公園の管理、廃棄物の処理、環境教育等)に、科学的知見として活用されること
- ⑥ その他の環境政策の推進に何らかの影響を与えること

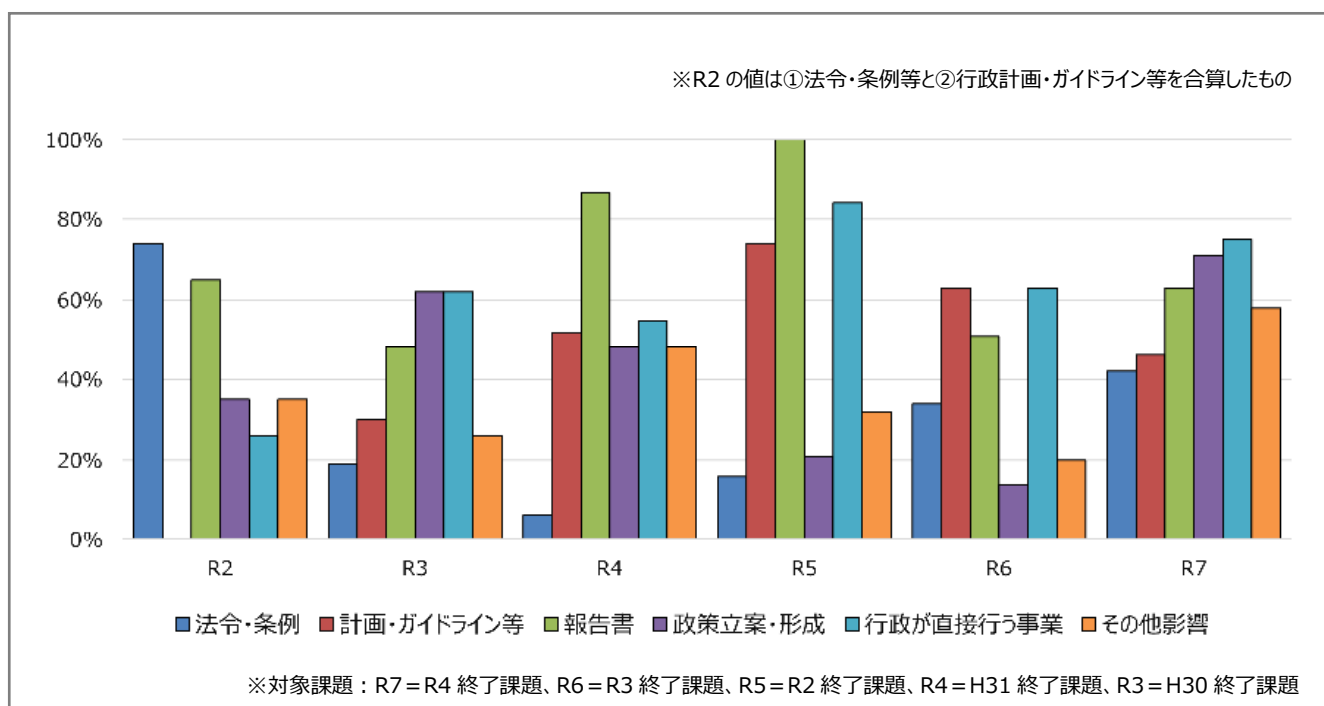


図 43: 研究成果が環境政策に反映される内容(複数回答)

### 3) 研究課題(製品開発・技術開発分野等)の成果の実用化状況

研究課題分野が「製品開発・技術開発分野(技術実証を含む)」及び「環境研究・調査分野(人文・社会科学分野を含む)」、「製品開発・技術開発分野(技術実証を含む)」の「どちらにも当てはまる」と回答した課題について、成果の実用化状況を調査した。活用(実用化)の例は以下のとおりである。

<活用(実用化)の例>

- ① 研究開発の成果が、それ単独で製品・サービスとして実用化された
- ② 研究開発の成果が、製品・サービスに組み込まれて実用化された(装置、システム、モデル、プログラム等として利用可能な状態となったり、商品として経済価値を有する状態となったりした)
- ③ 市場に何らかの影響を与えた(標準化に寄与する等)

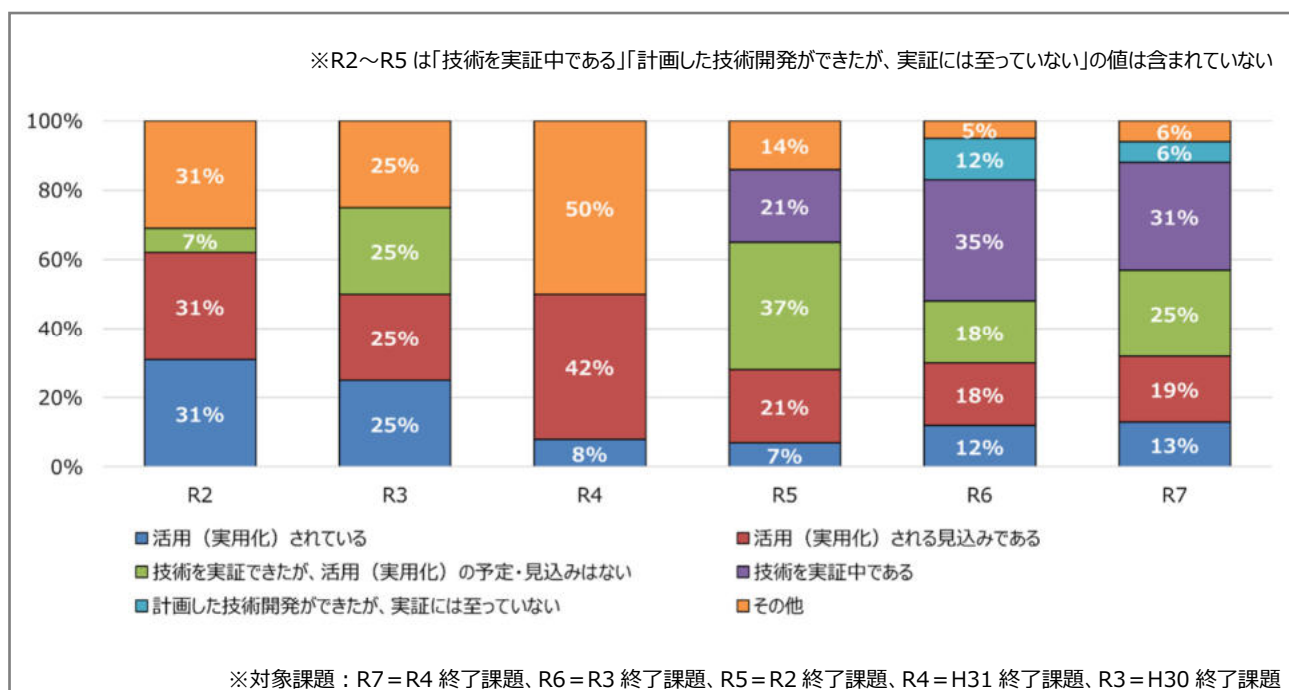


図 44: 研究課題(製品開発・技術開発分野等)の成果の実用化状況

4) 研究課題の主たる成果の状況

3) で「活用（実用化）されている」又は「活用（実用化）される見込みである」と回答した課題を対象に、推進費を活用し技術開発して得られた主たる成果が調査時点でどのような状況にあるか図 45 に示した。「製品化段階」とする課題が増加傾向にあることがうかがえる。

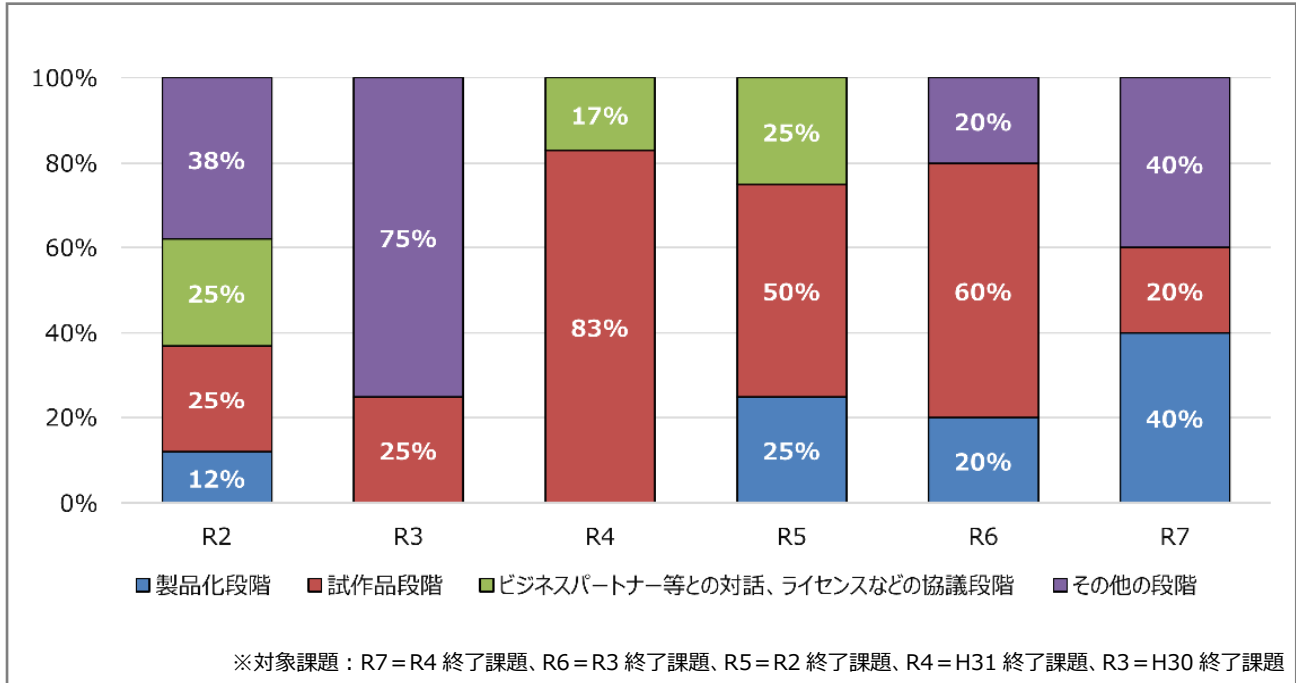


図 45: 研究課題の主たる成果の状況

## (2) 社会実装支援の取組強化

令和2年度制度評価報告書において、研究成果の社会全般への還元方法についての検討を踏まえ、機構では図46に示すとおり、研究成果の普及及び社会実装支援の取組を強化している。令和3年度には、研究者と企業等が面談する機会を設けるマッチングイベントやシンポジウムを開催したほか、研究課題データベースとして研究の実施内容を簡単に検索できる形でホームページ上に公開した。さらに、令和6年度及び7年度には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）による知財支援事業に応募・採択され、機構が支援する体制となっている。

### 【提言を受けた、研究成果の普及・社会実装支援に関する新たな取組】

- R3年度～ 産学連携のためのマッチングイベントを開催  
国際発信強化のための国際シンポジウム開催
- R4年度～ 研究課題データベースの開設、SNS運用開始  
社会実装支援コーディネーターの配置
- R5年度～ 国際発信強化のための英語サイトを開設
- R6年度～ （独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat）」※<sup>1</sup>を活用
- R7年度 知的財産等に関するERCAの支援の基本姿勢を盛り込んだ「環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー」※<sup>2</sup>を策定

注1：競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat） <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html>

注2：環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー [https://www.erca.go.jp/suishinhi/gaiyou/gaiyou\\_7.html](https://www.erca.go.jp/suishinhi/gaiyou/gaiyou_7.html)

図46： 機構における研究成果の普及及び社会実装支援の取組強化内容

### (3) 政策決定者向けサマリー

環境政策への貢献を目的とする推進費において、研究成果の活用をより一層促進するため、研究者に対し、環境政策に活用できる知見・技術・提言などを簡潔にまとめた「政策決定者向けサマリー」の提出を求めている。従来は行政推薦課題に限って提出が義務付けられていたが、令和4年度以降はすべての課題に対して作成が必須となった。特に行政推薦課題については、研究者は環境省の担当者と連携のうえで作成することが求められている。

表9は、令和6年度終了課題における政策決定者向けサマリ－の構成を示している。政策決定者向けサマリ－の作成により、研究成果を次の利用者へとつなげられる仕組みの強化が図られている。

表9： 政策決定者向けサマリ－の構成

政策決定者向けサマリ－の構成（令和6年度終了課題）	
冒頭記載の基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募区分、研究実施期間、課題番号、研究課題、研究代表者、重点課題（主）、重点課題（副）、行政要請研究テーマ、研究領域、キーワード、担当課室、サマリ－提供希望先</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サマリ－は、環境研究総合推進費等で得られた研究成果を環境省等の行政が行う政策立案につなげることを強く意識し、行政担当者にも端的に分かりやすく作成するものである。</li> <li>行政は、本サマリ－を政策立案検討の参考資料にするとともに、より詳細な内容は、最後に記載する研究者に直接コンタクトを取り、積極的な情報交換を行うこととする。</li> <li>本サマリ－により、環境行政と環境研究の連携を促進し、環境研究の成果を国民に還元できるものとするように行政側・研究者側の双方が努める。</li> </ul>
サマリ－本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サマリ－は、環境研究総合推進費等で得られた研究成果を環境省等の行政が行う政策立案につなげることを強く意識し、行政担当者にも端的に分かりやすく作成するものである。</li> <li>行政は、本サマリ－を政策立案検討の参考資料にするとともに、より詳細な内容は、最後に記載する研究者に直接コンタクトを取り、積極的な情報交換を行うこととする。</li> <li>「環境政策に貢献できる新たな知見・技術等の提案・提言」として、提案・提言と解説・補足をセットにして記述。取り上げる項目数には制限がない。</li> </ul>

## 10. 主要研究成果

### (1) 戦略研究課題の成果・効果

表 10: 令和2年度以降実施された事後評価の状況

課題番号	プロジェクト名	代表研究者	研究開始	研究終了	事後評価
S-15	社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価	武内 和彦	H28	R2	S
S-16	アジア地域における持続可能な消費・生産パターン定着のための政策デザインと評価	平尾 雅彦	H28	R2	S
S-17	災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法の体系的構築に関する研究	鈴木 規之	H30	R4	S
S-18	気候変動影響予測・適応評価の総合的研究	三村 信男	R2	R6	S
SⅡ-2	海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究	磯辺 篤彦	H30	R3	S
SⅡ-3	PCBを含む残留性有機汚染物質(POPs)の循環・廃棄過程の管理方策に関する統合的研究	酒井 伸一	H30	R2	S
SⅡ-4	ライフサイクル全体での化学物質管理に資するPRTRデータの活用方策に関する研究	小口 正弘	H30	R3	S
SⅡ-5	阿蘇をモデル地域とした地域循環共生圏の構築と創造的復興に関する研究	島谷 幸宏	H31	R3	A
SⅡ-6	水俣条約の有効性評価に資するグローバル水銀挙動のモデル化及び介入シナリオ策定	高岡 昌輝	R2	R4	S
SⅡ-7	新たな海洋保護区(沖合海底自然環境保全地域)管理のための深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発	藤倉 克則	R2	R4	S
SⅡ-8	温室効果ガス収支のマルチスケール監視とモデル高度化に関する統合的研究	伊藤 昭彦	R3	R5	S
SⅡ-9	中間貯蔵施設周辺復興地域の融合的な環境再生・環境創生に向けた研究	遠藤 和人	R4	R6	A

令和2年度以降終了し事後評価が実施された12課題(表10)について、終了研究成果報告書の記述を基に、以下に記載した。

#### 【戦略的研究開発(I)】

S-15 (H28-R2)	社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価	武内 和彦 (東京大学)
------------------	-----------------------------------	-----------------

自然資本や生態系サービスの自然的・社会経済的価値の予測評価が可能となるような社会・生態システムの統合化モデルを構築するため、陸域・海域での自然的価値の予測評価や社会経済的価値の予測評価など多岐にわたるサブテーマが展開され多くの有用な研究成果が得られた。これらの成果は、生物多様性と生態系サービスに関する国内外の政策や実践に還元された。

国内では、環境省のJB0-3や生物多様性国家戦略、IPCC AR6への貢献に加え、地域自治体との連携

による地域戦略支援や「包括的富指標」を用いた SDGs 対応型のまちづくりに貢献した。海外では、COP13 や IPBES、CBD、G20 関連イベントでの発信や政策提言を通じ、国際的な科学-政策対話にも積極的に関与した。IPBES への多くの執筆者・専門家の参加により、日本の研究成果を国際社会に発信した。

S-16 (H28-R2)	アジア地域における持続可能な消費・生産パターン定着のための政策デザインと評価	平尾 雅彦 (東京大学)
------------------	--	-----------------

本研究では、アジア地域における SCP(持続可能な消費と生産)政策事例の収集・類型化や SCP 政策設計のフレームワークが明らかにされた。また、政策立案・実施のための指標やツール、基本データベースの構築など付随した成果が得られている。

本研究を通じ、国際政策や制度設計に具体的な貢献をもたらした。2018 年の国連 HLPF サイドイベントでは政策ブリーフを発表し、UN ESCAP の賛同を得て成果は環境白書や 2019 年改訂の SDGs 実施指針に引用された。また、2019 年 G20 の T20 タスクフォースにおいて循環経済に関する政策提言を取りまとめ、公式コミュニケに反映させた。さらに、省エネ家電普及を目的とした環境省事業に研究知見を活用し、普及策の立案に寄与した。加えて、MFCA(マテリアルフローコスト会計)の国際規格(ISO14052・14053)の策定に貢献し、研究成果を国際標準化に結びつけた。これらを通じ、持続可能な社会への移行を実証的に後押しした。

S-17 (H30-R4)	災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法の体系的構築に関する研究	鈴木 規之 (国立環境研究所)
------------------	---------------------------------------	--------------------

本研究では、災害・事故で想定し得る非常環境における異常検知の手法、迅速及び網羅的分析法、拡散予測の手法、曝露及びリスク評価の科学的手法を確立し、また化学物質の基礎情報(物性、毒性等)や化学物質の所在と排出可能性の情報を整備するとともに、リスク管理対策の有効性の評価などの行政・社会的手法を明らかにした。

環境省の「災害・事故化学物質漏洩流出対応検討会」等において、本研究の成果が活用され、地方公共団体環境部局への支援枠組みの検討、化管法に基づく化学物質管理指針の改正、災害事故対応マニュアル策定の手引き作成に寄与した。特に、指針には災害・事故時対応の内容が新たに盛り込まれ、研究成果が政策改善に反映された。また、マニュアル策定においても研究知見が参照され、実務に資する内容へと発展した。さらに、化学物質環境実態調査において本研究で開発された MI-AIQS (AXEL for NAGINATA) を活用したスクリーニング分析が試行され、令和 4 年度調査業務に一部導入されるなど、分析手法としての実装も進みつつある。

S-18 (R2-R6)	気候変動影響予測・適応評価の総合的研究	三村 信男 (茨城大学)
-----------------	---------------------	-----------------

本研究では、気候変動影響の主要 6 分野を対象にした総合的な全国的影響予測や適応評価、また、高解像度の気候変動影響予測手法の開発・高度化、さらには気候変動影響と適応策の効果に関する経済評価など多岐にわたるサブテーマが実施され、多くの有用な科学的知見が得られた。

これらの成果は、環境省中央環境審議会による「第 3 次気候変動影響評価報告書」の原案作成に幅広く反映され、影響の重大性や緊急性の整理方針にも寄与した。また、環境省の適応策データベース整備において、構築したオプション・データベースが活用されている。テーマ 2 の成果は、主要作物の収量影響をまとめた世界的データセットとして IPCC 第 6 次評価報告書に引用され、「食料供給困難事態対策法」における科学的根拠ともなった。さらに、地方自治体や関係省庁での適応計画や都市温熱環境対策、3D 都市モデルの政策応用に貢献するなど、国内外の気候変動政策形成に実質的な影響を与えた。

【戦略的研究開発(Ⅱ)】

SⅡ-2 (H30-R3)	海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究	磯辺 篤彦 (九州大学)
------------------	--	-----------------

本研究では、海洋プラスチックごみを対象として、沿岸から地球規模での海洋中の分布・動態に関する実態把握・数値モデリング、化学物質による生物影響評価、モニタリング・計測手法等の高度化について多くの成果が得られている。

これらの成果は国際的にも国内的にも広く活用された。2019年大阪G20のサイエンス20ステートメントや「プラスチック資源循環戦略」において地球規模モニタリングの重要性が明記され、UNEP科学者諮問委員会発行レポートにも成果論文が引用された。さらに、国際的な化学物質規制枠組みであるストックホルム条約POPRC(残留性有機汚染物質検討委員会)において、添加剤UV328に関する研究成果が規制検討の科学的根拠として用いられた。国内では、環境白書や参議院環境委員会で成果が紹介され、政策議論に直結したほか、環境省のモニタリング手法ガイドラインや海洋ごみ実態調査検討会でも成果が参照され、制度設計や調査枠組みの整備に貢献した。地方自治体職員や国民への啓発活動を通じ、政策実装を支える基盤づくりにも寄与した。

SⅡ-3 (H30-R2)	PCBを含む残留性有機汚染物質(POPs)の循環・廃棄過程の管理方策に関する統合的研究	酒井 伸一 (京都大学)
------------------	---	-----------------

本課題では、POPs含有廃棄物管理に視点を置いて、新規POPsの物理化学特性を明らかにし、PCBおよびPOPsの時空間分布・環境負荷の解析と生態リスク評価を行い、さらに処理の効果推定と環境管理に関するシステム研究を行った。

研究成果は、国内のPOPs含有廃棄物管理政策において、行政調査での物質選定や分析法検討の基盤となり、また物性・モデル研究は安全性や環境保全上有用な知見を提供している。国際的にも、LPC(Low POP Content)議論やBAT/BEPガイダンス策定に重要なエビデンスを提供し、POPs条約の実効性向上に貢献している。さらに、得られた物性・放散速度は化審法での曝露リスク評価や化管法における排出量推計に活用可能である。提案するPAS法はHVAC法に代わり簡便かつ長期・多点調査が可能で、HVAC法の代替となるポテンシャルを有している。

SⅡ-4 (H30-R3)	ライフサイクル全体での化学物質管理に資するPRTRデータの活用方策に関する研究	小口 正弘 (国立環境研究所)
------------------	---	--------------------

本研究の成果としては、化学物質排出量等の把握・推計手法の改善、廃棄物の処理・再生利用における化学物質フローの推計手法の構築、事業者による自主管理の推進に効果的な簡易濃度推計ツールの開発などが示されている。

届出データ算出方法に関するアンケート結果は環境省に提供され、PRTR排出量等算出マニュアルの改訂や調査設計の基礎資料となった。研究代表者らは各種検討委員会に参画し、制度見直しに向けた課題整理や対象物質選定のための排出係数作成方針の策定に貢献した。また、環境省主催「化学物質アドバイザー制度に関する講習・意見交換会」において、PRTRデータ正確性評価、簡易リスクアセスメント手法、包括分析法などの成果を紹介し、届出データの質向上や事業者による適切なリスク評価の支援に寄与した。これらはアドバイザー活用による届出適正化の推進につながり、化管法制度運用の実効性強化に直結した。

SⅡ-5 (H31-R3)	阿蘇をモデル地域とした地域循環共生圏の構築と創造的復興に関する研究	島谷 幸宏 (九州大学)
------------------	-----------------------------------	-----------------

本研究は、熊本地震後の「創造的復興」と環境省の「地域循環共生圏」政策を関連付け、阿蘇地域における自立分散型社会の構築と持続可能な地域社会の形成を目指したものである。生態系サービス

に基づいた創造的復興、熊本地震による水循環への影響の評価、自然資本と社会関係資本に着目した地域循環共生圏の重層性構築などに関する知見が得られた。

成果は、阿蘇草原再生協議会が策定した「阿蘇草原再生全体構想<第3期>」(令和3年11月)において水源涵養効果・防災減災等の科学的根拠として活用された。さらに、阿蘇草原再生情報戦略会議において水源涵養に着目した仕組みづくりや環境保全型農業直接支払制度導入の検討など、協議会活動の政策目標形成に反映された。環境省主催の全国草原サミットや阿蘇草原再生千年委員会では研究成果を報告し、地域循環共生圏の構築に資する情報を提供した。加えて、阿蘇くじゅう国立公園管理運営計画の検討会において景観・資源活用に関する科学的知見を提示し、計画策定に寄与した。さらに熊本県阿蘇振興局との協議では、遊水地の維持管理や設計に研究成果が反映され、生態系配慮型の運用改善が合意された。

S II-6 (R2-R4)	水俣条約の有効性評価に資するグローバル水銀挙動のモデル化及び介入シナリオ策定	高岡 昌輝 (京都大学)
-------------------	--	-----------------

水俣条約の有効性評価に向け、水銀大気排出制御技術の現状整理、排出量試算、全球モデルによる将来シミュレーションを行い、大気汚染防止法5年後見直しや2050年に向けた排出抑制対策検討(バイオマス燃焼の寄与、測定方法の見直し等)に活用された。加えて、各国の文献情報やプロセス別物質収支データを提供し、環境省の水銀マテリアルフローの精緻化と排出量推計改善に貢献した。さらに、水銀廃棄物の長期安定性評価結果を廃棄物規制課に提供し、廃金属水銀等の処理・管理施策やガイドライン改訂を支援した。これらの成果や知見はUNEP Global Mercury Partnershipを通じ国際的に共有され、国内外の水銀対策政策の高度化に寄与した。

S II-7 (R2-R4)	新たな海洋保護区(沖合海底自然環境保全地域)管理のための深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発	藤倉 克則 (海洋研究開発機構)
-------------------	---	---------------------

深海の生物多様性モニタリング技術の開発を目指して、フリーフォール式現場観測装置の開発や環境DNAを用いた魚類・大型無脊椎動物の多様性解析、画像解析による大型底生動物・メイオベントスの多様性解析、メタゲノムによるメイオベントス・原核生物の多様性解析の手法について研究開発がなされ、その成果はマニュアルの形にまとめられ公開された。本課題で深海性魚類に最適化されたMiFish法は環境省の二次的自然環境調査に幅広く利用されている。また、国交省の河川国勢調査のテーマ調査や水産庁の人工魚礁の効果検証や東京湾魚類群集調査に適用されている。民間でも河川魚類群集解析や環境RNAを用いた誤検出低減法の開発が進むなど、行政・研究・民間に広く波及し政策形成やモニタリング高度化に貢献した。

S II-8 (R3-R5)	温室効果ガス収支のマルチスケール監視とモデル高度化に関する統合的研究	伊藤 昭彦 (国立環境研究所)
-------------------	------------------------------------	--------------------

本課題では、複数の科学的手法によるGHG収支評価を行い、UNFCCC-GSTに向けた報告書として提供し、COP26~28では観測網や先端モデルを紹介して国際的意見交換を実施した。GOSAT-2衛星L4プロダクト作成にNISMON-CO2/CH4やVISITモデルが用いられ、衛星データの逆解析精度向上に貢献した。さらに、IPCC第6次評価報告書で80本以上の論文が引用され、参画者が責任著者・査読者として貢献した。GEO-AOGE0部会共同議長として地球観測体制構築に寄与し、国内でもJSTや文科省会合で成果を共有した。これらにより、政策形成の科学的基盤と温室効果ガス監視・推計技術の高度化を同時に推進した。

S II-9 (R4-R6)	中間貯蔵施設周辺復興地域の融合的な環境再生・環境創生に向けた研究	遠藤 和人 (国立環境研究所)
-------------------	----------------------------------	--------------------

本研究は、県外最終処分に向けた技術・環境・社会課題を統合的に評価し、減容化処理導入から安定化体、最終処分システムまで一体的に検討した。長期安全性、温室効果ガス、コスト等を多面的に分析し、従来にない統合評価手法を提示した。Cs 吸着挙動を理論的に予測する新モデルや有姿シリアルバッチ試験による長期溶出挙動評価法を提案し、人工バリア設計や固型化手法の高度化に資する知見を得た。さらに共創デザインプラットフォームや地域統合評価モデルを構築し、住民参画型の復興計画立案や社会受容性研究に貢献した。成果は環境省検討会や IAEA 専門家会合で活用され、処分政策や除去土壌再生利用施策の検討に反映されるなど、国内外の政策形成に具体的に寄与した。

### 第3章 評価結果

今回の制度評価では、制度評価の目的である「環境政策上妥当であるか」、「関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか」、「施策の目的に照らして妥当な成果が得られているかまたはその見込みがあるか」の観点を踏まえ、部会委員、書面評価委員、関係課室及び機構に対し書面調査を実施した上で、過去に行われた研究代表者を対象とした追跡評価結果も踏まえ、1. 行政要請研究テーマ、2. 審査・評価、3. 若手支援の在り方、4. 小規模枠、5. 戦略的研究開発、6. 推進費のプロモーション、7. 研究終了後の社会実装、8. その他を主要論点として評価した。

#### 1. 行政要請研究テーマ

##### (1) 重点課題と行政要請研究テーマの位置付けと関係

行政要請研究テーマの形成・公開の状況については、以下に示すように大多数の関係者が適切と評価しているが、改善を検討すべき点の指摘もあった。

##### 1) 書面調査結果

- ・部会委員の59%、書面評価委員の70%、関係課室の82%が「適切」と回答しており、残りもほぼ「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある」としている。改善を検討すべき点等としては、「科研費で取り扱うべき基礎研究の申請が含まれているため、推進費の目的等をさらに明確にすべき」、「行政要請研究テーマの形成にあたっての中央環境審議会や各種委員会委員からの要請を聞く仕組み」等が挙げられた。
- ・研究者の受け止め方について見ると、追跡評価において、研究者の90%以上が公募要領に示された行政要請研究テーマについて「十分理解できた」又は「どちらかと言えば理解できた」と回答しており、行政要請研究テーマの提示自体は一定の理解を得ていることがうかがえる。一方で、「重点課題と行政要請研究テーマの関係の明確化」や、「行政要請研究テーマへの適合が課題評価に及ぼす影響の明確化」を求める意見もあった。

##### 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「多様な学問分野の専門家が関与し、グローバルな視点を取り入れることが重要。」
- ・「中長期的な環境政策の視点からは、行政要請研究テーマをより包括的かつ戦略的に取りまとめるプロセスが必要。」
- ・「他省庁との役割分担や、将来的な研究ニーズを把握する仕組みの構築が重要。」
- ・「書面調査等の回答状況から、重点課題や行政要請研究テーマの基本的事項について関係者に一部認識のずれがあり、推進費と科研費の相違点が研究者に十分伝わっていない。」

##### 3) 今後の方針

行政要請研究テーマの作成プロセスについては、令和2年度の制度評価における指摘事項を踏まえて、改善を重ねてきており、適切に機能している。

制度運営者は、推進費が環境政策への貢献を求める点において他の競争的資金と大きく異なることを公募説明会等の場を通じて周知してきているが、一層の周知徹底を図ることが望ましい。

さらに、行政要請研究テーマを作成する環境省各課室は、的確なテーマ作成に向けて、他課室及び他省庁も含め幅広く情報収集を行うことが期待される。そうした努力の必要性は、PD・PAも関係課室との行政要請研究テーマ作成に係る意見交換の場で指摘してきている。行政要請研究テーマの作成課室においては、これまでも他課室との連携や各種委員会委員からの意見聴取を行っている場合があるが、加えて、今後はテーマ形成の前段階で関連分野の研究者等から当該研究分野の動向等について意見聴取の機会を設ける等の工夫を行うことも考えられる。

また、今回の書面調査の過程で、重点課題や行政要請研究テーマの基本的事項について関係者に一部認識のずれがあることがうかがわれた。そのため、制度運営者は、研究提案者・行政要請研究テーマ作成者に対して、以下に示す重点課題及び行政要請研究テーマに係る基本的事実を周知徹底する必要がある。

#### ①重点課題について

重点課題は、第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）を受けた「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定。以下、「推進戦略」という）に示されているものであり、中長期的な社会像の実現に向けた研究・技術開発を推進するため、「今後5年程度の間において重点的に取り組むべき課題」とされている。

重点課題への取組は、推進費のみならず、国立環境研究所、内閣府が進めている SIP 及び BRIDGE 等も活用しながら行われる。推進費については、「重点課題の解決に貢献することを基本としつつ、公募に際して環境省が提示する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）も重視して研究開発を推進する」とされている。

#### ②行政要請研究テーマについて

行政要請研究テーマは、毎年度の新規課題の公募に際して環境省が提示するものである。行政が研究に求めるニーズとして「行政ニーズ」と呼ばれることもあるが、行政要請研究テーマの作成課室は、研究以外に求めるニーズ（例えば汚染状況の測定）と混同しないように留意する必要がある。

なお、推進戦略では、「必ずしも環境省が提示した行政要請研究テーマに適合しなくても優れたシーズの研究提案を取りこぼすことがないようにバランスの取れた制度設計とする必要がある」としており、推進費の申請に際し、行政要請研究テーマへの適合は必須ではない。実際には行政要請研究テーマに適合するとして申請された研究提案は約6割であり、採択された課題のうち行政要請研究テーマに適合するとして申請されたものも約6割となっている。

### （2）行政要請研究テーマの粒度（具体度や対象範囲の大きさ）及び領域間のばらつき

行政要請研究テーマの形成・公開の状況については、上記1（1）のように関係者から概ね肯定的な評価が得られているが、テーマの粒度（提示する内容の具体度やテーマが対象とする範囲の大きさ）及び領域間のばらつき等については、以下のような指摘があった。

#### 1) 書面調査結果

- ・部会委員、書面評価委員からは、「行政要請研究テーマが広く漠然としており、テーマ内容の重複が多い」「5領域16の重点課題間でテーマ数に差がある」等の意見があった。
- ・研究者の受け止め方について見ると、追跡評価において、「行政要請研究テーマが抽象的過ぎる」、あるいは逆に「具体的過ぎる」との意見や、「採択課題数と比べてテーマ数が多すぎる」との指摘があった。

#### 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「テーマの立て方のレベル感にばらつきがあり、国内・国際、部局別・分野別のバランスに偏りが見られる。」
- ・「特定地域を断定するテーマだと研究者が限定される。」
- ・「テーマのスコープが狭く人文社会科学分野が含まれていないように見える。」
- ・「競争性を損なわないためにはテーマの一般化が望ましい。」
- ・「気候変動の緩和策のように多様な内容を含む課題については、細分化の程度や応募者への情報

提供の工夫が必要。」

- ・「課題が多い領域ではテーマ数が多くなり、そうでない領域では少なくなる。粒度も総合的・戦略的な研究は粗く、直近の課題解決につながる戦術的研究では細くなる領域間のばらつきや粒度を統一する必要はない。」
- ・「テーマ間の重複は避けるべき。」
- ・「テーマ数の多い分野に環境省が力点を置いていると捉えられかねない。」

### 3) 今後の方針

行政要請研究テーマの粒度については、大きなものから小さなものまでであるが、合理的な理由があれば必ずしも是正する必要はない。しかし、抽象的過ぎて解釈が難しいもの、具体的過ぎて少数・特定の研究者が想定されるものは、競争的研究費制度である推進費の行政要請研究テーマとしてはふさわしいとは言えないので、環境省各課室はテーマ作成にあたって留意する必要がある。また、テーマ間に重複があると思われる例もあり、申請者が迷わないよう、必要に応じて類似テーマの統合や、差異の明確化等が行われることが望ましい。行政要請研究テーマは、環境行政の最前線で必要とされる科学的知見であって、研究者に向けたメッセージであると同時に、自治体環境部局職員が参考にすることもある。環境省各課室はこの点に留意し、行政の継続性の観点も踏まえて過去のテーマを改めて見直すとともに、PD・PAとの意見交換の場も活用しつつ、提示するテーマの適切性について自己点検することが望ましい。以上のような行政要請研究テーマの形成に係わる留意点について、環境省内で周知徹底されることが望ましい。

行政要請研究テーマの領域間のばらつきについては、上述したテーマの粒度の違いのほか、推進費以外の予算事業等が影響している。推進戦略の16の重点課題への対応は、推進費のみで行われるのではなく、各課室の調査研究費、温暖化防止対策技術開発に活用されるエネルギー対策特別会計、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム等の他の予算も活用して進められていることがある。公募時には、テーマ数の多寡は環境省の力点とは必ずしも関係していないことが、応募者等関係者に十分理解されるように留意する必要がある。重点課題への取組状況については、推進費に加え、推進費以外の予算による取組も含めて、重点課題を定めている推進戦略のフォローアップの中での的確に点検する必要がある。

## 2. 審査・評価

### (1) ヒアリング審査・評価方法の変更（対面→ウェブ）

審査や評価における対面からウェブへの変更による負担や効率の変化については、以下に示すように大多数の関係者が適切と評価しているが、改善を検討すべき点の指摘もあった。

#### 1) 書面調査結果

- ・部会委員の68%が「負担軽減や効率向上があった」、29%が「負担や効率等は変わらない／ほぼ変わらない」としている。また、ウェブによるヒアリング審査・評価については、59%が「適切である」、38%が「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある」としており、概ね肯定的な評価であった。改善を検討すべき点としては、「ネットワーク越しでは微妙な議論ができない」、「操作に手間がかかり、意見を述べる時間がない時もある」「休憩時間に委員同士の意見交換ができない」等が挙げられた。
- ・機構からは、「ウェブ方式は、移動時間削減、柔軟なスケジュール調整など、業務の効率化を図るうえで多くの利点がある一方で、表情や仕草等の非言語的情報が把握しづらく、審査・評価の質に影響を与える可能性がある。利点を最大限活用しつつ、課題への対応を講じながら、ウェブ方式を継続することが妥当」との回答があった。

- ・研究者は、過去の追跡評価において、ウェブを活用した審査・評価について、多くの研究者が好意的に受け止めている一方で、コミュニケーションや通信環境の問題から対面が優れているとの意見もあった。令和7年度の追跡評価においては、62%が「適切」、25%が「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある」としている。

## 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「コロナ禍を契機にウェブ審査・評価に切り替えたことへの不満や、逆に遠くの人のメリットを確認すべき。」

## 3) 今後の方針

ウェブ方式は効率性等の観点から多くの利点があり、大多数の関係者から支持されている。一方で、コミュニケーションや通信環境に係る課題も指摘されている。今後は利点を最大限活用しつつ、課題への対応を講じながら、引き続きウェブ方式を基本として継続していくことが妥当である。

## (2) 審査・評価方法の変更（ヒアリング→書面）

若手枠の新規採択審査にあたって、ヒアリング審査が廃止され書面審査のみとされたこと及び中間・事後評価方法がヒアリング評価から書面評価に変更された点については、以下に示すように大多数の関係者が適切と評価しているが、改善を検討すべき点の指摘も寄せられた。

### 1) 書面調査結果等の整理

#### (ア) 新規採択方法の変更(若手枠が「第一次審査(書面評価)+第二次審査(ヒアリング評価)」から「書面審査のみ」へ)

- ・若手枠の新規採択における審査方法の「第一次審査(書面評価)+第二次審査(ヒアリング評価)」から「書面審査のみ」への変更については、部会委員の59%が「負担軽減につながった」とし、34%が「負担は変わらない/ほぼ変わらない」、7%が「負担が増大した」と回答している。また、審査に与えた影響については、7%が「審査に良い影響を与えた」、72%が「審査への影響はなかった/ほぼなかった」、21%が「審査に悪い影響を与えた」と回答しており、全体としては肯定的な評価が多かった。

肯定的な意見としては、「書面・ヒアリング審査ともに研究計画書に基づいて判断を行うため、ヒアリング廃止の影響はない」、「短時間のヒアリングよりも書面の方が適切に評価できる」等、否定的な意見としては「若手の時からヒアリングの重要性を経験させた方がいい」、「ヒアリングで専門の委員の意見を聞きたい」、「書面審査は審査員によって採択の可能性が左右される」等があった。

- ・機構からは、「ヒアリング審査廃止によって5～6日分の審査時間の短縮に繋がった一方で、書面評価のみでは研究への熱意や成長可能性等が十分に把握できないおそれがあるなどの問題点もある。今後、P0による研究管理の状況や、中間・事後評価の結果を注視していくとともに、多様な研究分野の適切な審査に向けて書面評価委員の確保等の取組を進める」との回答があった。
- ・研究者の受け止め方は、令和7年度の追跡評価では、33%が「適切である」、46%が「どちらとも言えない」、17%が「適切ではない」と回答した。

若手回答者(12件)に限ると、67%が「適切である」、33%が「どちらとも言えない」としており、「適切でない」とする回答はなかった。

「適切である」と回答した研究者の個別意見としては、「予算規模も考慮すると、書面審査でも十分な評価水準を確保できると考えられる」、「同程度の金額の科研費と比較すると、科研費は書面審査のみであるのに対し、推進費は重たいものになっている」といったものがあった。

「どちらとも言えない」、「適切ではない」と回答した研究者の個別意見には、「ヒアリングを聞いて、腑に落ちることがあり、より深く理解できる」、「申請書の内容を確認するために、ヒアリングは必要」、「書面だけでは評価しきれない部分がある場合がある」といったものがあった。

#### (イ) 中間・事後評価方法の変更(一部「ヒアリング評価」から「書面評価」へ)

- ・中間・事後評価方法がヒアリング評価から書面評価へ変更(中間評価は戦略Ⅰ以外、事後評価は若手枠のみ)されたことについては、部会委員の66%が「適切である」、21%が「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある。」と回答しており、概ね肯定的な評価であった。改善を検討すべき点としては、「ヒアリングで直接質問する方が内容の理解が深まる」、「文章だと整然と書かれているためメリハリが解らない」、「SⅡについては中間評価のヒアリングを行うべき」等が挙げられた。
- ・機構からは、「書面評価への変更は、評価委員や研究者の負担軽減等の利点がある一方で、研究背景や熱意等の定性的な情報の把握の困難さ、評価委員と研究者のコミュニケーション機会の減少等の欠点もある。書面評価の効率性を維持しつつ、コミュニケーションの質と評価の妥当性をさらに高めることを目指す」との回答があった。
- ・研究者の受け止め方として、令和7年度の追跡評価では、67%が「適切」、21%が「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある」と回答した。過去の追跡評価においても、研究者から「書面評価は分野違いの課題でも解らないところは集中的に読んでもらったり調べてもらえるので誤解が生まれにくい」、「ヒアリング評価では、限られた時間の中で分野の異なる評価委員との意思疎通を図ることが難しい」といった意見があった。

### 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

#### (ア) 新規採択方法の変更(若手枠が「一次書面審査+二次ヒアリング審査」から「書面審査のみ」へ)

- ・「若手の評価は科研費と異なり、ピアレビューがなく、環境研究はものすごく幅が広いので、書面評価は評価委員の負担が大きい。」
- ・「書面審査のみとするならピアレビューを導入すべき。」
- ・「ヒアリングを行えば判断できることもあるため、負担軽減のためだけに書面評価とすべきではない。」
- ・「科研費の若手研究や基盤Cでは、書面審査の結果を審査員間で共有した上で審査し直しており、それを参考にして書面審査方法を改善することが考えられる。ただし、審査員や事務局の負担といった課題がある。」

### 3) 今後の方針

#### (ア) 新規採択方法の変更(若手枠が「一次書面審査+二次ヒアリング審査」から「書面審査のみ」へ)

当面は、書面審査のみにより採択された研究課題が順調に目標を達成しているかを、ヒアリング審査や書面審査の若手育成効果にも着目しながら、POによる研究管理や中間評価・事後評価により確認していく必要がある。また、引き続き、書面評価委員の確保、より適切な書面評価方法に向けた検討等を進める必要がある。

#### (イ) 中間・事後評価方法の変更(一部「ヒアリング審査」から「書面審査」へ)

現在の中間評価方法は、戦略Ⅰはヒアリング審査、その他は書面審査で実施されている。また、事後評価方法は、若手枠は書面方式、その他はヒアリング方式で実施されている。この現行の方法については、今後とも書面評価の利点を最大限活用しつつ、意見交換方法の改善などの課題への対応を講じながら、継続していくことが妥当である。

### (3) 審査・評価委員の構成

審査・評価委員の構成については、以下のように「最先端の研究や多様な分野への対応」、「若手委員の登用」、「年齢層の偏り」などに関する指摘があった。

#### 1) 書面調査結果

- ・部会委員からは、「進歩の著しい分野には最新の知見を有する専門家が必要なので若手の評価者を獲得してほしい」、「ヒアリングで申請課題に精通した審査員が不足する場合は欠席委員の専門性に近い委員を他分野から補充すべき」、「新規採択の書面審査では課題の質や担当者の違いにより採点のばらつきが生じる可能性がある」等の意見があった。書面評価委員からは、「先端的な研究への十分な理解のために年齢層を広げて若手委員を登用すべき」、「環境政策の立案・実施者の評価が希薄」、「委員が実際の社会が十分に見えていないことがある」等の意見があった。
- ・研究者からは、過去の追跡評価で「先端技術を活かした研究開発と社会実装に精通しているべき」、「幅広い見識を有しているべき」、「推進費の経験者であるべき」、「現役世代を登用すべき」等の意見があった。

#### 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「書面審査が完全なピアレビューになっていない。科研費のようにプロの書面審査委員を割り当てるべき。」

#### 3) 今後の方針

推進費の審査・評価委員会は、環境研究の学際性という特性を踏まえ、専門分野にこだわることなく、大所高所からの議論を行う、高い見識を持つ委員で構成されるものであることが認識される必要がある。

委員のうち、部会委員は高い年齢層に偏る傾向があるが、現役研究者に就任を依頼することは、審査に伴う負担が大きいことや、所属する部会で審査対象となる研究申請を行えないといった制約があるため、難しい状況にある。こうした中でも多様な研究を的確に審査・評価できる体制を確保するため、書面評価委員については増員が進められ、専門分野の多様化への対応や年齢層の若返りが図られてきており、こうした対応は今後も継続することが望ましい。

今後とも、第一線の研究者が研究以外の評価業務に割く時間も考慮しつつ、幅広い研究提案を適切に評価できるよう、委員の選任を行っていく必要がある。

### (4) 行政推薦の在り方

行政推薦は環境省が付与するが、その件数、効果等について議論があり、以下に示すような意見が寄せられている。

#### 1) 書面調査結果

- ・関係課室からの回答を見ると、行政推薦（上限3件の部局推薦以外）の付与数については、関係課室の約6割が「上限の設定は不要」としている。「部局や課室に大小があるため、一概に上限を設定することは不相当」とする意見がある一方で、「行政推薦の付与数は担当者と研究者が密に連携できる件数に留めることが望ましい」とする意見もあった。また、「領域ごとの採択数を事前に設定せず、行政推薦課題を優先的に採択してほしい」といった意見もあった。また、行政推薦付与による研究者のインセンティブとして考えられることを関係課室に尋ねたところ、「行政的課題解決の観点加わることで推進費の趣旨に沿った課題遂行となる」、「研究者に行政のデータ・情報を提供することで研究成果が充実する」、「他の行政機関との連携が不可欠な場合は行政推薦が研究を後押しする」、「検討会や委員会への参加機会が増えることで環境施策に研究者の考

えが反映されやすくなる」等の回答があった。

- ・研究者からの回答として、過去の追跡評価では、「行政推薦が付与された場合には、優先的に採択してほしい」、「行政推薦を付与するならば研究者との連携を強化すべき」といった意見が見られた。令和7年度の追跡評価においては、行政推薦課題のうち8割を超える研究代表者が「十分に情報交換、意思疎通ができた」と回答している。一方で、非行政推薦課題については「十分に情報交換、意思疎通ができた」の回答は1割強にとどまっている。また、非行政推薦課題の研究代表者の76%は「コンタクトを試みなかった又はコンタクトの必要を感じなかった」と回答している。理由として、「担当者不明による連絡の難しさ」、「PO以外に関係課室と連絡可能だと認識していなかった」等が挙げられた。採択後に行政推薦が追加付与される場合（後付け行政推薦）について、加点がなく審査には影響がないことから、戸惑いの声も聞かれた。採択前の付与と同様に研究者と環境省の関係部局・課室との連携が強化される仕組みとなっており一定の意義が認められるので、誤解がないように名称の変更（たとえば「連携強化課題」）を検討するとよいと考えられる。

## 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「行政推薦の数が、安全確保部会等ではかなり多くなっている。」
- ・「行政推薦の付与の有無を不採択者に知らせるなど、情報伝達を十分に行い、透明感を高めるべき。」
- ・「行政推薦は環境省の各部局／課室が、行政施策への貢献度が高いと評価できる研究提案に対して付与するものとしている。行政推薦の件数は研究領域間で偏りがあるが、行政要請研究テーマの提案数同様、現時点で解決すべき課題が非常に多い領域では数が多くなるし、そうでなければ少なくなる等の背景が考えられる。」

## 3) 今後の方針

採択審査における行政推薦の付与数については、上限設定は不要とする回答が多数であることを踏まえ、特段の上限設定は行わないものの、各関係課室の状況も考慮し、適切な運用がなされるよう引き続き状況を注視することが望ましい。

採択された行政推薦課題の研究実施に当たっては、研究者と環境省担当者の連携がより一層効果的・効率的なものとなるよう工夫が望まれ、例えば、制度運営者は環境省担当者と研究者の連携の取り方について、優良事例や手引きを整理する等が考えられる。

## (5) 基礎、応用、実用研究の各段階に応じた評価基準

推進費の評価基準については、新規採択時の評価基準は、戦略研究、問題対応型研究、技術実証型研究、次世代事業、若手枠といった公募区分に応じて設定されており、中間評価時・事後評価時の評価基準は、新規採択時の研究目標等に応じたものとなっている。さらに、技術実証型研究及び次世代事業については令和8年度から社会実装ロードマップの評価が導入される予定であるが、科学的研究から応用的な研究開発まで幅広い研究が、ほぼ同一の基準で評価されている中で、以下のように様々な意見が寄せられている。

### 1) 書面調査結果等の整理

- ・部会委員からは、「若手枠においては現行の環境政策における重要性だけではなく、新たな道筋を模索するテーマについても評価すべき」との意見がある一方で、「評価基準は頻繁に変えるべきではない」とする意見もあった。また、書面評価委員の中には、「科学的観点から環境保全プロセス技術までの幅広い内容がほぼ同一基準で審査されているため、研究段階に応じた評価区分を工夫すべき」との提案も見られた。関係課室からは、「研究者が過去の推進費において、どれだけ当

時の行政上の課題を解決したかを審査すべき」、「研究者を評価して次回以降の審査の加点要素とすべき」といった意見があった。

- ・研究者からは、過去の追跡評価において、「金額に合わせて評価点を調整する仕組みを導入すべき」、「人文・社会科学分野と機器・設備を必要とする研究課題を同じ枠で評価することは難しい」といった意見があった。

## 2) 今後の方針

評価基準は頻繁に変更すべきものではなく、今後の評価の在り方についても様々な意見がある中、直ちに評価基準の変更を要する状況にはない。一方で、評価を通じて優れた研究開発の効率的・効率的な実施を促すためには、評価基準をより適切なものとするべく、継続的に検討していくことが望ましい。

## (6) 環境行政上の意義の評価

審査・評価においては、科学的・技術的意義のほかにも、環境行政上の意義についても評価が行われている。具体的には、「重点課題」（選択されている場合には行政要請研究テーマも含む）等に即した提案かどうかを、環境行政上の意義の大きさ、実用性、目的の妥当性、緊急性等の観点に照らして、行政担当者ではない評価委員が評価している。この制度の妥当性については、部会委員、書面委員共に以下のように肯定的に評価している。

### 1) 書面調査結果等の整理

- ・部会委員は、41%が「適切である」、52%が「概ね適切であるが改善を検討すべき点がある」と回答している。書面評価委員も、56%が「適切である」、39%が「概ね適切であるが改善を検討すべき点がある」と回答している。一方で、「政策目標への貢献度が低くても研究者の仲間内では評価されるような研究が評価されている」、「専門から外れた課題の評価は困難」といった指摘もあった。よりの確な評価に向けて、「評価基準を明確化すべき」、「高い評価を得た研究の行政貢献実績データを解析した上で評価基準を常に見直していくべき」、「行政側から具体的な観点と判断基準について示されるべき」、といった指摘もあった。
- ・研究者の受け止め方としては、過去の追跡評価において、「環境政策貢献についてアピールしようと準備したが、研究の方法や解釈などの研究内容を聞かれた」との意見もあり、研究者側が、環境行政上の意義の評価が適切かつ公平に行われているのか疑問を抱く場合もあることがうかがわれる。

## 2) 今後の方針

環境行政上の意義の評価については、これまで通り評価委員による評価が行われることが適当であるが、負担軽減や一層的確な評価の観点から、評価時に、評価委員が各応募課題に該当する重点課題及び行政要請研究テーマを容易に参照・把握できるようにする等の工夫を行うとよい。

また、特に行政推薦課題については、行政推薦課室からの説明の中で、環境行政にどのように貢献できるのか、具体的なステップを含めて説明されることが望ましい。

## 3. 若手支援の在り方

### (1) 若手枠Bの創設結果

令和5年度の新規課題公募に、従来の若手枠A（年間上限600万円）に加え、若手枠B（年間上限300万円）が新設された。これらの枠においては、P0の適切な研究管理・支援を通じて、若手研究者の育成を図る取組が進められている。

このような若手研究者支援の支援強化に向けた対応については、以下に示すように大多数の関係者から支持されている。

#### 1) 書面調査結果等の整理

- ・部会委員は、52%が「適切である」、38%が「概ね適切であるが、改善を検討すべき点がある」と回答しており、全体として肯定的に受け止められている。一方で、「科研費との差別化のため行政への貢献について具体的な方策を述べる書式とすべき」、「採択水準に達していない課題が採択されないよう絶対基準を設けるべき」、「行政貢献に向けた情報交換の場を充実させるべき」といった意見もあった。
- ・機構からは、「申請様式の簡略化やヒアリング審査の廃止などの負担軽減策の導入や制度の周知を強化した結果、応募件数は増加している。応募件数及び採択件数の増加による研究成果の質の変化は注視していく。一方で、契約数の増加はP0による研究管理、評価、契約事務、実施検査等の業務負荷に直結しており、体制整備に要する財源の問題も含めて検討する必要がある」との回答があった。
- ・研究者からは、過去の追跡評価において、「若手研究者の経験値とモチベーションを同時に高めることが期待できる」、「若手研究者のすそ野が広がる」といった肯定的な意見が多く見られた。改善を検討すべき点等としては、「公募スケジュールを前倒ししないと応募開始期間が早い科研費への応募が優先されるのではないか」、「研究の実現性に関する審査基準をメイン枠よりも緩めてほしい」、「短期間で細切れの研究費では人材育成にも斬新な発想にもつながらない」、「採択者同士の交流の機会や合同発表の場の設けてほしい」等の指摘があった。

#### 2) 今後の方針

若手枠Bは導入してまだ期間も浅いことから、導入の効果や影響を注視し、今後の状況に応じて、次の改善につなげる必要がある。若手枠Bの研究課題はまだ終了課題が出ていないところでもあり、今後ともその効果を注視していく必要がある。

若手枠は、新規性・独創性に重点を置いた枠であることから、短期的な成果の創出状況のみによって効果を判断するのではなく、研究課題の挑戦性や独創性、得られた知見の内容等も含め、多面的にその成果や影響を把握していくことが重要である。

同時に、若手枠Bであっても、「研究者の自由な発想に基づく優れた独創的・先駆的研究を格段に発展させることを目指した研究資金」である科研費と異なり、推進費の実施課題として一定の環境政策貢献が求められる。若手研究者の自由な発想を生かしつつ政策的意義を意識した研究であることについて、制度運営者は応募者の理解度向上のための丁寧な説明に努める必要がある。

また、採択後の若手研究者の交流促進を求める声があり、そのような機会を増やすことは今後の環境研究の発展にとって意義があると考えられる。このため、制度運営者は例えば若手研究者の合同発表の場の設置等を検討することが望まれる。

### 4. 小規模枠

令和4年度新規課題公募から順次、環境問題対応型研究の少額枠としてMF枠、また革新型研究開発（若手枠）の少額枠として若手枠Bが設置されてきた。応募数も増加してきており、概ね肯定的に受け止められているが、以下に示すようにさらなる小規模化を中心に否定的な意見も寄せられている。

#### 1) 書面調査結果等の整理

- ・機構からは、「審査方法や申請様式等の改善を図り、具体的な活用事例を紹介しながら周知した結果、応募件数は増加傾向にあり、中間評価では、環境問題対応型と同様に良好な結果が得られて

いる。一方で、契約件数の増加は、POによる研究管理、評価、契約事務、実施検査等の業務負荷に直結しており、各工程の簡略化、ERCAの体制整備に要する経費も含めた財源の検討等が必要」との回答があった。

- 研究者からは、令和7年度追跡評価において、令和4年度新規課題公募からMF枠が設定されていることを踏まえ、公募区分の細分化や研究者層の拡大に関する意見を調査した。その結果、肯定的な回答が14%、否定的な回答が27%、その他の回答が12%で、残り47%は無回答であった。過去の追跡評価も踏まえると、肯定的な意見としては、「人文社会科学系など少額で継続的な研究費を必要とする分野の研究者にとって非常に良い」、「MF枠はチームを組まずに申し込める金額である」、「若手研究者にとって4,000万円の一般課題枠は敷居が高いが、MF枠は応募しやすい」、「小規模枠は採択数の増加につながるのだから良い」等があった。一方、否定的な意見としては、「全体の予算額は変わらないため大型研究が採択されにくくなる」、「額の研究費では小さな目的に対応する小型の成果しか創出できない」、「研究費の規模を小さくすると科研費の研究基盤と同じになる、2,000万円ならよいがこれ以上削らないでほしい」、「想定される成果が申請額と見合っているか正しく評価できれば少額の課題を採択できるはず」等があった。

## 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- 「より分野を多様化し、より採択者を増やすという観点から、MF枠を細分化すべき。」

## 3) 今後の方針

MF枠は令和4年度に導入され、初回の採択課題が令和6年度に終了したところである。制度運営者は、MF枠の研究成果や政策貢献について、一般枠とも比較しつつ注視し、その有効性を引き続き検証していく必要がある。

小規模枠については、「MF枠よりも少額の枠も作るべき」、「小規模枠は大型研究を圧迫しかねない」、「費用対効果が適切に評価できるのであれば枠の細分化は不要」等の様々な指摘がでていいる。運用面においても、「POによる研究管理や契約事務の業務負荷の増加」等、小規模枠運用によるコスト増の懸念がある。次期制度評価時には、財源の問題や、上述のMF枠の有効性の検証結果と合わせて、小規模枠の在り方について総合的な検討を行う必要がある。

## 5. 戦略的研究開発

新たな形成プロセスにより形成された戦略的研究開発（S-22、S-23、S-24、SⅡ-12の計4課題）のPLに対し、形成プロセスに関する書面調査を実施したところ、回答は以下のものであり、新たな形成プロセスが概ね順調に機能していることが確認できた。

### 1) 書面調査結果等の整理

- 関係課室が戦略的研究開発の行政ニーズ形成にあたってPL候補と打合せ・情報交換を開始した時期は、11月から1月であり提案締め切りの1～3か月前であった。
- 行政ニーズの絞り込みを行う企画委員会に提出する資料作成にあたってのPLの関与や負担については、「相応の負担である」旨の回答が多かった。
- 戦略プロジェクト案形成期間については、企画委員会で戦略研究プロジェクト形成支援対象となった後、4月から8月までの5か月間のプロジェクト案（公募方針案）形成期間について「十分であった」との回答であった。プロジェクト形成期間が約1年短縮されたことによるPLとTLとの意見調整等についても、「特段の支障はなかった」との回答であった。
- 戦略研究プロジェクト形成支援検討会は、環境省が指名するアドバイザー等がPL候補に助言を行う場であるが、「専門的な意見をいただける」、「当初内容よりもブラッシュアップできた」等と

評価され、4月から8月にかけて3回程度実施された検討会の準備、ファシリテーターの役割、進め方、開催回数についても「適切」との回答が得られた。

- ・サブテーマの公募開始から採択までの間（9月下旬から翌年3月）の戦略プロジェクトの実施準備については、「準備期間として十分であったが、採択が確定するまで具体的に動けない」、「申請書やヒアリング資料の作成に時間を費やした」等の回答であった。
- ・「5年間のプロジェクトを進める過程で、当初は見えなかった新たな研究課題が見えてくることもあるため、それを2年目や3年目に新規サブテーマとして追加公募できる仕組みを検討してほしい」との提案もあった。

## 2) 今後の方針

これまで新たなプロセスで形成された課題は4課題であり、いずれも実施中の課題である。今後の戦略課題形成プロセスと形成結果については、引き続き状況を注視し、今後の状況に応じて適切に改善策を検討していく必要がある。

## 6. 環境研究総合推進費のプロモーション

環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）において、「今後は従来の環境分野の枠にとどまらず、より広い意味での社会の問題解決にも資する研究・技術開発を推進することが求められる」と示されており、引き続き、制度運営者は研究者や大学・研究機関等に対して推進費制度の認知度・理解度向上のためのプロモーション実施が必要となる。以下のように、プロモーションに関して様々な意見が寄せられた。

### 1) 書面調査結果等の整理

- ・機構は推進費制度のプロモーションについて、推進費の目的や特徴を広く認知してもらうため、様々な広報活動を実施している（具体的な活動は「第2章8. 運営体制」を参照）が、現状の課題と改善点について意見を求めたところ、「大学のURAや研究機関の研究推進部門との連携を一層強化するため、オンライン説明会を開催した。また、全国の大学及び研究機関を訪問し、URA・研究者・事務職員等と意見交換を行った。さらに、環境省や関連機関と連携した公募説明会、POのオンライン個別相談会（66回）を開催した。これらにより、令和7年度公募では直近5年間の応募実績数の40%増となる450件の応募があったところであり、今後ともこれらの取組を継続し、高い研究レベルを確保するための競争環境を創出していく」との回答があった。
- ・部会委員からは、「科研費で取り扱うべき申請課題が見られるため、推進費の目的と意義を明確に示し、適切な課題が申請されるようにすべき」、「若手枠Bは応募数が少なく競争になっていないため、宣伝が必要」等の意見があった。書面評価委員からは、「研究者の重点課題への理解が乏しいため、政策の理解を促すためのプログラム開発等を検討すべき」、「他の研究事業と比較した際の推進費の位置付けや研究ステージがわかりにくい」等の意見があった。
- ・研究者は、過去の追跡評価において、「研究者や大学等の所属機関において推進費の魅力が十分に伝わっていない」という指摘のほか、「推進費は社会実装に直結する研究ができる」、「POやアドバイザーの位置付けが明確でアドバイスをもらいやすい」、「専門家や行政担当から意見をもらえる」、「他省庁予算と比べサイエンスが尊重され資金利用の自由度も高い」等の利点を挙げており、これらを打ち出していくとよいとの意見があった。

### 2) 企画委員会、制度評価専門部会で出された個別意見

- ・「応募者数の増加のためにはURAへの積極的なアクセスが重要であり、今後も積極的に取り組んでほしい。」

- ・「推進費の特徴は、現場に詳しい行政と長期的視点をもつ研究者の協力による相乗効果にある。」
- ・「推進費の目的である「環境政策への貢献」の周知を踏まえ、重点課題や行政要請研究テーマに限らず、推進費全体が環境政策に貢献するという前提を含めて広く伝えることが重要。」
- ・「推進費の目的と価値を包括的にプロモーションすることが重要。」

### 3) 今後の方針

推進費は、以下のような特徴を有しており、多くの研究者から長所として捉えられている。

- ・環境政策に貢献できる。
- ・比較的大型の予算である。
- ・PO やアドバイザーから助言を得られる。
- ・行政官の意見を聴取できる。
- ・サイエンスが尊重される。

推進費のプロモーションにあたっては、これらを紹介することも有効と考えられる。

制度運営者である機構は、引き続きホームページ、メールマガジン、SNS 等の各種情報発信手段を活用し、研究者が応募にあたって参考になり得る各種データの作成・公表等の提案課題の質の向上につながる取組を実施することが望まれる。

## 7. 研究終了後の社会実装

推進費を活用した研究終了後の社会実装については、以下のような様々な意見が寄せられた。なお、推進戦略において、「社会実装」とは、技術開発成果の実用化・製品化だけを指すものではなく、環境政策への具体的な貢献（例えば、国内外でのルールやガイドラインへの反映等）を含むとしている。

### 1) 書面調査結果等の整理

- ・部会委員、書面評価委員からは、評価の観点等から「環境行政上の意義の評価において、社会実装の視点から研究成果の適切な評価が行われるよう工夫すべき」、「評価時に文書だけでは理解が難しいため、研究成果を環境行政に活かすステップを口頭でレクチャーすべき」、「審査・評価において、アウトプットに対して社会実装等のアウトカムの評価が難しいため、環境政策への貢献・反映までのプロセスを具体的に提示し、実現可能なゴールを明確に示すべき」「研究成果の環境政策への貢献・反映方法について行政との意思疎通が十分に行えるようコミュニケーション方法等を確立すべき」等の意見があった。等の意見があった。
- ・関係課室に対し、環境政策への実装への観点から課題終了時に研究者が提出する政策決定者向けサマリーの活用状況を調査したところ、37%が「十分に活用している」、22%が「概ね活用しているが改善点あり」、26%が「あまり活用できていない」、15%が「ほとんど活用していない」との回答であった。改善案としては「行政担当者が読みやすいものとすべき」、「政策への反映を十分に意識したものにすべき」、「省内関係者がアクセスしやすいところに保存すべき」等が挙げられた。
- ・研究者からは、過去の追跡評価において、社会実装の重要性を認識する意見が多い一方で、「テーマの広さに比べて人的にも予算的にも制約があるため社会実装に関する評価委員意見に対応できない」、「一人の研究者が技術開発と社会実装を行うことはハードルが高い」、「新規材料開発では社会実装に向けた成果は出しにくい」等の意見があった。また、政策決定者向けサマリーについて、「環境省担当者に意見を仰いだが応答がなかった」、「サマリーの使われ方がわからない」等の意見があった。

## 2) 企画委員会、制度評価委員会で出された個別意見

- ・「過去の行政要請研究テーマに適合する研究課題の、採択状況を整理すべき。」
- ・「社会実装の定義を整理し、環境省と研究者が共通認識を持つ必要があるが、政策貢献のレベルが異なるため、推奨事例の明示も必要。」
- ・「行政が求める成果を明示すれば社会実装の支援につながる。」
- ・「政策決定者向けサマリーの書式を研究者が書きやすく、政策決定者が読みやすい書式にすべき。」
- ・「政策決定者向けサマリーには、行政要請研究テーマとのリンクを明示させるとよい。」

## 3) 今後の方針

推進費による研究・技術開発の社会実装は、技術開発成果の実用化・製品化だけを指すものではなく、環境政策への具体的な貢献も含むものであることが認識されるよう、制度運営者はステークホルダーに十分な情報発信を行う必要がある。

環境政策への貢献は、法令・条例等への反映から、政策の立案・形成時や事業（公園管理、廃棄物処理等）実施時の科学的知見としての活用に至るまで、レベルが大きく異なる。政策貢献の評価の際には、研究者、評価者及び環境省担当者がその点に十分留意し共通認識の醸成がなされるよう、制度運営者は推奨事例を整理することが考えられる。

また、こうした政策的活用と並行して、環境政策に貢献する技術の実用化・製品化についても到達目標の一つとして位置付け、産業界、地方公共団体等との連携を通じて、その実現を着実に目指していくことが必要である。

政策決定者向けサマリーは、研究成果の環境政策への貢献を明示するものとして有効であるが、研究者が記載しやすく行政担当者が理解しやすいものになるように、また関係者の政策貢献に係る共通認識の醸成に資するように、制度運営者はその使途や様式をより一層整理することが考えられる。また、政策決定者向けサマリーは、人事異動等により必ずしも知見の集積が容易でない関係課室担当者にも有効活用されるように、たとえば生成 AI を活用して過去の知見を含めて整理することが考えられる。

## 8. その他

### (1) 表彰制度の新設

制度評価専門部会において、表彰制度について、「近年では若手研究者の採用において受賞歴が重要な指標となっているので、各種の賞への応募を促すとともに、推進費内で独自の表彰制度を設けることも検討すべき」との指摘があったことを踏まえ、書面調査等を行った。

#### 1) 書面調査結果

- ・機構からは、「推進費における表彰制度の創設は、研究成果の評価は行われている中、どういう基準で評価・表彰するのか、他の表彰制度との棲み分けができるか検討が必要である」との回答があった。
- ・研究者の受け止め方としては、令和7年度追跡評価において、表彰制度の導入等について調査したところ、肯定的な回答が41%、否定的な回答が29%、その他7%、無回答23%であった。

研究者の肯定的な意見としては、「表彰制度によって研究者の学内評価などが加点される」、「企業などへのアピールになり社会実装につながる」、「推進費を基にした研究が大きく貢献した際、表彰制度があれば推進費を社会にアピールできる」、「政策への影響・新規性・学術的意義などを多角的に表彰すべき」等があった。

否定的な意見としては、「推進費では大型プロジェクトに採択されていること自体がステータスである」、「S 評価を受けることがインセンティブである」、「表彰よりも研究費増額の方が研究

活動の活性化には有効である」、「表彰制度に必要な経費を研究費に回すべき」、「推進費では多分野にわたるため、公平かつ公正な表彰制度の設計は困難」等があった。

## 2) 今後の方針

推進費の研究成果が学会での表彰や各省の大臣表彰等につながり得る中で、推進費制度の下で新たに表彰制度を設ける場合には、表彰の目的、主体、基準、時期（終了直後か、成果論文発表時か、環境政策貢献発現時か）、所要経費等について慎重に行う必要があると考えられる。

なお、推進費研究成果を基に表彰制度に応募しようとする研究者に対しては、制度運営者は各種表彰制度の紹介や推薦付与といった支援を行うことが望ましい。

## (2) 環境研究総合推進費における国際共同研究の在り方

制度評価専門部会において、「欧州では「ホライズン・ヨーロッパ」を通じて、途上国との共同研究支援が進められている。日本の国際的な存在感を高めるためにも、環境分野として独自の枠組みづくりを検討すべき」との指摘があった。これを踏まえ、書面調査等を行った。

### 1) 書面調査結果等の整理

- ・推進費においては、海外の研究機関に所属する研究者が自国等で独自に研究費を調達した研究と国際共同研究を実施し、その連携により研究成果に優れた効果をもたらすと思われる研究課題については、採択審査において加点を考慮することとしている。また、制度運営者である機構からは、「海外の研究機関との連携は、研究実施中はアドバイザーや研究部会から助言等が行われ、具体的活動成果は終了報告書に記載されている。中間・事後評価は、「研究目標の達成度」と「研究目標の困難度」に基づいて評価されているが、今後、国際的な枠組みや国際ルール形成への貢献について加点を考慮する仕組みの導入等の検討を進める」との回答があった。
- ・研究者に対し、令和7年度追跡評価で、推進費の国際共同研究の在り方を踏まえ、海外研究機関とのさらなる連携・取組についての提案や意見を調査した。その結果、肯定的な回答が39%、否定的な回答が10%、その他16%、無回答35%であった。具体的な提案として、「海外機関からの参画と予算配分が可能となる仕組み」、「安全保障輸出管理に適合しつつ柔軟な研究費支出や知財戦略実施を可能とする支援体制」、「海外との連携開始のため採択結果の早期開示」、「海外研究機関との共同研究促進のための新たな枠組みの創設」などが挙げられた。一方で、「JSTやJICAの取組（SATREPSなど）と似たものが乱立するだけ」、「国際共同研究は当たり前のように多く実施しており改めて制度を設ける必要はない」、「研究テーマによっては海外研究機関との連携が必要・有益であるとは限らず一律の加点はフェアでない」といった意見も寄せられた。

### 2) 企画委員会、制度評価委員会が出された個別意見

- ・「IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）では自然共生や社会変革に関する国際的な研究ニーズが高まっているが、環境省の認識にはギャップがあるように感じる」との意見があった。

### 3) 今後の方針

推進費にとどまらず、我が国としての環境分野の国際共同研究の一層の促進については、国際ルール形成の動向等を踏まえ、推進戦略策定等の場で検討していく必要がある。その際、海外に対する資金提供等の海外援助の側面の議論も必要であることに留意する。

ホライズン・ヨーロッパについては、我が国は準参加国となることで実質合意がなされており、今後の動向を注視しつつ、推進費の関与の在り方について検討していく必要がある。

現行の推進費の取組としては、採択審査において、国際的な連携が研究成果に優れた効果をもた

らずと判断される場合には、国際共同研究を実施することが加点要素となっている。今後に向けては、中間・事後評価における加点や知的財産活用支援等についても検討することが考えられる。

## 9. まとめ

推進費は、令和2年度の制度評価等を受けて、多くの改善を実施してきた。例えば、現下の環境問題に的確に対応できるように戦略研究開発の形成期間が短縮され、多様な研究規模の課題が採択できるように MF 枠や若手枠 B といった小規模枠が設置された。また、コロナ禍を契機としてウェブ審査・評価が導入され、広報の充実等に伴う応募数の増大に対応すべく書面審査の充実が図られてきた。

こうした状況を踏まえ、今回の制度評価においては、推進委員会部会委員及び書面評価委員への書面調査等を実施し、企画委員会及び制度評価専門部会で議論を重ねた。具体的な論点としては、1. 行政要請研究テーマ、2. 審査・評価、3. 若手支援の在り方、4. 小規模枠、5. 戦略的研究開発、6. 推進費のプロモーション、7. 研究終了後の社会実装、8. その他の8項目を整理した。

その結果、全体としては、推進費制度は環境政策への貢献・反映に向け、概ね順調に機能していると認められる。

ただし、前節までの「今後の方針」に整理されたように、改善点を含めた指摘がなされている。行政要請研究テーマについては、テーマを作成する関係課室において、幅広い情報収集や研究者からの意見聴取を強化するなどの工夫が求められる。また、制度運営者は重点課題と行政要請研究テーマについての基本的理解を周知徹底していくことが必要である。審査・評価については、ウェブ方式や書面評価等の現状の利点を生かしつつ、コミュニケーション上の課題等に対して継続的な検討が望まれる。また、推進費制度の長所のプロモーションへの活用、研究者が応募時に参照できるデータの充実といった提案課題の質の向上につながる取組も望まれる。このように、各論点の指摘を踏まえつつ、推進費制度をさらに充実させていく必要がある。

戦略研究開発形成期間の短縮並びに MF 枠及び若手枠 B といった小規模枠については、導入からの期間が浅いため、今後とも効果や影響を注視しつつ、次期制度評価において詳細な検討を行う必要がある。

## 参考資料 1 : 環境研究総合推進費の主な成果

環境研究総合推進費により実施した研究課題（令和2年度～令和6年度の終了課題、戦略的研究開発課題を除く）の中から、終了時に高い評価を得た課題について、終了時の事後評価報告書の記述を参考にしてその概要を示した。

### (1) 環境問題対応型研究

#### 【統合領域】

1-1802 (H30-R2)	原子力事故データの総合解析による事故時の有害物質大気中動態評価法の高度化		山澤 弘美 (名古屋大学)
	重点課題	(主) ④災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発 (副) ⑮大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
	行政要請研究テーマ	記載なし	

有害物質放出事故時の大気中動態を評価するために必要な要素技術の高度化を目的として、1) 1F事故大気中濃度データの整備と解析、2) 放出源情報推定法の改良、3) 気象場再現法・大気拡散数値モデルの高度化等を行った。研究成果は、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国際科学委員会）へ大気中濃度や放出率データを提供し、報告書作成にも貢献した。緊急時に用いる大気拡散モデルのプロトタイプは予測の不確かさを軽減し、防災行政への活用が期待される。また、アンサンブル手法により得られた放射性物質分布推定や、整備された高解像度データは被ばく評価や拡散モデル検証への活用が期待される。

1-1908 (H31-R3)	研究用マイクロプラスチックの調整と Bio-MEMS 技術による免疫学的検証		中西 義孝 (熊本大学)
	重点課題	(主) ③環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 (副) ⑮大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
	行政要請研究テーマ	(3-5) 循環型社会形成に資する環境・経済・社会の統合的取組に関わる新たな評価指標体系及び経済効果等の評価基盤の構築	

本研究により、サブマイクロ～マイクロサイズのマイクロプラスチック (MP) が消化器官から移行し、生体組織に蓄積する現象が確認され、腸管壁炎症に伴う脈管系移行が要因と考えられた。ヒト単球由来マクロファージは多様な MP を貪食し、曝露量・粒径・素材特性に依存して炎症性サイトカインを産生することが示された。さらに、環境中の微細化を模した研究用 MP を調製し、実態に即した曝露評価を可能にし、廃棄プラスチックの影響やエコ素材設計に有用な知見を提供した。

1-2001 (R2-R4)	地域循環共生圏の構築に資する経済的理論及び定量的評価手法の開発と国内自治体における実証的研究		馬奈木 俊介 (九州大学)
	重点課題	(主) ①持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 (副) ②ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発	
	行政要請研究テーマ	(1-1) 「地域循環共生圏」の創造に向けた理論の構築と地域での実証	

本研究開発では、人々の内的要因変化の考察、経済理論モデルの構築、定量的評価手法の開発等を行い地域資源を活かした自治体間連携の効果を科学的に解明した。これにより、自然資本・人的資本の向

上に資する地域循環共生圏の実現に貢献している。成果は IPBES-IPCC 報告書や G7 でも活用され、国内では福岡県久山町や大分県国東市等との実証事業の展開や、脱炭素社会と地域経済の両立を目指す政策立案支援に活用されている。

1-2101 (R3-R5)	世界全域を対象とした技術・経済・社会的な実現可能性を考慮した脱炭素社会への道筋に関する研究		藤森 真一郎 (京都大学)
	重点課題	(主) ①持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示	
		(副) ⑦気候変動の緩和策に係る研究・技術開発	
行政要請研究テーマ	(1-1) 持続的な脱炭素社会の実現に必要な革新的技術・社会変革の実現可能性評価に関する研究		

本研究は統合評価モデルに貧困・格差要素を導入し、研究分野を先導するような Perspective 論文を発表し国際的な影響力を高めた。また、エネルギーシステムモデルについては、アンモニア・水素・空気直接回収技術を導入し、さらに月単位まで時間解像度を上げることにより世界最先端のモデル開発おこなった。また、農業土地利用と緩和策の関係を解明し、Nature 誌に成果を発表した。行政面では、資源エネルギー庁への試算結果の提供、COP26 Policy Brief、IPCC 第 6 次報告書への多くのシナリオ提出・執筆貢献を通じ、パリ協定下のグローバルストックテイクや国内政策形成に寄与した。

1G-2102 (R3-R5)	ペルフルオロアルキル化合物「群」のマルチメディア迅速計測技術と環境修復材料の開発		山下 信義 (産業技術総合研究所)
	重点課題	(主) ④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用	
		(副) ⑮化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究	
行政要請研究テーマ	(5-10) 土壌・水系における有機フッ素化合物に関する挙動予測手法の開発と除去技術に関する研究		
	(3-1) フッ素化合物 POPs を含む廃棄物の適正処理を目的とした物質等の特定、分析方法の整備及び処理要件等の確立に関する研究		

本研究では AI-TOFMS と SWATH-F を組み合わせた網羅分析技術を開発し、3,000 種超の PFAS を短時間高精度に測定可能とした。さらに Orbitrap による超高感度分析、大気試料のマスバランス解析を世界で初めて実現し、国際標準規格提案を進めている。新技術を用いた全国 PFAS 汚染状況データベースが構築され、また、PFAS 対策素材 (Triporous) の開発や、PFAS 環境修復材料実用化等の成果が得られている。

1-2203 (R4-R6)	トップダウンによる生態系機能を活用した新たな干潟管理手法の提案：水産資源回復と生物多様性保全の両立を目指して		山口 敦子 (長崎大学)
	重点課題	(主) ④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用	
		(副) ⑯大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
行政要請研究テーマ	(5-11) 干潟生態系機能の把握と活用：閉鎖性海域の新たな管理手法の開発		

有明海において 346 種の魚類と多様なベントスの生息を明らかにし、国内初の包括的多様性把握枠組みを整備した。また、サメ・エイ類の食性調査に基づき食物網モデルを構築し、トップダウン効果を実証した。また、塩分がサメ・エイ類の分布や魚類の再生産を規定する重要因子であることも初めて示した。これらの成果は環境省委員会や里海づくり提言、レッドリスト評価、IUCN の ISRA 指定に活用され、生物多様性保全と 30by30 目標達成に貢献した。

【低炭素／気候変動領域】

2-1804 (H30-R2)	2050年の社会像を見据えた再生可能エネルギー利用拡大への道筋		本藤 祐樹 (横浜国立大学)
	重点課題	(主) ⑤低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり	
		(副) ⑥気候変動の緩和策に係わる研究・技術開発	
行政要請研究テーマ	該当なし		

本研究では、これまで指摘されてきた再エネ技術のコスト低減だけではなく、地域の公共的価値に着目して、将来の再エネ大量普及社会の構築に向けた道筋を描くという新たな可能性を提示した。また、発電に加えて直接熱利用や海洋エネの可能性を明らかにし、地域の核となるインフラとして整備するという潜在的な道筋を提示した。本研究で開発した再生可能エネルギー部門拡張産業連関表 (REFIO) は、環境省事業で地域経済効果分析に活用されている。今後は、脱炭素と地方創生を両立する再エネ導入戦略の策定、雇用機会や雇用シフトの分析、再エネ熱・海洋エネルギー・水素の導入可能性評価などにより、地域脱炭素政策や水素活用施策の検討を支援するツールとして行政に活用されることが期待される。

2-1802 (H30-R2)	GOSAT-2 と地上観測による全球のメタン放出量推定と評価手法の包括的研究		齋藤 尚子 (千葉大学)
	重点課題	⑧地球温暖化現象の解明・予測・対策評価	
	行政要請研究テーマ	(2-4) GOSAT-2 等を利用したメタン放出量推定の精緻化と検証	

GOSAT、GOSAT-2 と地上観測によるメタン濃度データを用いて大気輸送モデルを評価し、モデルの再現性を向上させた上で、全球でメタン放出量の推定を行った。また、インバース解析で推定されたフラックスや実測のフラックスデータ等を用いて、包括的なメタン放出量推定の検証を行った。

本課題により開発した大気化学輸送モデルとデータ同化システムに基づく CH<sub>4</sub> 収支推定は、グローバルカーボンプロジェクト (GCP) や IPCC 第 6 次報告書に提供され、国際的な温室効果ガス評価に活用されている。これらの成果は 2023 年のグローバルストックテイクにおける排出削減効果評価の基盤となり、環境政策に直結する情報を提供した。また、南アジアでの地上観測データは国別 GHG インベントリや緩和策検討に資する貴重な基盤情報として公開され、食糧安全保障政策にも重要な意義を持つと思われる。

2-1905 (H31-R3)	気候変動に伴う都市災害への適応		稲津 将 (北海道大学)
	重点課題	⑥気候変動の適応策に係る研究・技術開発	
	行政要請研究テーマ	(2-6) 地方自治体向けのクラウド型気候変動影響評価ツールの開発	

本研究では札幌・熊谷・新潟・京都・大阪を対象に、暑熱・強風・豪雨豪雪など都市災害への気候変動影響を解析し、熱中症搬送の激増やフェーンによる極端高温、都市構造と強風リスクの関係、寒冷地での豪雪増大可能性を明らかにした。解析成果は地方自治体と共有され、日除け・樹木導入や放水路トンネル効果などの適応策検討に活用された。都市計画や防災整備と一体的に進めるべき政策知見を提供し、将来の迅速な対応の必要性も提示した。

2-2003 (R2-R4)	地球温暖化に関わる北極エアロゾルの動態解明と放射影響評価		小池 真 (東京大学)
	重点課題	(主) ⑨地球温暖化現象の解明・予測・対策評価	
		(副) ⑩大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
行政要請研究テーマ	(2-2) 気候変動に関わる北極域におけるブラックカーボンエアロゾルの動態解明と影響評価		

本研究では、日本で開発されたブラックカーボン (BC) 測定装置「COSMOS」を用いた観測・分析を通じて、北極域における BC の高精度モニタリングとその気候影響評価を実施した。成果は北極評議会北極圏監視評価プログラム(AMAP)報告書や IPCC 第6次報告書等で採用され、国際的な政策形成に貢献した。COSMOS は世界標準の BC 測定法として国際的に認知されつつあり、今後の排出規制や国別統計策定への活用が期待される。

2-2101 (R3-R5)	気候変動、少雪多雨化、健全な水循環、栄養塩管理		張 勁 (富山大学)
	重点課題	(主) ⑧気候変動への適応に係る研究・技術開発	
		(副) ⑩大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
行政要請研究テーマ	(2-2) 地域特性に応じた気候変動影響予測及び適応の推進に関する研究		

本研究では、安定・放射性同位体を用いて河川水・地下水の物質輸送量を多様な時間スケールで定量化し、水文モデルに組み込み陸域と海域を結ぶ水・栄養塩循環システムを解明した。富山県の水循環政策に直結し、カーボンニュートラル戦略策定、水質環境計画改定、地下水指針改定に貢献した。特に 2023 年策定の「富山県カーボンニュートラル戦略」に研究概要が掲載され、気候変動適応策の科学的基盤を提供した。

2-2202 (R4-R5)	極端気象の将来変化に関する物理的理解に基づく予測不確実性を低減した情報伝達		高菽 縁 (東京大学)
	重点課題	(主) ⑨ 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価	
		(副) ⑧ 気候変動への適応に係る研究・技術開発	
行政要請研究テーマ	(2-5) 地域特性に応じた適応の優先度と限界等を考慮した適応策立案手法の開発		

最新の気候モデル CMIP6 における将来予測の妥当性を統計的に検討し、過大な気温上昇を示すホットモデルを除外したアンサンブルが適切であることを示した。これにより経済影響推計の上限を引き下げ、不確実性を 31%低減した。さらに、豪雨・異常気象発生要因や予測誤差の構造を明らかにし、モデル改良・観測強化を提案した。これらの成果は、IPCC 第7次報告書に向けて気候変動の予測と影響評価の分野をまたいだ総合的な知見を得るために必要な道筋を示した。また、「気候変動影響評価報告書 2025」で共通気候シナリオの科学的妥当性を示す重要な根拠を提供している。

2-2201 (R4-R6)	燃烧起源 SLCF の東アジア国別排出量の迅速把握と方法論構築	谷本 浩志 (国立環境研究所)
	重点課題	(主) ⑨地球温暖化現象の解明・予測・対策評価
		(副) ⑦気候変動の緩和策に係る研究・技術開発
行政要請研究テーマ	(2-3) 燃烧起源 SLCF の排出量把握と削減効果の評価による気候変動政策手段としての可能性探求	

本研究では、最新の野外観測や衛星観測、航空機観測のデータを利用して排出量を算出し、独立した手法としてボトムアップインベントリを比較評価した。特に、BC 排出シナリオの妥当性を検証するとともに、東アジア排出量の課題評価の気候影響を解析し、社会経済学的な分析を行なった。また、BC 排出インベントリの方法論を構築した。これらの結果は、IPCC 第7次評価報告書の SLCF 関連報告書の作成に寄与し、また、北極評議会への日本政府の「東アジア BC 排出量報告書」の提出を通じて、国際的な政策形成の科学的基盤の強化に貢献している。

### 【資源循環領域】

3-1803 (H30-R2)	指定廃棄物熱処理残渣中セシウムのアルミノ珪酸塩による捕捉・難溶性態化技術の確立	東條 安匡 (北海道大学)
	重点課題	(主) ④災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発
		(副) ⑩廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発
行政要請研究テーマ	(3-3) 最終処分場の立地促進に向けた重金属等の有害廃棄物の最終処分方法についての研究	

本研究では、Cs 捕捉を阻害する物質を解明し阻害回避法の開発を行った。また、Cs 捕捉効率を最大化する条件や前処理法を探索し、放射性 Cs で本捕捉現象を確認した。環境省「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」では、減容化熱処理後に発生する Cs 濃縮飛灰の固化法が検討されている。本研究で採用したアルミノ珪酸塩による Cs 捕捉・難溶性態化は、最少 0.8 倍の添加量でほぼ 100%の Cs 固定化が可能で、溶出はフッ酸分解以外では起こらない。現状、最終廃棄体の選択肢には含まれていないが、Cs 濃縮物の安全管理技術として行政が今後活用し得る有力な成果である。

3-1901 (H31-R3)	新規 POPs 含有プラスチック廃棄物の環境上適正な管理に向けた国際的な分析技術基盤の整備	梶原 夏子 (国立環境研究所)
	重点課題	(主) ⑩廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発
		(副) ⑭化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究
行政要請研究テーマ	(3-3) 国際展開・貢献を意識した廃棄物に含有される有害化学物質の分析方法に関する研究	

本研究では、プラスチック廃棄物に特化した検定方法の開発および妥当性評価、試験所間国際相互検定等を行った。成果は、環境省の POP-BFR 含有廃棄物処理検討、公定分析法整備に活用され、国内制度の円滑な構築を支援した。バーゼル条約 POPs 技術ガイドライン策定、LPC(Low POP Content)国際交渉では科学的根拠を提供し、循環資源中 POPs 検定法や実態把握を国際的に発信した。また、途上国導入可能な検定法も提示し、国際的対応に寄与した。国内では廃プラスチック資源循環戦略に知見を提供し、有害化学物質対策や実態把握の推進を支援した。さらに POPs 研究者や政策担当者を含む国際ネットワークの充実に貢献した。

3-2004 (R2-R4)	環境調和型抽出剤の創製と高効率レアメタルリサイクル技術の構築	後藤 雅宏 (九州大学)
	重点課題	(主) ⑩地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発
		(副) ⑪ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発
行政要請研究テーマ	記載なし	

本研究では、環境負荷が低く生体適合性の高い深共晶溶媒（DES）およびイオン液体を用いた、白金族金属やリチウムイオン電池（LiB）からの高効率分離技術を開発した。特に、従来困難だったロジウム（Rh）の抽出を可能とし、酸浸出工程を不要とする直接浸出法の確立により、環境負荷の大幅な低減に成功した。これにより、小規模かつ地方分散型のレアメタルリサイクルプロセス構築が現実的となり、資源循環の促進と環境保全への貢献が期待される。

3G-2101 (R3-R5)	非接触型ごみ収集システムの開発と社会実装に向けたシナリオ構築	小野田 弘士 (早稲田大学)
	重点課題	(主) ⑫社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発
		(副) ⑩地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発
行政要請研究テーマ	(3-3) 廃棄物収集の安全性確保のための AI・IoT による自動ごみ収集技術の高度化・効率化に関する研究	

本研究は非接触型ごみ収集システムの要素技術を開発し、屋外走行可能な自律走行ロボットを実用化レベルで実証した。さらに全国の自治体・事業者・住民への調査を通じ、収集運搬の非接触化に向けた市場把握や3種の社会実装シナリオを構築し、車両規格見直しや統一コンテナ普及など具体的政策提言を提示した。加えて環境省検討会や各自治体審議会でも成果を紹介し、地域政策や観光地のごみ問題解決への応用にも寄与している。

3-2201 (R4-R6)	カーボンニュートラル目標と調和する日本の物質フロー構造の解明	南齋 規介 (国立環境研究所)
	重点課題	(主) ⑪ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発
		(副) ⑦気候変動の緩和策に係る研究・技術開発
行政要請研究テーマ	(2-6) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による脱炭素社会の実現に向けたシナリオ分析の高度化	

本研究は日本版物質フロー・ネクサスモデルを開発し、建築物と森林の炭素フローを統合的に評価、木造化・再造林推進の定量的根拠を提示した。また、食品ロス実測と行動変容効果推計により、2050年75%削減時のGHG削減効果を明示し、循環施策の優先度設定に貢献した。さらに47都道府県を対象としたごみ処理広域化・集約化の動的最適化モデルを提示し、自治体計画策定や環境省シンポジウムで共有され政策検討に活用された。

【自然共生領域】

4-1801 (H30-R2)	特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発	田中 周平 (京都大学)
	重点課題	⑫：生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発
	行政要請研究テーマ	(4-10) 新たに侵入する外来種に対する被害防止技術の開発と防除事業への適用

琵琶湖岸 53 地区での調査によりオオバナミズキンバイの分布と繁茂可能性を示す「ポテンシャルハビタットマップ」を作成し、防除重点地の選定や駆除効率化に活用された。さらに貴重植物の生育地との競合も明示し、滋賀県による防除作業の政策判断に貢献した。成果は「ヨシ群落保全基本計画」の改定にも反映され、国交省や市民団体の駆除活動にも利用された。

4-1802 (H30-R3)	環境変動に対する生物多様性と生態系サービスの応答を考慮した国土の適応的保全計画	久保田 康裕 (琉球大学)
	重点課題	(主) ⑫生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発
		(副) ⑬森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発
	行政要請研究テーマ	(4-4) 地域・民間が主体となった希少種保全活動の価値の評価手法の開発
		(4-7) 生物多様性と地域の社会経済に配慮した自然保護地域の管理、有効性評価と計画・管理運営手法の開発
		(4-8) 自然資源を利用した観光を持続的に推進するための影響評価手法、資源管理手法、地域づくり計画手法等の開発
(4-10) 新たに侵入する外来種に対する被害防止技術の開発と防除事業への適用		
(4-11) 保護増殖事業の適切な目標設定手法及び達成状況評価手法の開発		

生物多様性条約の保全目標達成には、地域で実効性あるアクションプランが不可欠である。本プロジェクトは、日本全土の生物多様性パターンを 1 km スケールで可視化し、微細な土地利用を組み込んだ計画立案を可能にする情報基盤と分析ツールを整備した。これにより、ポスト 2020 生物多様性枠組みや SDGs の実現を支援し、COP10 で掲げられた「自然と共生する社会」の中長期目標に向けた地域・民間レベルでの保全活動の推進に貢献した。

4-1902 (H31-R3)	ゲノム情報に基づくテラメイド生物多様性保全策の構築と検証	井鷲 裕司 (京都大学)
	重点課題	⑫生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発
	行政要請研究テーマ	(4-7) 国内希少野生動植物種の生息個体数や生息適地の推定方法の確立に向けた研究

本プロジェクトは、ゲノム情報に基づき希少野生植物の脆弱性や適応能力を明らかにし、環境省の保護増殖事業や野生復帰計画に有用な知見を提供した。小笠原固有種やサガリランの適切な保全策、群馬県カッコソウ協議会での遺伝解析支援など、地方行政とも連携して実践的に貢献した。さらに MIG-seq 法をアジア太平洋地域へ普及し、国際的保全にも資する基盤を構築した。自治体・環境省職員への研修

を通じ、研究成果を行政実務へ橋渡しした。

4-2001 (R2-R4)	次世代 DNA バーコードによる絶滅危惧植物の種同定技術の開発と分類学的改訂		矢原 徹一 (（一社）九州オープン ユニバーシティ)
	重点課題	⑬生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究	
	行政要請研究テーマ	(4-3) 絶滅危惧種の新種記載及び国内希少野生動植物の同定の簡便化に対応する DNA バーコード・ライブラリの充実促進等に向けた研究	

本研究は、次世代シーケンサーを活用した新しい DNA バーコーディング法をわが国における維管束植物に網羅的に適用し、種識別の客観的根拠を提示することを目指したものである。その成果としては次のようなものが挙げられる。MIG-seq 法による系統解析によりツシマアカショウマが独立種であることを明らかにし、環境省による国内希少野生動植物種指定の判断に貢献した。ギボウシ属など新種候補の情報も提供し、保全策の検討やレッドリスト改訂作業に寄与した。さらに、絶滅危惧種 104 種・亜種の分類学的独立性を明確化し、環境省による種指定の科学的根拠として今後の政策決定に活用される見込みである。

4-2103 (R3-R5)	高度画像解析技術を用いたプランクトンモニタリング手法に基づく湖沼生態系監視技術の開発		占部 城太郎 (東北大学)
	重点課題	(主) ⑭生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発 (副) ④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用	
	行政要請研究テーマ	記載なし	

本研究では、湖沼の生態系保全や水質管理を目的として 211 打草を格納した国内最大級の淡水プランクトン画像 DB と DNA バーコードライブラリーを構築した。また、高精度なプランクトン自動判別・計数システムを開発し、プランクトン画像分類の新しい手法である ML-ABN を提案した。さらに、多種観測データを活用したプランクトンの変動予測モデルを開発し予測精度を大幅改善した。これらの成果は琵琶湖水系のモニタリングで既に活用されており、また、日本水道協会の上水試験方法や国土交通省の各種のモニタリング事業にも利用されている。

4-2201 (R4-R6)	小笠原諸島における植物-昆虫相互作用網の保全に向けた情報基盤の確立と情報取得技術の開発		川北 篤 (東京大学)
	重点課題	⑬生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究	
	行政要請研究テーマ	記載なし	

本研究では操作性を向上させた自動撮影装置を開発し、ガ類を含む送粉者観察や小型昆虫調査への応用を可能とした。小笠原諸島でガ類が主要送粉者であること、花色進化や雌雄異株化の傾向を明らかにし、島嶼生態系理解に貢献した。さらに約 70 種の未記載種を発見・記載し、独自の進化過程や地理的起源を解明した。また、近親交配実験やゲノム解析により絶滅リスクを予測・評価する手法を開発した。

これらの成果により、小笠原諸島における生物多様性や独自の進化の解明が進み、世界自然遺産価値の向上に貢献している。

【安全確保領域】

5-1801 (H30-R2)	革新的モデルと観測・室内実験による有機エアロゾルの生成機構と起源の解明		森野 悠 (国立環境研究所)
	重点課題	(主) ⑮大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
		(副) ⑭化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究	
	行政要請研究テーマ	(5-6) 有機エアロゾルの起源解明に基づく PM2.5 シミュレーションの精度向上に関する研究	
(5-7) 凝縮性ダストを含む燃焼排気由来の二次粒子生成能の評価手法に関する研究			

本研究は、PM2.5 対策の科学的課題とされている二次有機エアロゾル(SOA)の数値モデルの改善を行うため、SOA 速度論モデル開発、凝縮性粒子の排出・変質過程モデリング、人為 SOA マーカーの測定法確立等を目指して実施された。これらの研究成果は、環境省の PM2.5 対策検討会で凝縮性粒子排出量推計の先行事例として活用され、政策検討に寄与した。また、国立環境研究所との連携により有機エアロゾルモデルの技術知見を提供し、大気汚染予測システム VENUS の改良に貢献した。さらに、道路沿道における非排気粒子調査業務へ有機マーカー測定手法や CMB モデル用発生源プロファイルを提供し、沿道環境での発生源寄与推計に資した。

5-1901 (H31-R3)	蛍光顕微鏡法による大気アスベスト連続自動計測装置の開発と解体現場におけるアスベスト飛散状況の解明		黒田 章夫 (広島大学)
	重点課題	(主) ⑮大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
		(副) ④災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発	
	行政要請研究テーマ	(5-3) 石綿が使用された建築物等の解体工事における石綿の飛散状況の解明	

令和3年4月の大気汚染防止法改正では、アスベスト健康被害防止の徹底が図られた。これまでの公定法では時間と手間がかかる電子顕微鏡を使う方法であったため、解体現場での利用が困難であった。本課題では、捕集・染色・画像解析を自動化し、大気中のアスベストのリアルタイム検出が可能な連続自動計測装置を開発した。本技術を用いれば、濃度を迅速に把握できるのみならず自動化による測定者間誤差を低減する利点もあり、飛散監視体制の強化や改正法の円滑な運用に直結する成果である。

5-2006 (R2-R4)	水環境における新興・再興微生物リスク管理に向けた微生物起源解析の活用に関する研究		片山 浩之 (東京大学)
	重点課題	(主) ⑮化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究	
		(副) ⑯大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
行政要請研究テーマ	(5-3) 大腸菌等に関する起源解析手法の開発及びその活用に関する研究		

本研究では下水(ヒト)由来大腸菌の遺伝子マーカーを2種類特定し、その有効性を確認した。あわせて、ヌタ場の試料からは様々な微生物遺伝子マーカーを確認した。また、膜吸着培養 PCR 法により感染性のある FRNA フェージの遺伝型別高感度測定法を開発した。これらの成果は、環境水の人為汚染を特定する際に有用なツールとして活用されることが期待される。また、水浴の適否の判断について、水質変動に応じたウイルスのリスク管理を行う場合には、について、膜吸着培養 PCR 法が有用な測定手法となりうるものである。

5-2105 (R3-R5)	対策によるオゾン濃度低減効果の裏付けと標準的な将来予測手法の開発		茶谷 聡 (国立環境研究所)
	重点課題	(主) ⑩大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	
		(副) ⑮化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究	
行政要請研究テーマ	(5-11) 光化学オキシダント等の削減対策による大気環境改善の効果評価		

本研究は、2000～2021年の全国1km解像度排出インベントリを新規整備し、対策と活動量変化の分離評価を可能にした国内初の枠組みを確立した。これを用いた長期大気質シミュレーションにより、要因別にオゾン濃度変化の空間・時間特性を初めて解明した。さらに地上分光計測、衛星観測、大気質シミュレーションを統合し、HCHO/NO2比による感度レジーム評価を実現した。COVID-19期の実大気変動解析でも整合的結果を得て、濃度低減策の立案に資する統一的評価手法を確立した。

これらの成果は、今後の行政による対策立案における対策効果の標準的な評価手法として活用されることが期待され、また、過去の対策による高濃度オゾンの低減効果の裏付けや対策による排出削減を評価するための長期排出インベントリの構築などにも貢献するものと考えられる。

5-2201 (R4-R6)	化学物質の鳥類卵内投与による性分化異常評価手法の開発とテストガイドライン化に向けた提案		川嶋 貴治 (国立環境研究所)
	重点課題	⑮化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究	
	行政要請研究テーマ	(5-15) 化学物質に対する鳥類繁殖毒性評価のための新規試験法の開発に関する研究	

本研究では、親鳥から卵への影響評価から卵から親鳥への影響評価へのパラダイムシフトを実現する、ウズラ胚を用いた迅速・低コストの性分化異常スクリーニング法を開発した。有害性発現経路(AOP)の開発に資する分子マーカーを同定し、鳥類生殖器官・脳性分化研究を前進させた。OECDや日米英会議で成果を共有し、国際ガイドライン化を目指すとともに、化審法やPOP対策など環境政策への科学的根拠を提供した。

#### 【カーボンニュートラル専門部会】

1CN-2203 (R4-R6)	セルロース誘導体を助剤とするバイオマス粉末押出成形・耐水化システムの確立		野中 寛 (三重大学)
	重点課題	⑥グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発（海洋プラスチックごみ問題への対応）	
		④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用	
行政要請研究テーマ	記載なし		

本研究では、セルロース誘導体の増粘性を活用して木粉やコーヒー粕など多様なバイオマス粉末を押出成形し、耐水性を備えたオールバイオマス成形品を実現した。乾燥変形制御技術や低温架橋の見知も得て、廃棄物系バイオマスの資源循環を加速する技術基盤を確立し、鉛筆軸や家具パネルへの応用、企業との特許出願を通じて循環型社会形成と脱炭素政策に資する実用化展開に貢献している。

## 参考資料 2 : 競争的研究費制度の事例

競争的研究費制度は、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度であり、科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）。」と定義されている。それまで「競争的資金」として整理されていた事業と、その他の公募型の研究費を一本化して、「競争的研究費」として、その名称のみならず、各種事務手続き等の統一的なルールの整理を進めたものである。

令和 7 年度現在、約 150 件を超える競争的研究費制度がある（内閣府資料）。このうち、環境分野に関連する各府省の競争的研究費制度の概要を次表にまとめ、さらに主な制度の概要、特徴、PD・PO 制度等、審査方法について、その詳細を別添に示した。「特徴」については、それぞれの制度に含まれる環境分野に関連するプログラムや研究領域等を紹介するとともに、実施中の研究課題例を示した。「PD・PO 制度等」については、各制度における PD（プログラムディレクター）と PO（プログラムオフィサー）の役割（類似の役割を担う別名称のポジションを含む）を記載した。なお、PD については、ほとんどの制度において外部有識者（大学教授等）の兼務となっていたが、専任の場合についてはその旨を記載した。また、PO についてはその配置が明示されていない場合もあった。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) や新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) のグリーンイノベーション基金事業などの大型の事業では、その中で各種環境・エネルギー関係のプログラム・課題が複数実施されているので、それらの内容について記載した。また、環境研究総合推進費については本編で詳しく説明していることから、ここでは省略した。

### 環境分野に関連する競争的研究費制度

府省名	配分機関	制度名	制度概要	当該制度の主な環境関連プログラム	R7 当初予算額 (百万円)
内閣府	科学技術イノベーション推進事務局 (予算は各省庁に移し替えて実施)	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) *	基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発等に産学官連携で取り組むプログラム。	スマートエネルギー・マネジメントシステムの構築、サーキュラーエコノミーシステムの構築、スマートモビリティプラットフォームの構築	—
	科学技術イノベーション推進事務局 (予算は各省庁に移し替えて実施)	研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)	総合科学技術・イノベーション推進事務局の司令塔機能を生かし、SIP や各省庁の研究開発等の施策で生み出された革新技術等の成果を社会課題解決や新事業創出、ひいては、我が国が目指す将来像 (Society5.0) に橋渡しするため、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における各省庁の施策の実施・加速等に取り組むプログラム。	CO <sub>2</sub> 排出削減効果の定量化による公共調達の GX の推進、金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業、産官学連携による熱中症リスク低減のための先進的な暑さ指数計測技術の社会実装、花粉症問題に対応するための花粉観測手法の高度化	—
	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究	食品健康影響評価(リスク評価)の実施又は当該評価方法のガイドライン等の策定に必要なデータ、知見等を得ることを目的として、年度ごとに決定する優先実施課題について、優れた提案を採択し、委託研究を行う。	食品中の化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究、食品中の化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムと新たな評価系に関する研究	188

府省名	配分機関	制度名	制度概要	当該制度の主な環境関連プログラム	R7 当初予算額(百万円)
内閣府	消費者庁	食品衛生基準科学研究費補助金	食品安全に関する科学研究の振興を促し、もって、食品安全に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。		198
文部科学省	文部科学省、日本学術振興会	科学研究費助成事業*	人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とするものであり、ピアレビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行う。	科学研究費補助金 学術研究助成基金助成金	237,850
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業*	社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、トップダウンで定めた方針の下、組織の枠を超えた時限的な研究体制(バーチャル・ネットワーク型研究所)を構築し、我が国の重要課題の達成に貢献する新技術の創出に向けた研究開発を推進する。	先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next)	47,320
	科学技術振興機構	国際科学技術共同研究推進事業*	我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、アジア・アフリカ等の開発途上国と、環境・エネルギー分野、防災分野、感染症分野、生物資源分野の地球規模課題の解決につながる国際共同研究を推進する。	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)	3,011
	科学技術振興機構	社会技術研究開発事業*	SDGs を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。	SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム	1,686
	科学技術振興機構	未来社会創造事業	社会・産業ニーズを踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲット(ハイインパクト)を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標(ハイリスク)を設定し、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成 事業等から創出された多様な研究成果を活用して、実用化が可能かどうかを見極められる段階(概念実証：POC)を目指した研究開発を実施する。	「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域	7,711
	科学技術振興機構	低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	我が国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤としたカーボンニュートラル社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋や選択肢、戦略を示す社会シナリオ研究を推進する。		130
	文部科学省	気候変動適応戦略イニシアチブ	データ統合・解析システムを活用した地球観測・気候変動予測データの蓄積・統合解析や、全ての気候変動対策の基盤となる気候モデルの開発等を通じた気候変動メカニズムの解明や気候変動予測の不確実性の低減などの科学的知見を創出するための研究開発を行う。	気候変動予測先端研究プログラム、地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業(DIAS)	897

府省名	配分機関	制度名	制度概要	当該制度の主な環境関連プログラム	R7 当初予算額(百万円)
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金*	独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題について、競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究の振興を促し、もって国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。	化学物質リスク研究事業、健康安全・危機管理対策総合研究事業	5,713
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター	オープンイノベーション研究・実用化推進事業*	『「知」の集積と活用』からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入して革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究や、研究成果の迅速な実用化・事業化を図る実証研究を支援する提案公募型研究事業を実施する。		1,835
	農林水産省	みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発を国主導で推進する。	環境負荷低減対策研究、気候変動適応研究	1,749
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	グリーンイノベーション基金事業*	2050年までのカーボンニュートラル目標の達成に向けて、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援することにより、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションの取組を大幅に加速することを目的とする。	洋上風力発電の低コスト化、次世代型太陽電池の開発、廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現、他	—
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する新技術先導研究プログラム	2050年カーボンニュートラル及びエネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決するためには、国家プロジェクトの推進に加えて、20年後、30年後に新たな成長分野を創り出していく戦略的な取り組みが必要である。このため本事業において、ハイリスクだがインパクトのある技術の原石を発掘し、将来の国家プロジェクト化やベンチャーによる事業化等を見据えて磨き上げることを目的とする。		4,723
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	カーボンサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発事業	本事業では、カーボンサイクルの実現と化学工業プロセスの省エネ化に向けて、最先端のゲノム編集技術等を駆使して、バイオ由来製品を生産する微生物等の機能性向上等を図るとともに、生産プロセスのバイオファウンドリ基盤技術の確立等により低コスト化・高品質化を進め、バイオ由来製品の普及拡大に向けたエコサイクルを構築する。	バイオ資源活用促進基盤技術開発	2,700
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	CCUS 研究開発・実証事業	CO <sub>2</sub> 貯留技術に関する安全性を担保した、低コストかつ実用規模の安全管理技術の確立を目指した研究開発を実施する。	苫小牧におけるCCUS大規模実証試験	7,470
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム	革新的な省エネ技術の社会実装に向け、長期的な視野にたったテーマから実用化に近いテーマまでの公募型技術開発を実施し、シーズ発掘から事業化まで一貫して支援を行う。		5,800

府省名	配分機関	制度名	制度概要	当該制度の主な環境関連プログラム	R7 当初予算額 (百万円)
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業	我が国における洋上風力発電の主力電源化を図る上では、諸外国と比べて高い発電コスト、低調な設備利用率、自然条件に関する情報の不足、日本の気象・海象条件に適した洋上特有の技術課題、国内事業者における実績の不足など、様々な課題の解決を目指す。		3,900
国土交通省	国土交通省	上下水道科学研究費補助金	上下水道分野の技術革新を推進していくため、国土交通省の所掌する上下水道技術の高度化及び国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究の一層の推進等に資する技術研究に関する提案を企業や研究者から広く公募する競争的研究費制度。	浄水・下水汚泥の有効利用に関する研究、下水道に係る効率的な水処理システムに関する研究	37
環境省	環境再生保全機構	環境研究総合推進費	気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進するための事業。		5,622

\*太字は「別添」で詳細を示した制度

出典：内閣府「令和7年度競争的研究費制度一覧（制度概要）」及び「競争的研究費制度（令和6年度当初予算額・補正予算額、令和7年度当初予算額）」

## 1. 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)(内閣府)

予算は文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に移し替えて実施。環境省(機構)担当分の「サーキュラーエコノミーシステムの構築」プログラムは約 13 億円。

### 概要:

内閣府が司令塔となり、府省庁連携による分野横断的な研究開発等に産学官連携で取り組むプログラムである。社会的・経済的インパクトが大きい重要課題を対象に、基礎研究から実用化・社会実装までを一体的に進めるため、明確な出口戦略を設定し、プログラムディレクター(PD)の強いリーダーシップの下で研究開発を統括する。2014年に第1期が開始され、現在は第3期(令和5~9年度)が進行中で、脱炭素、デジタル、健康・医療、サーキュラーエコノミーなど、我が国が直面する重要課題を対象としている。

### 特徴:

科研費などの一般的な競争的研究費制度が研究者主導のボトムアップ型であるのに対し、SIPは国が設定した重点課題に基づくトップダウン型の制度である。単年度・個別研究の成果にとどまらず、複数年度にわたる大型予算を活用し、研究成果の社会実装や事業化までを見据えている。また、複数府省の予算を一体的に運用していることが、他制度との大きな違いである。

第3期では14課題が設定されており、このうち環境分野関連課題としては「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」、「スマートモビリティプラットフォームの構築」などがある。「サーキュラーエコノミーシステムの構築」については環境再生保全機構が課題の実施管理・運営の主体となる研究推進法人を担っている。その他の課題の研究推進法人は課題内容に関する国立研究開発法人が担っている。「サーキュラーエコノミーシステムの構築」課題では、6つの研究開発テーマ((A1)循環市場拡大に資するデジタル基盤構築、(A2)デジタル基盤構築に必要な情報ルールの整理・共通化、(A3)自然資本評価ツールの開発・可視化、(B1)使用済プラスチックから高品位の再生材を選別・供給するシステムの開発、(B2)自治体協力回収プラスチックの分別・供給システムの確立、(C1)循環性向上と可視化のためのプラットフォーム整備))が設定され、それぞれの研究開発テーマについて公募によって複数の研究開発課題が採択・実施されている。

### PD・PO 制度等:

プログラムディレクター(PD)は課題毎に配置されて、各課題の総責任者として、課題全体の戦略・計画の立案、予算配分・調整、府省横断の政策連携、産学官連携の推進、評価体制との調整を統括する。開発計画、ステージゲート式評価、出口戦略(社会実装・制度化・事業化)まで見据えた推進役で、課題戦略の実行・年度計画、調整事項の意思決定、進捗レビューなどを行う推進委員会議長を兼ねる。PDを補佐する者として、複数のサブPDが配置されている。

また、プロジェクトマネージャー(PM)が研究推進法人内に配置され、PDと連携し日常的なプロジェクト管理・調整を担うとともに、各サブ課題・研究テーマの実施計画、契約管理、進捗モニタリング、評価調整等を実務レベルで執行する。「サーキュラーエコノミーシステムの構築」課題では、サブPDが兼務している。

### 審査方法:

各課題の中での個別研究課題の公募・審査については、研究推進法人がPDの方針に基づき、個別研究課題を公募する。「サーキュラーエコノミーシステムの構築」については、専門的観点からの技術・事業評価(ピアレビュー)、ユーザー視点からの社会実装計画の妥当性(予見性)評価(ユーザーレビュー)が行われ、採択後は継続妥当性評価(ステージゲート)が実施されている。

## 2. 科学研究費助成事業(科研費)(文部科学省、日本学術振興会(JSPS))

R7 年度当初予算額 : 2,378.5 億円

### 概要:

日本最大規模の競争的研究費制度である。大学や研究機関に所属する研究者が、自らの発想に基づいて行う基礎研究から応用研究までを幅広く支援することを目的としている。研究種目には基盤研究、若手研究、挑戦的研究、特別推進研究などがあり、研究規模や研究者のキャリア段階に応じた多様な枠が設けられている。学術の発展そのものを重視し、長期的視点で知の創出を支える点が大きな特徴である。1999 年度から、公募・審査・交付業務は文部科学省から日本学術振興会(JSPS)に移管された。また、2011 年度から小型の研究種目から基金化が進められてきており、2025 年度時点では、研究費が大型の特別推進研究と学術変革領域を除いて、ほぼ基金化されている。

### 特徴:

研究者主導のボトムアップ型制度であり、研究者の自由な着想と学術的独創性が尊重される。審査は分野別の専門家によるピアレビューを基本とし、研究の新規性、学術的意義、研究計画の妥当性などが評価される。人文学、社会科学、自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」を対象としている。

環境分野に関係する二つの中区分「環境解析評価およびその関連分野」及び「環境保全対策およびその関連分野」のすべて研究種目を合わせた R7 年度配分額は約 47 億円で、全体の 2.8%であった。また、環境分野に関連する大型研究として、特別推進研究では、「気候変動を駆動する海氷:長期の南極 vs. 北極」、「東南極周辺南大洋の環境変化と生物地球化学循環・低次生態系の応答」などの研究課題、学術変革領域研究(A)では「グローバル南極学:大変化する氷床と地球環境の連鎖をつなぐ」「植物気候フィードバック」などの研究課題が実施されている。

### PD・PO 制度等:

JSPS に設置されている「学術システム研究センター」が、厳正で透明性の高い評価システムの確立、課題選定から評価、フォローアップまでを一貫して責任をもつ体制を担っている。当センターの所長・副所長が PD として、また 9 つの専門領域毎に十数名の PO が配置され、審査体制に関する提案・助言、審査委員等の候補者案の作成審査・評価結果の検証・分析などの役割を担っている。

研究課題毎に PD や PO 等は配置されていないが、大型の学術変革領域研究などでは領域代表者を中心とするチーム(総括班)が置かれて、研究領域全体のマネージメントを担うことになっている。

**審査方法:** 主な研究種目毎の審査方法の概要は下表の通り。

研究種目	審査方式	審査の具体的なプロセス	審査員数(目安)	審査区分	備考
特別推進研究	総合審査	書面審査+海外評価+合議+ヒアリング	10 名程度+海外査読者	-	応募課題毎に審査体制を構築
学術変革領域研究(A・B)	総合審査	書面審査+合議+ヒアリング	20 名程度	領域	領域全体の「構想」を審査。個別の公募研究は別途、書面審査等が行われる。
基盤研究(S)	総合審査	書面審査+合議+ヒアリング(面接)	6 名程度	大区分	1 段目の書面評価に基づき、2 段目で対面による合議と面接が行われる。
基盤研究(A)	総合審査	書面審査+合議	6 名程度	中区分	面接(ヒアリング)はないが、審査員が集まって議論し、採否を決定する。

基盤研究 (B)	2段階書面 審査	第1段:書面審査	4~6名	小区分	合議(集まって議論)を行わず、システム上で2回評価を行う。
		第2段:書面審査			
基盤研究 (C)	2段階書面 審査	第1段:書面審査	4~6名	小区分	同上
		第2段:書面審査			
若手研究		第1段:書面審査	4名	小区分	同上
		第2段:書面審査			

大型研究(特別推進研究、学術変革領域研究(A・B)、基盤研究(S)、基盤研究(A))における総合審査は「書面審査」で絞り込んだ後、審査員が対面またはオンラインで議論する「合議」がセットになっている。

基盤(B)・(C)、若手研究の2段階書面審査では、第1段書面審査で審査員がスコアリングし、コメントを書く。第2段書面審査で自分の評価と「他の審査員の評価」がシステム上で匿名で開示される。他の審査員の視点を参照しつつ、自分の評価を修正するか、あるいは維持するかを判断し、最終的なスコアを確定させる。

### 3. 戦略的創造研究推進事業(文部科学省、科学技術振興機構(JST))

R7年度当初予算額 : 473億円

#### 概要:

我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、挑戦的な基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく創造的な革新的技術のシーズ(新技術シーズ)を創出することを目的としている。国が「将来的に解決すべき社会課題」として戦略目標を策定し、それを受けてJSTが具体的な研究領域を設定する。研究者は大学や企業に所属したまま、JSTが設定した「研究領域」という仮想の研究組織(ネットワーク型研究所)に参画する。

#### 特徴:

トップダウン型の目標設定による中長期的な視点で科学技術のブレークスルーを目指す。数年単位の挑戦的課題に資金を継続配分し、チーム研究や連携を促進する。プログラムとしては、戦略目標に基づいて広い分野から公募されるCREST、さきがけ、ERATO、及びACT-Xと、カーボンニュートラル実現に特化したALCA-Next及びデジタルトランスフォーメーションに特化したCRONOSがある。

プログラム名	形式・体制	主な対象層	研究期間	総研究費上限 (直接経費1課題あたり)	新規採択数 (R7)	全体予算 規模 (R7)
CREST	チーム型	中堅以上のリーダー	5.5年以内	1.5億~5億円	約60件	約180億円
さきがけ	個人型	若手~中堅	3.5年以内	3,000万~4,000万円	約240件	約120億円
ERATO	拠点形成型	世界トップ層	5年程度	12億円	約3件	約45億円
ACT-X	個人型	博士学生・若手	2.5年	450万~1,500万円	約160件	約15億円

ALCA-Next	ステージゲート型	GX 分野の研究者	スモールフェーズ 3.5 年  加速フェーズ 3 年	スモールフェーズ：2,500 万円/年  加速フェーズ：7,500 万円/年	約 50 件	約 60 億円
CRONOS	プロジェクト型	DX 分野の研究者	5 年以内	2,000 万～2,700 万円/年	約 10～15 件	約 18 億円

CREST では現在、12 の研究領域が設定されており、そのうち環境分野に関連するものとしては「材料創製と循環」「海洋カーボン」がある。同様に、さきがけでは 15 研究領域のうち環境分野関連として「材料の創製・循環」「海洋バイオスフィア」がある。ACT-X は現在 5 研究領域が設定されているが、環境分野に直接関係するものはない。

ALCA-Next では、エネルギー変換・蓄エネルギー領域、資源循環領域、グリーンバイオテクノロジー領域、グリーンバイオテクノロジー領域、半導体領域、グリーンコンピューティング・DX 領域、未来本格型の 6 つ技術領域が設定されている。また、「ステージゲート評価」を採用して、研究初期段階の「スモールフェーズ」と本格研究段階の「加速フェーズ」に段階を区切って運営されている。

#### PD・PO 制度等：

「ナノ材料」「情報技術」といった大きな分野ごとに研究主監 (PD 相当) が配置される。各領域の研究総括 (PO 相当) を束ね、領域間の重複を調整し、国の科学技術政策に沿った運営がなされているかを監督する。

研究総括は CREST や「さきがけ」の各研究領域の責任者で、「ネットワーク型研究所」の所長にあたる役割を担い、予算増減や研究打ち切りの権限を持つ。また、研究領域の運営を支える複数の領域アドバイザーが配置され、科学技術面、産業界の有識者、さらに法的観点からのアドバイスなどを担っている。

#### 審査方法：

審査は書類審査 (第一次選考) と面接審査 (第二次選考) の二段階で実施される。第一次選考では各課題は、研究総括と複数の領域アドバイザーによって審査される。研究総括が領域アドバイザーの意見を踏まえて面接対象者を絞り込む。第二次選考では研究提案者が、研究総括および領域アドバイザーに対してプレゼンテーションと質疑応答を行う。研究総括が採択課題の最終的な判断をする。

#### 4. 社会技術研究開発事業 (文部科学省、科学技術振興機構 (JST))

R7 年度当初予算額：約 17 億円

#### 概要：

社会技術研究開発センター (RISTEX) が実施する、社会課題解決型の競争的研究費制度である。本事業は、災害対応、少子高齢化、環境リスク、AI・データ利活用、社会的分断など、技術だけでは解決できない複雑な社会課題に対し、科学技術と制度、組織、行動、合意形成を統合した「社会技術」の創出と実装を目的としている。SDGs を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。

#### 特徴：

研究成果を論文や技術開発にとどめず、実際の社会変革につなげることを明確に求めている点にある。その

ため、研究計画段階から自治体、企業、NPO、市民、行政機関などのステークホルダーが参画し、社会実証や制度試行、現場での運用を含めた研究開発が行われる。研究開発は、あらかじめ設定された「研究開発領域」ごとに公募される。領域は固定的ではなく、社会情勢や政策課題を踏まえて期間限定で設定される。実施中の研究開発領域には、「ケアが根づく社会システム」、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム」、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」、「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」がある。

環境分野に関連する実施中の研究課題には、「高リスク地点予測に基づく害獣モニタリング環境を活用した住民・自治体関係者との協働による獣害対策のシナリオ創出」などがある。

#### PD・PO 制度等:

各研究開発領域・プログラムには全体の戦略設計や公募、評価、運営の最高責任者である領域総括・プログラム総括(PD に相当)が配置される。また、プログラム総括へ専門的助言を行うプログラムアドバイザー(PA)が産・学・官・民のさまざまなセクターから選ばれている。

プログラム総括の補佐および事業運営の実務、研究課題の公募、審査、採択、評価に関する事務局運営等を担う専門職員(PO 相当)が配置されている。

#### 審査方法:

書類審査と面接審査の二段階で実施される。領域総括・プログラム総括とプログラムアドバイザーが審査を担当する。ここでは、PD と PA、及び研究者だけでなく、NPO 代表、自治体関係者、メディア関係者、企業の CSR 担当者など多様な専門性を持つ者が審査に加わる。

### 5. 国際科学技術共同研究推進事業(文部科学省、科学技術振興機構(JST)、AMED(日本医療研究開発機構)、等)

R7 年度当初予算額 : 約 38 億円

#### 概要:

国際連携型の研究支援制度であり、日本と海外の研究機関が対等なパートナーとして共同研究を実施することを目的としている。地球規模課題や先端科学分野など、国際協力が不可欠な研究テーマを対象に、共同研究の形成から本格的な研究実施までを段階的に支援する。政府間合意や国際枠組みに基づく公募が多く、研究者交流、共同実験、データ共有などを通じて、我が国の研究力強化と国際的な知の創出に貢献することを目指している。戦略的国際共同研究プログラム(SICORP)や地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)などがある。

#### 特徴:

国際的な対等協力と政策連動性を重視している。単なる海外渡航支援ではなく、相手国の資金配分機関と協調した「共同公募・共同審査」により、双方が研究費を負担する仕組みを採用している。また、国家間の科学技術協力戦略と連動し、外交・国際政策上の意義を持つ研究テーマが設定されることが多い。SICORP の研究期間は 3~5 年、1 課題当たりの年間研究費(日本側)は 600 万~1 億円で、相手国資金配分機関が日本側と同程度の支援を行うことになっている。SATREPS の研究期間は 3~5 年、1 課題当たりの研究費総額(日本側)は 1.75 億円以内となっている。さらに、SATREPS では JICA の ODA 事業費が組み合わされている。

SATREPS では現在、4 つの研究領域が設定されており、そのうち、環境分野に関連する環境・エネルギー(地球規模の環境課題)及び環境・エネルギー(カーボンニュートラル)の研究領域について、「気候変動と人間活動に対する草原とゴビ砂漠のエコシステムレジリエンスを評価する統合モデリングのためのデジタルネットワークプラットフォームの開発(相手国:モンゴル)」、「沿岸生態系における水熱バイオリファイナリーの構築による地域 BCG 経済とカーボンニュートラルの実現に向けて(相手国:タイ)」など、さまざまな共同研究相手国との課題が

実施されている。

#### PD・PO 制度等：

SICORP では、運営統括(PD に相当)が事業全体の責任者として、国際共同研究の戦略、領域の選定、事業全体の評価について助言や取りまとめを行っている。また、研究主幹(PO に相当)が特定の協力国や研究領域の責任者を担っており、相手国側のファンディング機関(FA)の担当者と協力して、採択課題の選考や進捗管理を行っている。

SATREPS では運営統括は(PD に相当)が本プログラムの運営全体のとりまとめ責任者として、プログラム全体の推進方針決定、研究分野・研究領域間の調整、等を行っている。

各研究領域に複数の研究主幹(RS:リサーチスーパーバイザー)が配置されている。研究主幹は研究領域の研究推進のとりまとめ責任者であり、審査委員会の構成員となっている。採択課題の研究計画の調整、研究への助言等、研究領域の研究マネジメントを行う。

#### 審査方法：

SICORP では、まず、日本側研究者は JST へ、相手国側研究者は自国の FA へ、同一の研究計画書を提出する。国内審査では、JST 側の研究主幹とアドバイザーが書類審査を行い、候補を絞り込み、書類審査通過者に対してオンラインでの面接審査が行われる。その後、相手国側との共同選考合議を行い、双方が合意した課題が最終候補となる。

SATREPS では、日本側研究者が JST に「研究提案書」を提出するとともに、相手国側研究者は実施機関が自国政府を通じて日本大使館へ「ODA 要請書」を提出する。次に、によって、JST が選任した外部有識者による「課題評価委員会」が二段階選考(書類・面接)審査を行う。面接を通過した後、約 1 年かけて JICA と相手国政府が ODA の実務協議を行う。

## 6. 厚生労働科学研究費補助金(厚労科研費)(厚生労働省)

R7 年度当初予算額：約 57 億円

#### 概要：

前身である厚生科学研究費補助金制度は昭和 26 年度に創設され、平成 14 年度から厚生労働科学研究費補助金に改称され、さらに平成 27 年度から医療分野の研究開発関係の研究課題は、(独)日本医療研究開発機構(AMED)に配分される医療研究開発推進事業費補助金(AMED 研究費)となり、厚生労働省本省が実施する厚労科研費とは別に実施されている。

#### 特徴：

厚生労働科学研究費は「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、「行政政策研究分野」、「疾病・障害対策研究分野」、「健康安全確保総研究分野」の 3 分野に大別され、R7 年度は政策科学推進研究事業をはじめとして、健康安全・危機管理対策総合研究事業等の 23 事業を対象としている。これらの事業のうち、化学物質リスク研究事業及び健康安全・危機管理対策総合研究事業で実施されている研究課題には環境分野関連の課題が含まれている。両事業の R7 年度課題数と総交付額はそれぞれ 20 件、約 4.4 億円及び 23 件、約 2 億円である。

#### PD・PO 制度等：

最新の公募要領、評価指針等では明示されていない。

## 審査方法：

厚労科研費では、一般公募型、指定型、戦略型、プロジェクト提案型、及び若手育成型の5つの研究類型が示されているが、一般公募型については外部専門家により構成される事前評価委員会において、「専門的・学術的観点」、「行政的観点」及び「効率・効果的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加える。）を経たのち、研究課題を決定し、その結果に基づき補助金が交付される。

## 7. オープンイノベーション研究・実用化推進事業（農林水産省、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター））

R7年度当初予算額：約18億円

### 概要：

産学官が連携して取り組む、将来の農林水産・食品分野における社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎研究や、基礎研究等の成果を社会実装するための実用化段階の研究開発を支援する提案公募型の研究事業である。本事業は、研究開発の進捗段階に応じて「基礎研究ステージ」と「開発研究ステージ」に区分されており、研究の成熟度に応じた柔軟な支援を行う。

### 特徴：

基礎研究ステージでは、革新的な技術シーズの探索や実現可能性の検証を主な対象とし、大学・公的研究機関・企業などが連携して研究を実施する。一方、開発研究ステージでは、基礎段階で得られた成果を基に、プロトタイプ開発、実証試験、制度・市場対応性の検証など、実用化・事業化に直結する研究開発を重点的に支援する。また、本事業は研究成果を次の事業化支援やスタートアップ支援制度につなげることも想定しており、研究成果が論文や特許にとどまらず、実際の製品・サービスとして社会に実装されることが期待されている。

研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行う民間企業等を主体として製品化・事業化を行うことを目的とする「実用化タイプ」は、当該民間企業等が研究資金の一定割合を負担することが必須となっている（マッチングファンド方式）。

区分	対象領域	予算	実施期間
基礎研究ステージ 【基礎重要政策タイプ】	みどりの食料システム戦略、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略の推進に資する基礎段階の研究開発	3000万円/年	3年以内
基礎研究ステージ 【研究シーズ創出タイプ】	将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎段階の研究開発	3000万円/年	3年以内
基礎研究ステージ 【若手研究者応援タイプ】	若手研究者が研究統括者となり、若手ならではの新しい視点で未来を変える研究開発	1000万円/年	3年以内
基礎研究ステージ 【チャレンジタイプ】	従来の常識を覆す独創的でチャレンジングな基礎段階の研究開発	1000万円/年	1年以内
開発研究ステージ 【開発重要政策タイプ】	みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略の推進に資する研究開発	3000万円/年	5年以内

開発研究ステージ 【実用化タイプ】	基礎研究等の成果を商品化又は事業化することなどにより収益化を目的とする民間企業発の研究開発	3000万円/年	5年以内
開発研究ステージ 【現場課題解決タイプ】	地域ブランド品種の育成や、地域条件に応じた新しい栽培体系の構築など、研究成果の公益的利用を目的とする地域発の研究課題	3000万円/年	5年以内
開発研究ステージ 【病虫害防除対応タイプ】	早期に対応しなければならない農作物の病虫害の防除に対する研究開発	3000万円/年	5年以内

R6年度及びR7年度採択課題の中には、次のような環境分野に関連する研究課題が見受けられる。

- 木質バイオマス灰の革新的資源循環利用と養分動態解析：持続可能な農業への新展開
- 農地からのN<sub>2</sub>O排出抑制のための窒素循環・微生物叢制御技術開発
- 地球温暖化ガスN<sub>2</sub>Oの農地からの排出を抑制する新規脱窒抑制剤による窒素循環・微生物叢制御技術の開発
- 気象変動に対して高品質な米作りを持続可能にする新たなバイオスティミュラント製剤の構築と社会実装

#### PD・PO 制度等：

本事業の目標の達成が図られるよう、生研支援センターに各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPDおよび研究リーダー等を配置して運営管理を行う。

PDは専任とされており、本事業の各研究課題の進捗管理、指導等の責任者として、試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画における課題の統廃合等を指示できる権限をもつ。

研究リーダーはPDを補佐し、研究統括者と密に連絡を取り合って研究課題の進捗状況等を把握するとともに、PD等の指示に基づき研究統括者への指示・助言等を行う。

また、研究課題を適切かつ効果的に推進するため、研究課題ごとに、研究内容に対応した専門的知見等を有する外部アドバイザーが配置される。

#### 審査方法：

基礎研究ステージについては、解決すべき課題、実用化される成果の時期・内容を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査する。開発研究ステージについては、研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能を明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査するとともに、農業者等、研究成果のユーザーによる開発技術の評価と改善を実施する。

1次(書面)審査は、応募研究課題の研究分野の専門家が「科学的ポイント」について審査を行うピアレビュー方式で実施する。これに、基礎重要政策や若手研究者等に該当する課題には加点する。

2次(面接)審査：外部専門家および行政官を構成員とする評議委員会でヒアリングを行う。科学的ポイントと行政加点ポイントによって、上位から順に採択候補研究課題を選定する。採択研究課題は農林水産省の運営管理委員会で各研究ステージの採択課題を決定する。

## 8. 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業(経済産業省)

### 概要:

NEDOでは、エネルギー・環境分野や産業技術分野を中心に、基礎研究から実証、社会実装までを一貫して支援する役割を担っている。さらに、ビジネス・人材開発支援等も実施している。特に、脱炭素(GX)、エネルギー安全保障、デジタル化、資源循環など、国の中長期政策目標の達成に直結する技術領域を重点分野として設定し、高リスク・長期的な研究開発を推進している。それらの事業の多くは競争的研究制度として位置づけられている。

### 特徴:

NEDOにおいては、令和7年度で約60の競争的研究費制度が運営されており(出典:「競争的研究費制度一覧」(内閣府)に対するNEDO事業名一覧)、その中でエネルギー・環境分野の制度も数多くある。主な制度は以下の通りである。

競争的研究費制度名	R7年度当初予算
グリーンイノベーション基金事業	基金として2.7兆円
エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する新技術先導研究プログラム	47億円
カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発事業	27億円
CCUS研究開発・実証事業	74.7億円
脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム	58億円
産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業	62億円
GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業	19億円
洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業	39億円
カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発	128億円
電気自動車用革新型蓄電池開発	22億円

このうち、グリーンイノベーション基金事業では、エネルギー関連産業、輸送・製造関連産業、及び家庭・オフィス関連産業について以下の20プロジェクトが構成されている。

- 洋上風力発電の低コスト化
- 次世代型太陽電池の開発
- 廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現
- 大規模水素サプライチェーンの構築
- 再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造
- 製鉄プロセスにおける水素活用
- 燃料アンモニアサプライチェーンの構築
- CO<sub>2</sub>等を用いたプラスチック原料製造技術開発
- CO<sub>2</sub>等を用いた燃料製造技術開発
- CO<sub>2</sub>を用いたコンクリート等製造技術開発
- CO<sub>2</sub>の分離回収等技術開発
- 次世代蓄電池・次世代モーターの開発
- 電動車等省エネ化のための車載コンピューティング・シミュレーション技術の開発
- スマートモビリティ社会の構築
- 次世代デジタルインフラの構築

- 次世代航空機の開発
- 次世代船舶の開発
- 食料・農林水産業の CO<sub>2</sub> 等削減・吸収技術の開発
- バイオものづくり技術による CO<sub>2</sub> を直接原料としたカーボンリサイクルの推進
- 製造分野における熱プロセスの脱炭素化

#### PD・PO 制度等：

PD は NEDO の事業毎に配置されており、複数のプロジェクトを含む事業全体を統括する。それぞれの事業に関わる競争的研究費制度全体の方針決定、予算配分、複数のプロジェクト間の調整などの役割を担っている。PD の下で、PO は技術分野ごとに配置され、通常、複数課題を担当して、公募要領の策定、評価者の選定支援、採択課題の進捗状況のモニタリングと研究者への指導・助言、中間評価や事後評価の取りまとめを行う。PD、PO とは別に一部の事業では PM(プログラムマネージャー)が社会実装に向けた実務支援等を行っている。なお、事業、プログラム毎にそれぞれの役割に違いがみられることに留意が必要である。

#### 審査方法：

各制度では基本的に書面審査と面接審査の二段階で実施される。第一段階は書面審査(ピアレビュー)で、提案書に基づき、専門分野の近い外部有識者数名が書面で評価する。技術的な実現性と産業上のインパクトの両面からスコアリングが行われる。第二段階は面接審査(ヒアリング)で書面審査を通過した候補者に対して、PO 及び外部委員で構成される「採択審査委員会」においてプレゼンテーションを行い、質疑応答を通じて提案内容の具体性や遂行能力がチェックされる。なお、小規模・少額な公募の場合には書面審査のみで決定されることがあり、一方で、予算規模が大きいグリーンイノベーション基金事業等の場合には、通常の審査に加え、外部有識者で構成される「分野別ワーキンググループ」による専門的な精査や、経営層へのコミットメント確認が追加されるなど、より重層的な審査が行われる。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。